

令和2年 第4回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 2年12月 8日 開会

令和 2年12月11日 閉会

大 樹 町 議 会

令和2年第4回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和2年12月8日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 委員会報告
- 第 7 陳情第 4号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 第 8 陳情第 5号 少人数学級の実現を求める陳情書
- 第 9 陳情第 6号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書採択に関する陳情書
- 第10 選挙第 1号 大樹町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について
- 第11 議案第106号 大樹町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第107号 大樹町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第13 議案第108号 大樹町行政区会館等の設置条例の一部改正について
- 第14 議案第109号 大樹町債権管理条例の一部改正について
- 第15 議案第110号 大樹町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第16 議案第111号 大樹町介護保険条例の一部改正について
- 第17 議案第112号 大樹町子ども・子育て支援会議条例の一部改正について
- 第18 議案第113号 大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第19 議案第114号 大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第20 議案第115号 大樹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第21 議案第116号 大樹町営住宅管理条例の一部改正について
- 第22 議案第117号 大樹町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第23 議案第118号 大樹町公共下水道事業特別会計条例の廃止について
- 第24 議案第119号 大樹町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

- 第25 議案第120号 大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
 第26 議案第121号 十勝圏複合事務組合規約の変更について
 第27 議案第122号 大樹町公の施設の指定管理者の指定について
 第28 議案第123号 町道路線の認定について
 第29 議案第124号 令和2年度大樹町一般会計補正予算（第9号）について
 第30 議案第125号 令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）について
 第31 議案第126号 令和2年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 第32 議案第127号 令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について
 第33 議案第128号 令和2年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
 第34 議案第129号 令和2年度大樹町水道事業会計補正予算（第4号）について
 第35 議案第130号 令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について

○出席議員（11名）

2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘	4番 西 山 弘 志
5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二	7番 松 本 敏 光
8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範	10番 志 民 和 義
11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之	

○欠席議員（1名）

1番 寺 嶋 誠 一

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
企画商工課参事	大 塚 幹 浩
住 民 課 長	林 英 也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼	
町立尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹

保健福祉課参事	瀬尾 さとみ
農林水産課長兼町営牧場長	佐藤 弘 康
町営牧場参事	梅津 雄 二
建設水道課長兼下水終末処理場長	水津 孝 一
会計管理者兼出納課長	小森 力
町立病院事務長	下山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板谷 裕 康
学校教育課長	瀬尾 裕 信
学校給食センター所長	楠本 正 樹
社会教育課長兼図書館長	清原 勝 利

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	穀内 和 夫
農業委員会事務局長	吉田 隆 広

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	松木 義 行
主 事	八重柏 慧 峻

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、令和2年第4回大樹町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において
7番 松本敏光君
8番 西田輝樹君
9番 菅敏範君
を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。
先の本会議において、議会運営委員会に付託した本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員長、菅敏範君。

○菅議会運営委員長

去る11月30日、議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したので、ご報告いたします。

本定例会への付議事件は、陳情3件、選挙1件、条例関係では、制定が1件、一部改正が13件、廃止が1件、一部事務組合規約の変更1件、公の施設の指定管理者の指定1件、町道路線の認定1件、補正予算7件であり、一般質問は7議員8項目であります。

これらの状況を考慮、検討した結果、会期は12月11日までの4日間とし、会期日程についてはお手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告しましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われま
すよう、よろしくようお願い申し上げ、委員会報告を終わります。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの4日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日12月8日から12月11日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般報告

○議 長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長より報告を行います。

松木議会事務局長。

○松木議会事務局長

それでは、定例第3回町議会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第1、監査及び検査結果の報告について、地方自治法第235条の2第1項の規定によります、9月、10月、11月実施の例月出納検査の結果につきまして、別紙のとおり報告を頂いてございます。

第2、一部事務組合議会等について、南十勝複合事務組合議会定例会が9月29日、大樹町で開催され、西田、松本、寺嶋の3議員が出席してございます。十勝圏複合事務組合議会定例会及びとちかち広域消防事務組合議会定例会、11月27日、帯広市において開催され、組合議員でございませぬ議長が出席をしてございます。

第3、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等の報告について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づきまして、先にお配りしたとおり提出を頂いてございます。

第4、委員会関係につきましては、総務常任委員会を3回、経済常任委員会を2回、広報広聴常任委員会を3回、議会運営委員会を5回、開催してございます。

第5、会議関係、第6、その他につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

○議 長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、令和2年11月20日開催の第5回町議会臨時会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1番目の勲記の伝達についてであります。柏木町にお住いの小坂讓氏が、多年にわたる各種防犯活動の功勞により、藍綬褒章を受賞され、11月26日に広尾警察署長より勲記が伝達されております。

2番目の大樹町地域公共交通会議の開催についてであります。12月2日に大樹町経済センターで開催し、来年度から5年における地域公共交通計画策定に向けた協議のほか、高齢者等の足の確保を目的とした市街地循環バス等の実証運行計画を協議し、記載の期間及びルートにより実証運行を実施することとしております。

3番目の航空宇宙関連についてであります。12月6日に「はやぶさ2」が採取したサンプルの入ったカプセルが地球に帰還することに合わせ、前日の12月5日、生涯学習センターにおいてカプセル分離場面のパブリックビューイングを実施しております。

4番目の入札執行関係についてであります。指名競争入札により、工事請負契約を2件、業務委託契約を1件、それぞれ記載のとおりの内容で締結をしております。

5番目のその他、来庁者と会議出席等関係につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

はじめに、優秀選手派遣についてでございます。

JOCジュニアオリンピックカップ大会が10月23日から広島県において開催され、大樹高等学校3年生、大坂マクマニス将平君を派遣しております。結果は、200メートルに出場し健闘いたしましたが、残念ながら予選敗退となっております。

次に、子ども農山漁村交流プロジェクトについてでございます。

南十勝長期宿泊体験交流協議会（STEP）による体験活動の主なものとして、主催事業では、日帰り体験活動を11月21日に実施し、酪農体験やスイーツ作りを行いました。受入れ事業では、大樹学の一環として、大樹小学校5年生の宿泊学習を中島コミュニテ

ィセンターで実施しました。コロナ禍で、管内の多くの学校が宿泊学習を中止にする中で、開催で、大樹の底力を感じましたとの校長からの感謝の言葉も届いております。感染防止対策として、1組と2組を別日程で行い、3密を回避しました。小枝でスプーンの柄を作ったり、ピザ焼き等、楽しい体験を行うことができました。

共催事業では、保育所や認定こども園での活動を定期で実施しております。詳細につきましては、記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

報告が終わりました。

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

1ページの大樹町地域公共交通会議の開催ですけれども、これ5カ年計画で実施するのですけれども、来年の1月から3月、2カ月間の関係で、市街地の循環バスの実証運行の実施内容をもう少し詳細に聞きたいのですけれども。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

市街地循環バス等の実証運行の実施の詳細についてでございますが、実証運行につきましては、令和3年1月中旬から3月中旬の2カ月間実施するという事としておりますが、この2カ月間のうち市街地循環便につきましては、川北ルートと川南ルートの2ルートを実施するという事としておりまして、まず1月中旬から2月中旬の1カ月間につきましては、川北ルートの柏木町からコスモール道の駅、そしてさらにはコスモール道の駅からニコットまで行くようなルートを中心に、市街地の医療機関等を巡回するようなルートを想定しております。

また、2月中旬から3月中旬の1カ月間におきましては、川南ルートを中心に運行するという形にしておりまして、川南地区と高校、緑苑地区を巡回しまして、医療機関、町立病院周辺を巡回するような形に運行するという事としております。

また、尾田地区のデマンド便といたしまして、これは1月中旬から3月中旬の2カ月間、尾田地区に居住する住民を対象にデマンド型で運行を実証するという形としております。

市街地循環便につきましては、1回100円の運賃を頂くという形で、また尾田地区のデマンド便につきましては、1回200円の運賃を頂くという形で運行するという形にしております。

実証運行でどれくらいの人数が利用するか需要を把握するとともに、運行ルートや運行時間帯などを検証しながら、今後につなげていきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

過去に、これまで行ってきた自動運転の継続事業という解釈でいいのでしょうか。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

自動運転の継続という部分も多少含まれておりますが、これまで自動運転でいろいろとニーズ調査ですとか、いろいろなアンケート調査も行ってきましたので、それらの結果も踏まえながら、今回ルートを作成したり、時間帯を作成したりとかしているところもございます。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

簡単な質問です。業務委託契約なのですけれども、調査設計業務、以前に説明あったのちちょっと分からないのですけれども、場所ですね、どこなのか、そこだけお願いします。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

市街地防災拠点駐車場整備工事調査設計業務の委託契約のことだと思います。これにつきましては、先の補正予算でお認めいただいたところでございますが、道の駅コスモール北側の広場になっている部分を一部駐車場とするというものでございます。

以上でございます。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

公共交通会議の関係ですけれども、尾田地区のデマンド便のことで、利用状況を調査するということですが、同時に今、尾田地区については、ふれあいバス、これも運行しているのですけれども、この間、2カ月間は、並行して走るのでしょうか。利用状況の実証であれば2つ走らせると、つかめないような気がするのですけれども、それともデマンド便のみにするのか、その点については検討されているのかどうか、お願いします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

ふれあいバスの件でございますが、ふれあいバスについては、この期間は通常どおり運行するという事としております。デマンド便の実証運行につきましては、ふれあいバスの運行していない時間帯を主に尾田便につきましては、朝の9時台、そして昼の12時40分から1時半の時間帯を運行するという計画でおります。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。なお、行政報告に対する一般質問の通告期限は明日9日正午までといたします。これをもって、行政報告を終わります。

◎日程第6 委員会報告

○議 長

日程第6 委員会の所管事務調査報告を行います。

調査が終了しておりますので、委員長から順次報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会委員長、松本敏光君。

○松本総務常任委員長

総務常任委員会所管事務調査の報告を行います。

本委員会による所管事務調査の結果を次のとおり報告します。

1、調査事件名、図書館の管理・運営状況について。

2、調査目的、平成26年度に生涯学習センターに移転した図書館についての平成26年に行った総務常任委員会による所管事務調査で示された検討課題等への対応および移転に伴う生涯学習センター機能への影響等を含め、管理・運営等についての調査をする。

3、調査年月日、令和2年11月19日。

4、調査視察場所、大樹町生涯学習センター内大樹町図書館および旧図書館。

5、調査視察参加者については、ご覧のとおりです。

6、調査報告。

(1) 移転によるメリット、デメリットの検証。

①メリットとして期待された、子どもの居場所確保や維持管理に関するトータルコストの低減、エレベーター設備があることによる高齢者や障がい者の利便性向上、駐車場の確保、除排雪の充実、落雪の危険性の解消、イベント情報等の共有による相乗効果、生涯学習機能の充実等は認められる。

②デメリットとして懸念された、書架スペースや読書スペースの不足、図書の分散配置による利便性低下、静穏性確保や室温管理に関する課題、移動図書館車の図書積替の職員負担の増等については、建物自体が図書館利用を想定して建設されたものではないため、抜本的な解決には至っていない。

一方、配架スペース分散に伴うセキュリティー低下については、図書等の紛失が移転前と同様にほとんどないことから、図書管理の面での大きな支障は認められない。

また、入館者数や貸出し冊数の減少については、人口減少や学校等への団体貸出しもあること、利用に係る登録率や町民1人当たりの貸出し数は伸びていることから、必ずしも移転に伴う影響とは言い切れなると思料する。

なお、活動室数の減少に伴う生涯学習センターとしての機能低下については、利用団体等との調整により、行事関係の縮小等もないことから、著しい影響は見られない。

(2) 前回調査における課題への対応。

平成26年の委員会所管事務調査で示された課題についての対応・検証は、次のとおりである。

①利用者アンケート等を通じた読書スペースの確保。

アンケートは未実施であるが、可能な範囲で椅子やテーブルを配置するなど、確保に努めている。(調査時は、新型コロナウイルス感染防止対策中であったため、全体確認はできていない)

②土・日の職員確保による常時監視の徹底。

移転前と同様の人数で対応しているが、図書等の紛失の増加など、憂慮した事態には至っていない。ただ、臨時職員を含む総体人数が減少したため、週休日の変更や兼務である館長職を含めた勤務割により対応している状況である。

③生涯学習センター利用団体等との協議による未使用スペースの利用。

活動室の転用に伴う生涯学習センターの利用規制や苦情はないが、空間的にも限界があるため、図書館スペースの大幅な拡張は行っていない。

7、考察。

図書館の生涯学習センター移転により、生涯学習の拠点施設としての機能が高まったこと、施設面積や配架スペースに制限がある中で円滑に業務を遂行している職員の努力は十分評価できるが、蔵書の4割が旧図書館に保管されているため、貸出しの際は職員が旧図書館に出向く必要があること、暑熱や寒さ対策が必要なスペースも多いこと、イベント等の開催時には、図書館に求められる静穏性の確保が困難な場合もあることなど、課題も少なくない。

図書館施設の将来展望については、現状維持、利便性向上のための現施設の増改築、単独または複合施設としての新築など、町の財政状況等も含めて意見が分かれるところでもあるが、よりよい読書環境の確保や、住民ニーズに応える施設運営とサービス向上は、図書館運営の基本である。

生涯学習センターへの移転は緊急避難措置としての要素が強く、当初は仮移転であるとの説明もなされていたが、移転後7年目を迎えた現在でも、施設整備や今後の運営、旧図書館施設の処分等についての方向性は示されていないことから、明確な方向性を決定するための議論を速やかに開始すべきとの共通認識に至ったところである。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、経済常任委員会委員長、西田輝樹君。

○西田経済常任委員長

経済常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会による所管事務調査の結果を次のとおり報告します。

1、調査事件名、漁業の振興について。

2、調査目的、年々深刻化する漁獲量・漁獲高の減少に伴う漁業全般における現況を打破するための方策を探り、漁業経済の現状と今後期待される新規養殖(サクラマス)事業の概要について視察することを目的とする。

3、調査月日、令和2年11月11日。

4、調査視察場所、大樹漁業協同組合及び旭浜漁港。

5、調査視察参加者については、ご覧のとおりです。

6、調査報告。

(1) 水産業の現況。

大樹町の漁業は、旭浜と浜大樹に漁港があり、大宗漁業である秋サケ定置網漁は、多いときには2,800トン、16億円を超える水揚げがあったが、近年は気候変動に伴う世界的な海水温上昇などによる影響で年々漁獲量が減り、令和元年度は536トン、3億円程度にまで落ち込み、さらに平成6年以降、輸入サケの増加による価格の下落もあり、厳しい経営状況を示している。

(2) 増養殖事業の概要。

①海洋及び内水面の増養殖事業。

現在、町などの補助金を活用して継続している増殖事業は、海洋ではエゾバイツブやホッキ、内水面ではホロカヤン沼のワカサギや生花苗沼のシジミなどがあり、資源調査を通じて資源量確保に努めている。

エゾバイツブにおいては、今年度の資源量が前年度と比較すると約3倍に伸びており、

今後の操業に期待が持てる結果となっている。

また、今年度から新たに、寿司ネタとして高値で取り引きされるバカガイ（青柳）の増殖も試みている。そのほかにも十勝管内栽培漁業推進協議会（４町３漁協）によるマツカワの中間育成と放流にも取り組み、追跡調査や生態調査を行っている。

②サクラマス養殖事業（新規）。

北海道立総合研究機構水産研究本部栽培水産試験場などから、夏季でも海水温が低い道東地域における海中飼育試験への協力の打診があった。試験に適した環境であること、サケ定置網漁業の長引く不振による危機意識から栽培漁業に活路を見出そうとする動きがあったこと、人的支援や補助事業活用による財政支援も期待できることから、事業実施主体である大樹サクラマス養殖事業化研究会が飼育試験に乗り出した。

事業計画期間は令和２年度から４年度までの３カ年で、事業費は年間３４０万円を見込んでおり、２分の１の１７０万円は北海道地域づくり総合交付金、５０万円は大樹町地場産業振興奨励事業補助金を充て、残りの１２０万円は自己資金である。

飼育試験は大樹漁協に委託して行い、５月に５０～１００グラムのサクラマス種苗を海中に投入して、海水温が低下する１１月頃まで飼育し、７～８００グラムの種苗として日本海等の養殖業者に出荷、もしくは１２月頃まで１～１．５キログラムまでにして市場出荷することを目標とし、水産試験場職員が定期的にサンプリングして、重さや体長などの魚体測定を行い、成長データを収集するものである。

種苗は、まず大樹漁港内の淡水水槽に放流され、海水を少しずつ入れて慣らした後、旭浜漁港内の海中生けすに投入した。５月に３５８匹を投入し、７月に第１回目の魚体測定を実施、平均体重は１９９．０グラムと非常によい成果が得られた。しかし、９月２３日に低気圧通過による大時化で生けす内に高波が入り込み、養殖網と魚体がこすれ、多くの魚が死滅、新たに追加した魚を含め飼育試験を１２月まで継続するとのことなので、本委員会は調査後の順調な成長を期待する。

また、養殖事業に活路を見出そうという機運も高まり、漁協や若い漁業者から餌の種類や回数、体長ごとのグループ分けなど、いろいろな試験を行いたいという要望があったため、町では令和２年９月の第３回町議会定例会において、臨時特例交付金事業を活用した生けす増設の補助金を交付するための予算措置を追加計上している。

７、考察。

サクラマスの生けす養殖は、試験初年度に自然現象によるアクシデントに見舞われ、期待する成果を挙げるができなかったが、旭浜漁港において海水温が上昇する夏季にも成長可能であることが明らかになり、同時に大時化に耐え得る対策を講じるための検討や養殖技術の向上、事業化に向けた強い意志なども課題として残った。

３カ年計画であるので、類似漁場の先進視察や水産試験場等の増養殖技術指導を基に、最終年度には全国初の夏場の海洋養殖が成功し、事業確立に向けて安定的な漁業者の収益源につながることを期待したい。

漁獲高の低迷は、乱獲による資源の減少や地球温暖化の影響による海水温上昇など様々な要因が想定される。従前のような漁業経営では経済が立ち行かなくなるため、養殖漁業の振興や水産資源の加工による付加価値を高めるための販売方法改善など、多様な経営対策を行うことも視野に入れるべきである。

今後、さらに海洋資源の争奪が激しさを増し、漁業は海上・陸上養殖の時代を迎えることになる想定されるため、行政を中心に今後一層の支援を行うことも肝要である。

また、大樹町の基幹産業である漁業の不振は町の経済に及ぼす影響も大きいことから、地域交流イベントの開催など、漁業を広範囲に理解してもらえる環境づくりを、漁業協同組合や組合員、行政、住民が一体となって推進することが漁業経済の改善につながるものとする。

以上で、報告を終わります。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

◎日程第7 陳情第4号から日程第9 陳情第6号まで

○議 長

日程第7 陳情第4号所得税法第56条の廃止を求める意見書の採択を求める陳情書から日程第9 陳情第6号コロナ禍による地域経済対策を求める意見書採択に関する陳情書まで、以上3件を議題といたします。

陳情の内容については、お手元に配付したとおりです。

この3件の審査については、会議規則第94条の規定に基づき、陳情処理表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎日程第10 選挙第1号

○議 長

日程第10 選挙第1号大樹町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙についての件を議題といたします。

大樹町選挙管理委員会の委員及び補充員は、令和2年12月20日をもって任期満了となりますので、地方自治法第182条の規定により、議会において選挙するものであります。

選挙する委員及び補充員は、それぞれ4名であります。

これにより、大樹町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選したいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、大樹町選挙管理委員会の委員には、千葉由一君、阿部哲男君、菊地紀恵子君、伊藤修一君を。補充員には、大林一博君、佐々木寿子君、堀川昇君、廣橋典子君を、それぞれ指名をいたします。

お諮りします。

ただいま、議長において指名した方を、大樹町選挙管理委員会の委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した8人が、それぞれ選挙管理委員及び補充員に当選されました。

お諮りします。

補充の順序につきましては、ただいま議長が指名した順にしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま指名した順序に決定いたしました。

◎日程第11 議案第106号

○議 長

日程第11 議案第106号大樹町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第106号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてをお願いするもので、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が、令和2年10月1日に施行されたことに伴い、条文中に記載のある省令の名称を改めるものであります。

内容につきましては、住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第106号大樹町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

今回の改正は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第58号）及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第87号）が令和2年10月1日に施行されたことに伴いものでございます。

この改正により、条例の条文中に記載のある省令の名称が改正されましたので、条例の改正が必要となったものでございます。

それでは、条文に沿いまして説明いたします。表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第2条は、用語の意義についての規定でございますが、第5号に記載されております省令の名称、この省令の名称中第25条を第26条に改めております。

附則になりますが、公布の日から施行し、令和2年10月1日から適用するものとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第106号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第107号

○議 長

日程第12 議案第107号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第107号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険税条例の一部改正についてをお願いするもので令和2年9月4日に公布されました地方税法施行令の一部を改正する政令により、令和3年1月1日から、個人所得課税の見直しが行われることに伴い、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準を改めるものであります。

内容につきましては、住民課長より説明いたささせていただきますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第107号大樹町国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税に係る改正が令和3年1月1日から施行されることに伴うものでございます。

給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円が振り替えられる等の個人所得税の見直しが行われますが、国民健康保険税の軽減判定所得の算定に影響を与えないようにするための改正となっております。

それでは、条文に沿いまして説明させていただきます。表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第23条は、国民健康保険税の減額についての規定でございます。第1号は、7割減免の規定でございますが、総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円を超えない世帯を対象としているものを10万円引き上げまして、43万円を超えない世帯に改めております。また、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える規定などを設けることで、控除の見直しによる影響を受けないようにしております。

2ページでございますが、2ページの第2号は、5割減免の規定、3ページの第3号については2割減免の規定でございますが、同様の改正を行っております。

附則の2項は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例についての規定ですが、軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備を行っております。

4ページの附則になります。施行期日は、令和3年1月1日から施行するとしており、適用区分では、令和3年度以後の国民健康保険税に適用するものとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第107号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 議案第108号

○議 長

日程第13 議案第108号大樹町行政区会館等の設置条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第108号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町行政区会館等の設置条例の一部改正についてをお願いするもので、今年度改築を行った晩成地区の会館について、名称を「晩成行政区会館」と改めるものであります。

内容につきましては、住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第108号大樹町行政区会館等の設置条例の一部改正について説明させていただきます。

晩成地区の会館改築につきましては、町の単独事業として実施したことから、その名称について地域の皆さんと協議し、「晩成行政区会館」とすることで進めてきたところがございます。過日、改築工事が終了したことから、名称の変更について条例改正をお願いするものです。

それでは、条文に沿いまして説明いたします。表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

施設の名称及び所在地につきましては、条例の別表に記載されておりますが、「晩成福祉館」の名称を「晩成行政区会館」に改めております。同一敷地内での改築のため、所在地の変更はございません。

附則になりますが、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第108号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第109号

○議 長

日程第14 議案第109号大樹町債権管理条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第109号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町債権管理条例の一部改正についてをお願いするもので、地方税法の改正による延滞金の割合等の見直し規制が令和3年1月1日に施行となることから、必要となる規定の整備を行うものであります。

内容につきましては、住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第109号大樹町債権管理条例の一部改正について説明させていただきます。

今回の改正は、地方税法の改正により、延滞金の割合等の見直し規定が令和3年1月1日施行となることから、地方税法に合わせた延滞金の規定を定めている条例につきまして改正を行うものでございます。

それでは、条文に沿いまして説明いたします。表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

附則5項は、延滞金の割合の特例についての規定でございます。延滞金に係る特例基準割合の名称を「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に変えることなど、地方税法の改正にならって規定の整備を行っております。

2ページの附則になりますが、この条例は、令和3年1月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第109号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第110号

○議 長

日程第15 議案第110号大樹町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第110号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてをお願いするもので、地方税法の改正による延滞金等の割合等の見直し規制が令和3年1月1日に施行となることから、必要となる規定の整備を行うものであります。

内容につきましては、住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第110号大樹町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

議案第109号でお認めいただきました条例の改正と同様に、大樹町後期高齢者医療に関する条例につきましても、地方税法に合わせた延滞金の規定を定めていることから、改正をお願いするものでございます。この条例では、附則第3条に延滞金の割合の特例についての規定がございまして、延滞金に係る特例基準割合の名称を「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に変えることなど、地方税法の改正にならって規定の整備を行っております。

2 ページの附則になりますが、この条例は、令和3年1月1日から施行するとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第110号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第111号

○議 長

日程第16 議案第111号大樹町介護保険条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第111号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町介護保険条例の一部改正についてをお願いするもので、地方税法の改正による延滞金の割合等の見直し規制が令和3年1月1日に施行となることから、必要となる規定の整備を行うものであります。

内容につきましては保健福祉課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

それでは、議案第111号大樹町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

大樹町介護保険条例につきましても、議案第109号、110号でお認めいただきました条例改正と同様に、地方税法に合わせた、延滞金の規定を定めていることから改正をお願いするものでございます。

この条例では、附則第7条に延滞金の割合の特例について規定がございまして、延滞金に係る特例基準割合の名称を「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に変えることなど、地方税法の改正にならって規定の整備を行っております。

2ページの附則になりますが、この条例は、令和3年1月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第111号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第112号

○議 長

日程第17 議案第112号大樹町子ども・子育て支援会議条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第112号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町子ども・子育て支援会議条例の一部改正についてをお願いするもので、本条例で参照する子ども・子育て支援法に改正があり、参照条項の繰上げがあったことから、必要となる規定の整備を行うものであります。

内容につきましては、保健福祉課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

それでは、議案第112号大樹町子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部が改正され、第43条第2項地域型保育事業の確認について事業所が所在する市町村以外の市町村による確認の規定が削除されたことにより第3項が繰り上がりましたので、引用している適用条文を整理するため改正をお願いするものでございます。

それでは、表に沿ってご説明いたします。

第2条は、所管事項についての規定で、第2号中「法第43条3項」を「法第43条2項」に改めるものでございます。

附則になりますが、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第112号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第113号

○議 長

日程第18 議案第113号大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第113号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてをお願いするもので、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業者等による連携施設等の確保についての見直し及び居宅訪問型保育事業の保育の提供内容が明確化されたことから、必要となる規定の整備を行うものであります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

それでは、議案第113号大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

今回の改正につきましては家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づき、関係条文を整理し、国の基準と同様の内容にするため改正をお願いす

るものでございます。

それでは、表に沿ってご説明いたします。

第6条は、保育所等との連携についての規定で、第4項に第1号と第2号を加え、乳幼児の定員が5人までの家庭的保育事業所において、保護者の希望に基づき、卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることが可能な場合は、卒園後の受入れ先の確保を不要とするものであります。

2ページの第37条は、居宅訪問型保育事業の規定で、第1項第4号を改め、保護者の疾病や傷害などにより、療育することが困難な乳幼児に対して、自宅において保育士による保育を行う居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化するものでございます。

3ページの附則になりますが、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第113号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第114号

○議 長

日程第19 議案第114号大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第114号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてをお願いするもので、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、地域型保育事業者による連携施設等の確保について見直されたことから、必要となる規定の整備を行うものであります。

内容につきましては、保健福祉課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

それでは、議案第114号大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に基づき、関係条例を整理し、国の基準と同様の内容にするため改正をお願いするものでございます。

それでは、表に沿ってご説明いたします。

第42条は、特定教育・保育施設との連携についての規定で、第4項に第1号と第2号を加え、小規模保育事業所など特定地域型保育事業者において、保護者の希望に基づき、卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることが可能な場合は、卒園後の受入れ先の確保を不要とするものであります。

2ページの附則になりますが、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第114号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第115号

○議 長

日程第20 議案第115号大樹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第115号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてをお願いするもので、学童保育所における放課後児童支援員の認定資格研修について、都道府県知事及び政令指定都市の長が行う研修に加え、中核市の長も研修の実施者として追加されたことから、必要となる規定の整備を行うものであります。

内容につきましては、保健福祉課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

それでは、議案第115号大樹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づき、関係条例を整理し、国の基準と同様の内容にするため改正をお願いするものでございます。

それでは、表に沿ってご説明いたします。

第10条は、職員についての規定で、第3項を改め、学童保育所における放課後支援員の認定資格研修について、都道府県知事及び政令指定都市の長が行う研修に加え、中核市の長も研修の実施者として追加されたものでございます。

附則になりますが、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

確認ですけれども、中核市の長が研修を行うことができるのですけれども、この政令指定都市と中核市の研修日程や時間というのは変わらないという解釈でよろしいでしょうか。ここだけお願いします。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

議員おっしゃるように、研修時間等については変更ございません。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第115号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 1 1 6 号

○議 長

日程第 2 1 議案第 1 1 6 号大樹町営住宅管理条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第 1 1 6 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町営住宅管理条例の一部改正についてをお願いするもので、町営住宅入居者において負担義務のある費用のうち共通の利益を図るため必要と認められるものを共益費として入居者から徴収できるように条例の一部改正をお願いするものであります。

内容につきましては、建設水道課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

それでは、議案第 1 1 6 号大樹町営住宅管理条例の一部改正について、内容説明をさせていただきます。

改正条例の説明に先立ちまして、概要を説明させていただきます。本条例改正につきましては、町営住宅管理条例第 2 0 条の入居者の費用負担義務に共益費を入居者から徴収できる規定を追加したものでございます。

共益費の種類といたしまして、共通の廊下や階段などの共同施設部分に係る照明等の電気使用料といたします。目的といたしましては、この共益費については、現在も団地ごとの棟ごとの代表者を決めていただき、代表者が電気使用料を徴収し、まとめて北海道電力に支払っているものですが、代表者が転出したとき、次の代表者を決めるのに時間がかかったり、空き部屋ができたときなど、使用料を入居者人数割にすると入居者負担が増えることなど支障がありましたので、これからは町が代表者となり、住宅料と合わせて共益費を徴収する方法に変更することで、入居者の負担を軽減させることが目的でございます。対象住宅、徴収方法や共益費の月額など、具体的な内容につきましては、大樹町営住宅管理条例施行規則で定めることとします。

それでは、条文に沿いまして説明をいたします。表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第20条は、入居者の費用負担義務についての規定です。第20条の第1項については省略されておりますが、入居者の費用負担について第1号で電気、ガス、水道、下水の使用料、第2号では、汚物じんかい処理費用、第3号では、共同施設の給水、汚水施設の使用維持費、第4号では町営住宅共同施設の修繕費と記載されております。これら第1項の次に第2項として、入居者の共通利益を図るため必要と認められる共益費を入居者から徴収できるように規定するものでございます。第3項に、共益費の徴収に関し、必要な事項を規則で定めるよう規定するものでございます。

附則になりますが、この条例は、令和3年4月1日から施行するものとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

趣旨については分かりましたが、この改正後の3項の共益費の徴収に関し、必要な事項は規則で定めるとのことですが、今までの古い規則なのか、年度内に新たな規則を定めるという理解、どちらの理解になるのですか。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

規則ですが、現在ある規則に追加し、年度内に改正する予定でございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

共益費の部分について徴収できるようにするよということだと思いますので、共益費以外に、例えば今、だんだん少なくなっているとは思うのですけれども、お風呂なんかは例えば自分でつけなければならないような、そういうふうな古い公営住宅があるのかなのかをお聞きしながら、ひとつそういうふうなものが、個人でつけるようなものについても、例えば町がある程度共益費のように毎月徴収してお風呂をつけるだとか、そういうことというのはこの管理規則とか管理条例上、可能なのですか。直接関係なくて、申し訳ないのですけれども。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

今現在あります管理条例の施行規則の中には、そういった項目はございません。今回、共益費として、皆さんで共通に使用する部分だけのものについてだけ、触れさせていただいております。個々に準備するものについては、考えておりません。

個人でお風呂を準備する公営住宅については現在もございますが、今、入居者がいらっしやって設置してありますので、次に替わられた方もそれを使用すると考えております。

○議 長

ほかにありませんか。

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

今、共益費というお話が出たのですけれども、入居率によって実は変動するのかなと思っております。例えば、共益費が電気、外灯とか何かですと、1人でも全額、4戸部屋があるとしたら4分の1になるのですけれども、入居率の関係はどのようにになりますか。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

ただいまのご質問の4戸建てのうち3戸しか入っていなかった場合とか空き部屋があった場合につきましては、その空き部屋の部分については町が負担するという考えで、率ではなく戸数で割っています。

以上でございます。

○議 長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第116号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第117号及び日程第23 議案118

○議 長

日程第22 議案第117号大樹町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての件及び日程第23 議案第118号大樹町公共下水道事業特別会計条例の廃止についての件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま一括議題となりました議案第117号と118号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町下水道事業の設置等に関する条例の制定と大樹町公共下水道事業特別会計条例の廃止についてお願いするものであります。議案第117号の大樹町下水道事業の設置等に関する条例は、下水道事業の設置及び経営の基本等を定めることを目的とし、地方公営企業法に基づき、財務規定を適用するため、新たに条例を制定するもので、議案第118号は、議案第117号の下水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い、大樹町公共下水道事業特別会計条例を廃止しようとするものであります。

内容につきましては、建設水道課長兼下水終末処理場長により説明をいたささせていただきますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、議案第117号大樹町下水道事業の設置等に関する条例制定の件、議案第118号大樹町公共下水道事業特別会計条例の廃止の件の2件について一括ご説明させていただきます。

この条例制定の説明に先立ちまして、概要を説明いたします。下水道事業の設置等に関する条例制定につきまして、平成31年1月から5年間、重点事業として下水道事業の公営企業会計適用化に向けて総務省より通知がありました。地方の下水道特別会計から地方公営企業への適用推進に向け、経営基盤の強化や財政管理の向上等、さらに的確に取り組むため、公営企業会計の適用を求められております。これらのことから、公共下水道事業

及び個別排水事業について、事業の設置及び経営の基本等を定めることを目的とし、地方公営企業法の規定に基づき、財務規定を適用した新たな大樹町下水道事業の設置等に関する条例を制定し、大樹町公共下水道事業特別会計条例を廃止しようとするものであります。それでは、条例の制定の内容を説明させていただきます。

第1条では、大樹町下水道事業の設置の趣旨について定めており、公共下水道事業と個別排水事業合わせて下水道事業と定めております。

第2条では、下水道事業の設置を定めており、地方公営企業法第4条に基づき、下水道事業の設置について規定しております。

第3条では、地方公営企業法の適用範囲について、全部適用か一部適用か規定するものであり、本町では財務規定のみの一部適用を規定しております。

第4条では、下水道事業の経営の基本方針を規定しております。

第5条では、下水道事業の組織について法の規定に基づき規定しております。

第6条では、重要な資産の取得及び処分の方法について規定をしております。

第7条では、議会の同意を要する賠償責任の免除について、賠償額を規定しております。

第8条では、議会の議決を要する負担付寄附の受領等、賠償責任の額を規定しております。

第9条では、業務状況説明書類の作成・提出について、地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、年2回以上業務状況を公表するための書類を作成することを規定しております。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

この際、議案第117号と議案第118号の質疑、討論、採決を一括して行いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第117号と議案第118号の質疑、討論、採決は一括で行うことに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

簡単なことなのですが、議案第118号のほうで、権利義務の帰属とあるのです

が、これは負債も含めて、新たな公営企業のほうに全部引き継ぐという理解でよろしいですか。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

議員おっしゃるとおりでございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第117号及び議案第118号の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第119号

○議 長

日程第24 議案第119号大樹町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第119号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてをお願いするもので、令和2年4月1日施行の地方自治法改正により、議会の同意を要する賠償責任の免除に関する規定中に条項ずれが生じたことのほか、条文中の字句の表現を改める

ため、必要となる規定の整備を行うものであります。

内容につきましては、建設水道課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、議案第119号大樹町水道事業の設置等に関する条例について説明させていただきます。

改正条例の説明に先立ちまして、概要を説明させていただきます。この改正は、地方自治法が改正されたため、参照している条項に合わせて改正するものと、各条項中の金額の表示方法に違いがありましたので、準則に合わせて修正するものでございます。

それでは、改正の内容を説明いたします。次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。表中第4条と、飛びまして第6条につきましては、準則に合わせて条項中の金額表示を改めるものでございます。

第5条は、議会の同意を要する賠償責任の免除を定める規定で、地方自治法を参照する条項番号を「第243条の2第4項」から「第243条の2の2第8項」に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

数字の関係の文字変更ありました。700万円を「000」でなくて「700万円」と、それから「100,000」が「10万円」と。この数字の変更によって、中身は変わらないと思うのですが、各条例の中のそういう数字が、それはこういう「700万円」を「7,000,000円」と言っている書き方が、それが間違いだということになれば、ほかの条例含めてそういうところを、たまたまここは今改正があったからついでにやりましたということなのか、もしいろいろな条例でこれがあつたら、それは間違いなので、ということになれば、早期に直さなければならないということになるのですが、どういうことなのか。分かるのですよ、中身は。けれども、これを、700万円に数字を大きくしたからといって、700万円にしたからといって変わるものでないので、その辺は全体的にどういうふうに考えているのですか。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

文字の訂正でございますけれども、今回、条例改正に伴いましてこの数字の表記につきまして改正したものでございまして、議員おっしゃるようにほかの条例全部どうなっているのだというところでは、まだ古い表記、古い表記といいますか、「000」の表記のものもございしますが、一括して改正するのではなく、順次改正に伴いまして、その条例の改正に伴って見直していく、準則に従って直していくというような考え方でおります。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

分かります。特段の必要がなければ僕はどちらでもいいと思っているのです。ただ、これが間違いだと言われると、では間違いだったら全部統一するのかということで、例えばほかの条例にあった場合には、何か必要があったときにそこはその都度修正するということで、これ生きてきますよということ、ほかの条例で。この大きい数字があってもいいということと理解しましたので、いいです。

○議 長

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第119号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第120号

○議 長

日程第25 議案第120号大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第120号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてをお願いするもので、令和2年4月1日施行の地方自治法改正により、議会の同意を要する賠償責任の免除に関する規定中に条項ずれが生じたため、必要となる規定の整備を行うものがあります。

内容につきましては、町立病院事務長より説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

それでは、議案第120号大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

改正条例の説明に先立ちまして、概要を説明させていただきます。この改正は、地方自治法の改正に伴います参照条項のずれを修正するものでございます。

それでは、改正の内容を説明させていただきます。次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

第4条は、議会の同意を要する賠償責任の免除を定める規定で、地方自治法を参照する条項番号を「第234条の2第4項」から「第234条の2の2第8項」へ改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第120号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第121号

○議 長

日程第26 議案第121号十勝圏複合事務組合規約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第121号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、十勝圏複合事務組合規約の変更についてをお願いするもので、地方自治法の規定により、一部事務組合規約の変更にあたっては、関係地方公共団体の協議により、これを定めることとされておりますので、今回ご提案申し上げるものであります。

変更の内容については、新旧対照表をご覧ください。

第3条の表中、(6)ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理、運営に関する事務を共同処理する市町村であります。令和3年4月1日から新たに鹿追町、新得町を加えるため、規約を変更しようとするものでありますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第121号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第27 議案第122号

○議 長

日程第27 議案第122号大樹町公の施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第122号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町公の施設の指定管理者の指定についてをお願いするもので

あります。歴舟川パークゴルフ場につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、町の条例を定め、平成20年度から指定管理者による管理を行っておりますが、次年度以降も引き続き指定管理者による管理を行いたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決をお願いするものであります。

指定管理者の募集にあたりましては、大樹町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき公募を行い、応募のあった1者について職員により組織する大樹町公の施設にかかる指定管理者選定委員会による審査、応募事業者からのヒアリングを行い、サービスの向上、施設の適正かつ効率的な管理、経費の節減などが図られるものと判断したところであります。

それでは、議案に沿ってご説明を申し上げます。

議案第122号大樹町公の施設の指定管理者の指定について。

大樹町公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1、公の施設の名称及び位置。名称、大樹町歴舟川パークゴルフ場。位置、大樹町暁町7番地地先。

2、指定管理者。大樹町字晩成210番地、株式会社寺嶋商産、代表取締役、丹羽和之。

3、指定期間。令和3年4月1日から令和5年3月31日まで。

参考として、地方自治法の関係部分を抜粋して掲載いたしましたので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

平成20年から指定管理をしているのですけれども、この間しばらく5年間の指定管理としていたのですが、今回の資料、指定期間は2年間なののですけれども、その2年にした理由について聞きたいのですけれども。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

今回応募をいただきました寺嶋商産1者から計画書を頂きましたが、応募者から近年、人件費が高騰しており、計画段階でも指定管理料が高くなっていくと。それと、今後5年間の指定管理では、同じ結果が予測されると応募者からの申し出もあったことと、町側といたしましても、指定管理料が人件費の高騰により高騰していく、だんだん委託料が高くなっていくということから、指定管理そのものを見直すべきではないかということで、選定委員会の中でも話となりました。そんな中で、町と応募者の意見をすり合わせた中で、

指定管理そのものの在り方を考えるために、5年から2年ということで指定管理期間を変更させていただきまして、応募者の了承を得ながら2年間にしたところでございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今回のことは分かりました。指定管理をしていく中で、人件費だとかが上がったと。指定管理そのものを見直す、在り方を考えるというのですけれども、それでもう1本あるのですよね。指定管理しているところ。多分、晩成温泉は来年度いっぱい終わるのですけれども、多分これも5年間で、来年あたり協議をしていかなければならないと思うのですけれども、これについても今回と同じ考えで進めていくのか、それについて聞きたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま、私ども条例に基づいて公の施設の指定管理、指定のご審議をいただいているところです。議員ご指摘のとおり、私どものほうで今指定管理しているところは、これのほかに晩成温泉がございまして、5年間という期間でやっておりますが、今回、パークゴルフ場の指定管理を選定するにあたって、応募のあった相手方との協議の中で、今現在のパークゴルフ場を取り巻く状況というのが、よくお互いで認識を持った上で5年の指定管理を2年に変更させていただいた上で今指定をさせていただきたく議案を提案させていただいたところです。

晩成温泉のほうにつきましても、まだ具体的に5年をどうするかというところについてはまだ正直検討はしていないということではありますが、今回のような選定委員会の中で応募いただいた方と協議をした上で、いろいろ今後について検討していかなければならないということも想定されるのかなという認識ではおりますので、ぜひ私どもとしましては、晩成温泉の指定管理を今後継続するにあたって、やはり直近の5カ年間の事業評価、それが大事かなと思っておりますので、その部分をしっかり検討した上で募集要項等にこれからの指定管理の在り方、または期間等については、よく検討した上で対応していきたいなと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。それで、今回は2年間で直近の成績を見ながらやるのですけれども、考え方によっては指定管理そのものの考え方も、今回これで認めたいと思うのですけれども、見直す在り方とか出ている場合、指定管理から、ひよっとしたら委託ということも今後考

えられるのかなと思うのですけれども、その辺も視野に入っているのでしょうか。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

指定管理を始めた当時は、使用料1日500円、それから年間のシーズン券は1万円でスタートしておりまして、指定管理者のほうもお客さんをたくさん集めるような努力をして、なるべく収入を増やすというような構造であったわけですが、管内の状況を見まして、5年前に料金の改定をして、200円の5,000円ということで見直したところ、やはり200円のお客さんが100人集まっても2万円ということで、なかなか指定管理者の努力でお客さんを増やすということで、収益の改善を図るといのがかなり難しくなっているかなという部分もございまして、また管内的にも有料と無料のところがあるのですが、有料のところは大体当町と同じくらいの値段で、無料のところのほうが多いと。1対2くらいの比率だと思いますけれども、その辺のことも鑑みながら、使用料の在り方、無料にしたほうがいいのかということも視野に入れまして、議員言われたような指定管理をやめて業務委託というような管理方法も含めて検討していきたいと考えております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ちょっと指定管理と関連して、指定管理の在り方について伺いたいと思います。

今回、公募は5年間でやったのですよね。それで、5年間で公募をして、応募した事業体が1者ということだったのですが、5年間で公募をして応募した事業体が1者で、その事業体との話でもって2年間に短縮したと。

であれば、基本的には、5年間という公募に対して、別な人がいたかどうかは別にして、5年間ならできないということでは応募者がいなかったとかありますけれども、5年間で誰も応募する状態がなくて、いろいろと詰めていって2年間だったのではなくて、5年間で応募した後に、応募した人との協議で2年間になったという分で言うと、またそのことが公になると、「2年間でいいのだったら俺も応募した」ということも、なきにしもあらずなので、応募の在り方としてちょっとどうかと思うのです。

今回2年間ということは、今後2年たった後の更新時期に、また元の5年間に戻して、いや、また2年間で繰り返すのではなくて、今後は2年間でいくのか。さっき、ちょっとちらっとその話もありましたけれども、その辺ちょっと、公募と決定の在り方自体の問題についてはどうなのかなということ、ちょっと考え方を聞きたいと思います。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

公募は5年で条件が変わったというようなことでございますが、今回は本来の姿ではないというのは、おっしゃるとおりかなと思います。5年で公募して5年で委託するのは、委託というか契約するのは本来でありますけれども、双方の思いといいますか、事情を鑑みたと、短期にしようということに協議の中でさせていただいたということでは、ある程度イレギュラーな部分があったということは、そういうことであろうと思います。

本来、公募する前にこういったものは詰められれば詰めておくべきものではあります。ただ指定管理を受ける側の誰と協議するかというのが、町側が判断すべきことであったのかなと思いますけれども、まだ公募をかけていない中で、応募もいただいている中で、事業者と相談するというところはちょっと難しいのかなと思いますので、町側がそういう判断できればよかったです。町側の判断としては、通常どおり、いままでどおりのことで公募しようということでありましたけれども、先ほど申しましたように、双方の協議の結果、ちょっと短くして見直しをかけていこうということになったところでございますので、考え方としては、本来的には事前に公募する前にこういった方針でいこうということが決められれば事前に決めておくほうが、よりよかったかなというところで思っているところでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

私もそういう実態であるのであれば、委員会で相談をしたらやはり2年間がいいというふうに、意外とすんなりいったような事例であれば、やはり今副町長言われたように事前にいろいろな情報とかを整理をして、本来そうあるべきでなかったかと思えますし、さきに同僚議員からあったもう1カ所の委託の場合、晩成温泉の件も、そういう人件費の問題とかいろいろあるのであれば、それはその委託へ更新のときに、十分議論をして対応するというのでしていただきたいということで、これは回答はいいです。お願いをしておきたいと思えます。

○議 長

いいですね、今のこと。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第122号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第123号

○議 長

日程第28 議案第123号町道路線の認定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第123号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、町道路線の認定をお願いするもので、海洋センターグラウンド敷地に認定こども園を建設するにあたり、現在利用している施設内の道路を今回町道として認定しようとするものであります。内容について、朗読してご説明をいたします。

議案第123号町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、下記の町道を認定する。

記。

路線番号、415。

路線名、松並こども園通線。

起点、西本通73番地7、終点、西本通73番地15。

延長、216.19メートル。

路線名については、町道路線の認定に関する要綱により、原則として字名、または行政区名とすることとしておりますが、本路線については認定こども園が建設されることを踏まえ、行政区名を含めるとともに利用される方々に親しまれることを望み、松並こども園通線としております。

なお、次のページに図面を添付しておりますので、ご確認いただくとともに、内容をご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提出者から提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

今、町長から路線名のつけ方については説明がありました。こども園なので、親しみがあるということがございますけれども、松並は行政区の名前は入っていますけれども、こども園、民間の施設だと思えます。先ほど町長は当初ありましたように、海洋センター敷地の一部の中に、こども園を新設するというところがございますので、当初からある公共施設である海洋センター前通線とか、そのような名前をつけるのが適当でないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回、町道の認定にあたって、路線名の考え方については、先ほど提案理由の中でご説明申し上げたとおりでありまして、今回、私どもの市街地の幼児教育を担っている認定こども園が開設されるということも含めて、松並こども園通線とさせていただきたくご提案を申し上げておりますので、ご了解を頂ければと思います。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

なぜ公共施設があるのに、民間の施設の名前をわざわざ入れなければならないのか、ちょっと納得いかないところがございます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回、私どもの町の保育業務、市街地の保育業務を担っている認定こども園が施設を新しくする、それに伴って町道も整備しなければならないということでもありますので、海洋センターとグラウンドの、海洋センターと付随している、ゲートボール場がありましたグラウンドですが、そこに認定こども園が新設されるということも踏まえて、私どもとしては、新たに町道として認定をする路線については、松並こども園通線とさせていただいたところですよ。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

西山弘志君。

○西山弘志議員

この道路の終点は通行止めにする予定なのですか。

○議長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

図面が小さ過ぎてちょっと見づらいのですけれども、終点の部分については、現状S字カーブで、砂利道で公営住宅のほうに下りていくようになっているのですけれども、今後、新しく整備するときには、国道から入って真っすぐ突き抜けて、既存の舗装道路にぶつかるような設計で考えてございます。

○議長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ということは、あそこから傾斜を滑らかにするということですね。分かりました。ありがとうございます。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

町道の認定になったら、町民が自由に通行できる路線になるので、今はあのグラウンドのところはただだっ広くて、平面で自由になっていますが、今の説明でいくと、行く行くは一定の幅員をもって、必要があれば側溝を整備した舗装化の町道になるということでのよろしいですね。

○議長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

定規図がついておりませんが、現状のB&G前の道路の幅員のまま、ずっと公営住宅のほうに真っすぐ下って舗装化になるという計画でございます。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第123号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第124号

○議 長

日程第29 議案第124号令和2年度大樹町一般会計補正予算(第9号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第124号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町一般会計補正予算(第9号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ1億8,276万円の追加と債務負担行為の追加及び地方債の変更であります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第124号令和2年度大樹町一般会計補正予算(第9号)について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億8,276万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億5,959万3,000円とするとともに、債務負担行為の追加と地方債の変更を行うものでございます。

最初に、資料で説明させていただきますので、5ページをお開き願います。

説明にあたりましては、事業の追加や事業費増減の大きなものなどに絞らせていただき、事業執行見込み額の精査によるものは説明を割愛させていただきます、財源内訳につきまして

も、一般財源のみの増減や事業確定に伴う補助金の増減等の財政調整分につきましては説明を割愛させていただきます。

最初に、議会費、14万円の減。先の条例改正に伴う期末手当分の減でございます。

その下から6ページにかけまして、総務費全体で、2,750万7,000円の減。

最初に、一般管理費、特別職給与の職員手当等で10万8,000円の減。議会費と同じく、先の条例改正に伴う期末手当分の減でございます。

一般職給与、職員手当等で14万3,000円の減。このうち、期末手当では、232万3,000円の減でありますけれども、管理職手当について、昇任等により210万円の増が相殺されたことにより、14万3,000円の減となっております。

総務管理費、報酬から共済費まで、44万3,000円の増。再任用職員1名について、5分の4勤務から5分の5勤務への任用形態の変更により、報酬で290万円の減。給料で306万3,000円の増のほか、職員手当等と共済費を補正してございます。

企画費、企画調整推進事業、委託料と負担金、補助及び交付金で1,125万3,000円の増。このうち、委託料では、家畜ふん尿由来の液化バイオメタンを利用したエネルギー地産地消モデル化事業の計画が道補助の採択を受け、事業実施が確定したことによる委託料1,000万円の増。財源は、全額が道補助金でございます。負担金、補助及び交付金では、地方公共交通確保維持改善事業について、今年度の事業実績額が確定したことから125万3,000円の増となっております。

都市間交流推進事業、負担金、補助及び交付金で、114万円の減。銀河連邦タイキ共和国補助金で、各事業が縮小となり、繰越金で対応可能となることから、補助金の交付がなくなるものでございます。

6ページに移りまして、大樹町地域おこし協力隊設置事業、委託料から負担金、補助及び交付金まで49万7,000円の増。地域おこし協力隊採用後に活動内容等が具現化されたことにより、関係経費の増をお願いするものでございます。

宇宙のまちづくり推進事業、報酬から委託料まで4,052万2,000円の減。報酬につきましては、宇宙交流センターSORAの開館日数の減により、ガイドに対する報酬の減。報償費につきましては、ペットボトルのロケットコンテストの開催中止による報償費の減でございます。

委託料4,000万円の減につきましては、射場等の整備計画に併せ、本年度予定していた航空公園機能拡充FS、フィジビリティスタディ調査事業及びL1射場整備滑走路延伸等調査設計業務について、射場等の整備年度をロケットの開発状況等を踏まえて先送りすることとしたことから、調査設計業務についても来年度実施とすることとし、財源として当該事業費に充当することとして計上していたまち・ひと・しごと創生寄附金についても併せて減額するものでございます。

次に、福祉センター費、福祉センター維持管理費、需用費で171万6,000円の増。9月の定例会で補正をお認めいただきました福祉センター煙突の修繕でございますが、既

存モルタルを撤去したところ、煙突の上部から約4メートルのところまで1周にわたる亀裂が確認されました。この部分につきましては、建設当初のコンクリートの打ち継ぎ目部分と想定してございますけれども、このまま放置しますと落下等の危険性もあることから、上部撤去等の追加修繕を行おうとするものでございます。

電子計算費、電算システム整備事業、委託料で37万6,000円の増。健康管理システムの改修業務で、国民健康保険の被保険者番号が個人管理化されることに伴う検診データ報告関連の改修費用でございます。

賦課徴収費、賦課徴収一般経費、報酬と使用料及び賃借料で12万1,000円の増。令和元年分の確定申告受付期間が本年4月16日まで延長されたことに伴い、会計年度任用職員に係る報酬と複合機使用料の増でございます。

6ページから7ページにまたがりまして、民生費全体で121万2,000円の増。社会福祉総務費、社会福祉一般事業、需用費で17万2,000円の減。財源につきましては、地域づくり総合交付金が充当可能となったことから、一般財源と相殺してございます。

7ページに移りまして、老人福祉総務費、高齢者生活安心支援事業、報償費と役務費で58万9,000円の減。心身障がい者福祉費、心身障がい者福祉事業、委託料で116万6,000円の増。令和3年度の報酬改定に係る障がい者福祉システムの改修費用の増で、財源は一部国庫補助金でございます。

発達支援センター費、発達支援センター運営費、給料から共済費まで80万7,000円の増。このうち、職員の給料に関する改正条例に基づく期末手当の減額は69万4,000円で、フルタイム会計年度任用職員を4月から10月まで雇用したことにより、給料、職員手当、共済費の合計で150万1,000円の増となっており、それらの相殺分となっております。

衛生費、母子保健費、母子保健事業委託料で98万4,000円の減。乳児検診と1歳6カ月児、3歳児健診業務委託料で、当初は町外の医療機関にお願いすることで計上してございましたが、町立病院の小児科で受けていただけることになったことにより減額となるものでございます。

労働費、労働諸費、通年雇用促進支援事業、工事請負費で550万円の増。例年実施している季節労働者等の冬季就労の場として実施を予定し、今年度は、歴舟川河川敷の支障木伐採で、延べ人数で140名程度の雇用を想定してございます。

7ページから9ページにかけまして、農林水産業費、全体で4,679万8,000円の増。農業委員会費、農業委員会運営事業、旅費と負担金、補助及び交付金で122万4,000円の減。

8ページに移りまして、農業者年金事務費、旅費で9万6,000円の減。

農業振興費、農地生産基盤パワーアップ事業、負担金、補助及び交付金で4,883万円の増。大樹町産地パワーアップ事業の計画が承認されたことによる補助金の増で、財源は、道補助金でございます。

牧場管理費、牧場管理運営費、職員手当等で37万2,000円の増。フルタイム会計年度任用職員の勤務期間が6カ月以上となり、期末手当を支給することとなったため増額するものでございます。

林業振興費、有害鳥獣駆除事業、報償費で76万8,000円の増。ヒグマ、エゾシカなどの駆除にあたり、当初予定捕獲等数を超える見込みとなったことによる増額でございます。

未来につなぐ森づくり推進事業、負担金、補助及び交付金で102万円の減。

町有林費、町有林整備事業、委託料と工事請負費で461万2,000円の減。

水産振興費、秋さけ定置漁業緊急支援事業、負担金、補助及び交付金で402万円の増。本町の大宗漁業である秋さけ定置漁業が11月に今年度の漁期が終了し、4年連続の記録的な不漁となってございます。秋さけ定置漁業者が漁獲金額に応じて負担している一般社団法人十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会会費の負担割合が、不漁により元年度から特例措置で2%増加したことで漁業者の負担が増え、漁業基盤の不安定化が懸念されることから、緊急的に支援を行うものでございます。

9ページに移りまして、漁港管理費、漁港施設維持管理費、負担金、補助及び交付金で24万円の減。

商工費、商工振興費、商工業振興対策事業、需用費から負担金、補助及び交付金まで1,920万円の増。財源は、地方創生臨時交付金が1,520万円、道補助金が400万円で、プレミアム付特別商品券発行事業第2弾としての関係事業費を計上するものでございます。大樹町商工会の助成金として、業種制限なしがプレミアム率30%の1万セット、飲食店限定がプレミアム率50%で3,000セットとしてございます。

土木費全体で1,048万6,000円の増。道路維持費、橋梁長寿命化事業、委託料と工事請負費で1万4,000円の減。委託料では、紋進橋補修に係る実施設計業務の事業費確定により、65万2,000円の減。工事請負費では、ふるさと大橋補修工事が事業費の確定により1,447万2,000円の減であります。紋進橋の実施設計により、一部で早期の補修が必要となったことから、工事請負費として1,511万円の増。これら工事請負費の相殺分63万8,000円の増で、財源は交付率62.7%の国庫補助金でございます。

住宅管理費、大樹でかなえるマイホーム支援事業、報償費と負担金、補助及び交付金で1,050万円の増。当初予算では、町内在住、移住者、新築・中古合わせて15件を見込んでございましたが、現在24件の利用があり、今後の申請も見込み、不足することとなったため、追加をお願いするものでございます。

教育費全体で49万4,000円の増。

学校給食費、給食調理事業、46万3,000円の増。備品購入費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、電解次亜水生成装置一式を購入するものでございます。

10ページに移りまして、社会教育総務費、子ども交流事業、4万1,000円の増。社会保険料の算定基礎額に変更が生じ、不足することから増額するものでございます。

体育施設費、海洋センター維持管理費、職員手当等と共済費で1万円の減。職員手当等では、期末手当で、職員の期末手当として計上していたものを会計年度任用職員の期末手当に組み替えるものと、共済費では雇用保険料と社会保険料に不足が生じるため、追加計上をお願いするものでございます。

次に諸支出金、1億2,770万1,000円の増。

事業会計繰出金のうち、介護サービス事業会計繰出金で、地方債を320万円の増としておりますが、当初予算で計上した特別養護老人ホーム冷房設備工事415万8,000円に対し、緊急防災・減災事業債を充当できることになったものでございます。

また、特別会計出資及び補助金、病院事業補助金1億3,078万円は、入院及び外来収入の減収見込みを補填するための補助金1億2,000万円と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする事業に対する一般会計負担金1,078万円でございます。

以上、歳出補正額合計1億8,276万円の増。財源内訳では、特定財源が国・道支出金で9,074万8,000円の増、地方債で320万円の増、その他で4,039万2,000円の減。特定財源の合計では、5,355万6,000円の増で、一般財源が1億2,920万4,000円の増となるものでございます。

次に、歳入について主なものを説明させていただきますので、14ページ、15ページをお開き願います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、3節道路橋梁費におけるふるさと大橋、紋進橋に対する国庫補助金でございますが、従前の補助メニューである社会資本整備総合交付金橋梁長寿命化事業が本年4月より道路メンテナンス事業補助金として変更となったことから、事業費の精査と併せて組み替えるものでございます。なお、対象事業費補助率等に変更はございません。

下がりまして、19款1項繰入金で1目基金繰入金は、病院事業費補助金として1億2,000万円を補助する財源の不足分として財政調整基金から1億1,051万4,000円を繰り入れるものでございます。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額88億7,683万3,000円。補正額、1款議会費から13款諸支出金まで1億8,276万円の増、補正後の歳出合計90億5,959万3,000円。

続きまして、歳入を説明いたしますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額88億7,683万3,000円。補正額、15款国庫支出金から22款町債まで1億8,276万円の増、補正後の歳入合計90億5,959万3,000円となるものでございます。

続きまして、第2表、債務負担行為補正を説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

内容は、債務負担行為の追加で、事項、大樹町歴舟川パークゴルフ場指定管理者管理運営業務委託料、期間は令和3年度から令和4年度の2年間。限度額は、3,099万8,000円。

次に、事項、大樹高等学校入学時補助金（令和3年度入学生分）。期間は、令和3年度。限度額は1人6万円。令和3年度大樹高校の新入生募集にあたり、生徒の確保を目的として、補助金を支給しようとするものでございます。

次に、事項、大樹高等学校海外見学旅行に伴う費用に対する助成（令和3年度入学生分）。期間は令和4年度。限度額は、国内見学旅行を超える相当額。令和3年度の新入生募集にあたり、台湾への見学旅行の実施に伴うかかり増し経費を町が支援することについて予算措置を行おうとするものでございます。

次に、第3表地方債補正を説明いたしますので、4ページをお開き願います。

地方債の変更でございますが、緊急防災・減災対策事業の限度額を320万円増額し、2億8,040万円に、臨時財政対策債の限度額を271万7,000円増額し、1億2,571万7,000円にそれぞれ変更するもので、起債の方法、利率及び償還の方法については、補正前と同じでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件の審議にあたっては、同一議件に対する質疑を3回までとする会議規則第54条の規定については、歳出は款ごとに、歳入は一括してこれを適用することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま決定のとおり議事を進めます。

はじめに、事項別明細書、16ページ、17ページ、1款議会費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

続いて、16ページから19ページまで、2款総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

17ページの職員手当等のところの差し引きの5ページのところで、昇任になって増になる分と、それから期末手当関係のほうで減になる分の差し引きのお話をされたと思うのですけれども、ここで言う期末手当230万円減と管理職手当のところなのかちょっとよく分からないのですけれども、この増減の昇任の内訳というか、増額になる部分の内訳の人数なり、内容を教えていただきたいと思います。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

5ページの一般職給与の14万3,000円の減の内容ということでかと思えますけれども、そちらにつきましては、17ページの上から3段目の職員手当等の中の上から2段目と3段目の期末手当の232万3,000円の減と管理職手当218万円の増の相殺の金額となっております。

管理職手当の増の内訳につきましては、当初15名で見ていたところを19名ということで4名増員になりました。増の内訳としては、主幹に昇任したものが2名、それから課長職ではあるのですけれども、異動等によって町長部局以外のところから町長部局に来たということで2名おまして、計4名、この一般管理職の中では4名分増えたという形になってございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

17ページの航空公園の関係ですけれども、今回、事業できないということで4,000万円戻しているのですけれども、説明の中では次年度の実施に向けて行うということなのですけれども、令和3年度の予算を組んでいく中で、当初予算にこれ盛り込んでいくのか、それについてお聞きしたいのですけれども。

○議 長

大塚企画商工課参事。

○大塚企画商工課参事

ただいまお話がありました航空公園機能拡充FS調査事業とL1射場整備滑走路延伸等調査設計業務につきましては、基本的に企業版ふるさと納税を財源としておりますので、その企業版ふるさと納税を受け入れた後に、補正なりで対応したいと思っております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

17ページの企画費の委託料なのですが、有効活用モデル事業ということで、町の一般財源がないようですが、地産地消ということに焦点をあてて委託すると思うのですが、この内容というか、視点は地産地消なのでしょうけれども、内容といたしますか、どのようなことを期待して、どのようなことを明らかにしたいがために委託かけるのか、その説明を頂きたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

この事業につきましては、北海道の補助事業でございまして、北海道の補助事業のまず募集要項としましては、系統制約の生じている地域の新エネルギーを促進するため、地域ネットワークの整備やFITに頼らない需給システムの構築など、新エネルギーを有効活用するモデルとなる取組に対して補助するというものでございまして、私どもの町といたしましては、家畜ふん尿由来の液化バイオメタンを利用したエネルギー地産地消モデル事業として、新エネルギーの有効活用のための基本計画の策定、基本計画策定のための調査を行うということで、今回応募したところでございまして、11月27日付で事業採択を受けたというところでございます。その内容といたしましては、約1,500トンの乳牛ふん尿を処理可能なバイオマスプラントを想定しまして、生成したバイオガス中のメタンを生成、濃縮、液化して、町内で利用するモデルを構築するというもので、地域内の未利用のバイオマスを活用することで創出されたエネルギーを地域に還元するエネルギーの地産地消モデルの基本計画を策定し、事業可能性の評価を実施するという内容でございます。

以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時05分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、18ページ、19ページ、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

続いて、4款衛生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、5款労働費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

歴舟川の季節労働者関係で、いろいろとご尽力いただいておりますけれども、周知方法です。どういう方法でやるのか、お願いいたします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

季節労働者に対する周知方法のことかと思いますが、まず無線放送によりまして12月16日頃から1月上旬頃まで無線放送を随時かけまして、季節労働者の方の雇用の確保のために周知をしていきたいと考えております。また、季節労働者を雇用されている事業所に対しても文書を発送いたしまして、お知らせしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

歴舟川河川敷の支障木ですけれども、どの辺の支障木をやるのか。それと季節労働者、対象者はどのくらいいるのかを聞きたいです。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

ただいまご質問の場所の件でございますが、場所の件については、ふるさと大橋の20号から下流のほうの右岸側の堤防沿いでございます。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

季節労働者の対象者でございますけれども、対象者につきましては、雇用保険の被保険者資格取得で短期の特例一時金の給付資格を有している方を対象としておりまして、例年ですと、募集を行いますと15名程度の方が事業に対して応募してくるという状況でございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

15名程度応募してくれるというのは、それ、来てくれる人なのでしょう。実際資格持っているというのは、短期持っている人は何人いるのかということを知りたいのですけれども。何人がいて、15名というのはどのぐらいの割合を占めているのかということを知りたいのと、もう1点は、20号の河川敷なのですけれども、もちろん分かるのですけれども、例えば上手の、上手といたらパークゴルフ場になりますよね。冬の間にはパークゴルフ場の中の、例えば支障木とか枝払いとか、そういうことを兼ねてできないのか。そうすると、指定管理の内容もちょっと変わってくるのですけれども、冬の間にもやることも可能ではないかと思うのですけれども、そういうことはできないのかについて知りたいのですけれども。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

まず、季節労働者で雇用保険の短期特例一時金受給者を持っている方は何名いるかというところにつきましては、申し訳ございませんが、その季節労働者として雇用されている方が、資格を持っている方が何名いるかというところまではちょっと押さえておりません。各事業所、町内でいきますと25の事業所に対しまして、資格を持っている方がいらっしゃれば、ぜひ申込みを頂きたいという案内をさせていただいたり、無線放送で、その資格を持っていただければ応募してほしいというような周知方法を取っているところでございます。

以上です。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

20号の上流側の支障木についてですけれども、今年強風がありまして、何本かコース内に倒れたということもありまして、その都度建設管理部に連絡しながら、その辺については整理したところでございます。ただ、今回、20号より下流のほうが木が生い茂って

おりまして、その辺を整理したいということで考えて場所の選定をいたしました。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これで最後ですけれども、支障木の関係ですけれども、20号から上手のパークゴルフ場の本当の河川側ありますよね。本当の川沿いというか。あっちの方、けっこうひどいのです。そういったところを冬の間にとると、夏のパークゴルフ場の営業に支障がないと思うのです。そういうこともぜひ検討して、延べ140人で、多分10日間位だと思うのですけれども、10日間で、もし、やりくりできるのであれば行ってほしいのと、もう1つ、受給資格者が分からないというのは、どうも納得いかない。これ失業だから、これは個人情報に関わるので言えないけれども把握はしている、でも15人は応募してくれるだろうと、それは分かるけれども、全く把握もしないで15名は来てくれるだろうということは、結局案内というのは25の事業者に案内を出すということですよね。無線放送と。そうしたら何人いて、何パーセントが該当しているのか、1割なのか5割なのか、それは分からないのですね。例えば1割程度だったら、こういう季節労働者対策は別にしなくても私はもういいのかなと思うのですけれども、その辺をきちんともっと把握すべきではないでしょうか。

最後に、これで終わります。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、歴舟川の河川敷の支障木の工事の関係でご質疑を頂いていますが、以前はこの事業を使って、20号から上手のパークゴルフ場側の堤防のところの支障木を伐採をしました。今回は20号を挟んで下手の、パークゴルフ場のコスモスホールの7番かな、あの、へりのところも含めて支障木の伐採をするということです。ここを伐採することによって、パークゴルフ場の環境と、あとは堤防を散策される方々の保安上といいましょうか、少し明るい環境をつくれるので、そういう意味では効果があるかなと思っています。

今、議からがご質疑のあった堤防と河川敷から川に行く川べりのところのあそこにも結構木が立っているということで、そこも支障木の伐採工事を使ってやったらいいのではないかとということで、いずれそういう検討もされるかなと思っていますが、実は今回、当初この事業を使って支障木を伐採したいのだということで、歴舟川の清流を守る会にその辺の対応についてご照会をかけてご相談したことがあるのです、協議して。その段階では、清流を守る会としては、あそこは、やはり川面で発生する虫とかを防ぐ効果もあるので、あそこについてはあまり手を触れないほうがいいのではないかとというようなこともあって、おいてあるということですが、確かにパークゴルフしていると、全然いじってないので雑

然としているところもありますので、その辺については今後、こういう事業をまた活用する場面があれば、どこをやっていくか、あそこに手をかけていくかどうかというのは、また相談をしながらやっていければなと思っております。

もう1点、対象者となる方々の把握については、申し訳ありません、担当のほうからご説明したとおりでもありますので、今後どういう形でちょっと把握できるかは今のところ即答できませんが、対象者の把握、そして事業の効果を確かめるという意味ではこの15人という方が多いのか少ないのかというところも議員ご指摘のとおりだと思いますので、その辺については今後きちんと把握したうえで事業に取り組んでいく基礎資料としていければなと思っておりますので、今回についてはご了解いただければと思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

続いて、18ページから21ページまで、6款農林水産業費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

21ページの産地生産基盤パワーアップ事業の補助金についてお伺いいたします。事前に調べてこなかったもので、これは4,800万円というのは、当初予算の分があって4,800万円オンになっているのかをまず1点お聞きしたいのと、この4,800万円の事業の内容をお知らせいただきたいと思います。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長

産地パワーアップ事業でございますが、こちらのほうは10月に道の認定を受けまして、今回補正をするものでございます。内容につきましては、機械の導入でございます。こちらのほうは小麦、またバレイショ種芋等の機械の導入、播種及び収穫作業機の導入をするもので、全体で10台の農作業機械を導入する事業となっております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

その10台の機械の管理は、どこでされるのですか。農協とか、各営農団体とか、どこがその10台を管理、使用されるのでしょうか。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長

貸付け者が個人になっております。個人が管理するものになってございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

21ページの農水費の林業振興費の報償費について伺います。年度当初、この報償費については、だんだん実態に合わせた計画を組んでいくと僕は聞いていたのですが、ヒグマの関係が50万円の予算に対して30万円の増額で、大体もう冬眠に入る時期ですから、ほぼ熊の駆除はほぼ完了したと思うのですが、どの程度の増だったのかということと、エゾシカ以下の関係につきましても、これはエゾシカの報償費も増額していますし、特にキツネ、アライグマは倍額にしているのです。1,000円から2,000円に。そういう関係で、エゾシカが増えなかったけれども、エゾシカこれからもありますけれども、経過としてキツネ、アライグマが増えているという経過があるのでしょうか。その辺、ちょっと伺いたいと思います。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長

ヒグマにつきましては、当初20頭を見込んでおりましたが、実績として30頭、現在のところ捕獲してございます。もうあと5頭取れるという見込みで増額をしているところでございます。エゾシカにつきましては、当初は1,000頭見込んでおりました。実績では1,003頭ということで、こちらのほうは3頭分の増額をしております。キツネ、アライグマにつきましては、当初予算150匹を見込んでおりましたが、実績として167匹、17匹増えてございます。カラス、ハトにつきましては、予算では500羽見込んでおりましたが、実績では810羽ということで増えてございます。キツネ、アライグマにつきましては、現在167匹でございますが、残り33匹の捕獲を見込んでおまして、カラス、ハトにつきましては、190羽捕獲する予定で増額してございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

21ページです。秋さけ定置漁業の緊急支援事業補助金ですけれども、2%増加した分

402万円、今回補正するのですけれども、2%増加分なので、実際漁業者が負担するのはどのくらいなのか、ちょっと聞きたいのですけれども。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時23分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

漁業者の負担につきましては、1,265万円ほどとなっております。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで町長に聞きたいのは、4年間成績がずっと漁獲が低迷しているのですよね。402万円、2%オーバーした分ですけれども、1,260万円の漁業者の負担ですけれども、何かもう少し割合を上げてあげてもよかったのではないかと思うのですけれども、その考えはどうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回、昨年に引き続いてさけ・ます増協に、本来であれば会員である漁業者、漁組だと思えますけれども、そこが負担すべきところではあるのですが、増協自体の事業運営がままならないということで、会員に追加で2%のさらなる負担を強いたということで、管内的にもいずれのところも今の漁業経営、また漁組の状況等も踏まえて、それぞれのところで負担をしているというのが現状であります。この2%というのは、ルールでさけ・ます増協自体が追加負担の2%分を各会員の漁業協同組合のほうに負担を要請したという、その2%でありますので、今年度についても昨年度についても2%であったということです。

今後はさけ・ます増協全体の会計が非常に切迫しているという状況もあり、議員がご承知のとおり、秋さけの漁獲量、漁獲高も含めて非常に厳しい状況でありますので、今後、さけ・ます増協の事業運営、または収支予算等でこのパーセントが動くという可能性もありますし、どんな形で来年度以降増協が運営されていくかにはちょっとまだまだ確認できていない、未確定な部分が多々ありますので、そういうさけ・ますを取り巻くいろいろな

環境も含めて来年また支援が必要な場面があれば、またこの予算の段階で提案をさせていただいてお認めいただくというようなことになろうかなと思います。また、情報については、漁組を通じて鋭意収集しながら進めていきたいと思っています。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

関連で伺いたいと思います。今言われたように、内容的には理解をしますが、例えばこれは今不漁だから臨時的措置で、漁がよくなれば2%はなくなるし、今、というようなもののように感じるわけであります。たまたま、もし、もっとだめになれば、その2%が増えるという要素もありそうな感じがするのです。それで、これが固定されていないものでありますから、全体的に僕達は漁組に来る金と全体的に、この回しが分からないのです。例えばさけ・ます増殖組合で何億円でもってこれは動いているのか、そのうちオープンとかに振り分けるのですが、大樹全体にどの程度来ているのか分かりません。ですから、同僚議員言ったように、地元大変な場合に、僕は、場合によってはもう1%増ということも僕はあり得るのではないかと思っているのです。ですから、その辺はいずれかの機会に、こういう形で回っている代物ですと、大枠。たまたま2%が402万円ということしか僕らは分かっているわけですから、その辺はどこかで提示をしていただきたいと思います。が、いかがですか。

○議 長

後程資料提示ということでもいいですね。 (菅議員了承)

後で積算根拠などを提示してください。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

先ほど1,200万円ということで負担額をお話ししたところですが、1,385万8,000円の誤りです。訂正いたします。失礼いたしました。

○議 長

よろしいですね。

続いて20ページから21ページ、7款商工費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

続いて、20ページから23ページまで、8款土木費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

21ページのふるさと大橋の改修工事ですけれども、これ国の補助金、国庫補助金をもらってやっているのですけれども、最終的には1,447万2,000円だったのですけれども、6月の定例議会の工事の締結において、契約金が5,552万4,000円だったと思ったのです。最終的には約26%の減なのですけれども、1年前に調査設計、調査委託をかけているのですけれども、そういった中で、なぜ26%も減額の工事になったのか。どの部分が大きく変わったのか、まずそれを知りたいです。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

ふるさと大橋の補修工事、当初予算が7,000万円で請負額が5,552万8,000円ということで、その差額についてなのですけれども、当初予算を計上したときなのですが、道の要領に沿うために単価表や物価資料に掲載されていない1工事当たりにおいて材料プラス施工費が、調達が100万円以上のものに関しましては、今回ふるさと大橋では伸縮継手3カ所あったのですけれども、それについて100万円以上に該当したものですから、実勢価格を調査する必要がありました。それで、前々年度に実勢価格を調査いたしまして、これが令和2年の予算の中で、もしかしたら実勢価格がマイナスかもしれないしプラスかもしれないので、予算的には見積り価格の1.3倍として予算を計上させていただきました。ところが、結果的に入札で落札したときには、実勢価格が見積りの0.87倍となりました。このことから、当初設計額が大幅に下がったというところで予算と実施設計で乖離が出たことにより、当初予算から大幅に価格が落ちたという結果でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今の説明からいくと、当初は1.3倍の見積りで工事請負を締結をしたということで、実際は0.8倍だったと。それで、工事そのものの内容は変わらないということですよね。

そうしたら、これはほとんど国の補助金、道の補助金でやっているのですけれども、道の補助金も1.3倍で見積もっておいて、実際は0.8倍だと。今回1,447万2,000円浮いているのですけれども、それは返却ということにはならないのか。これを見ますと、例えば9ページの補正予算、財源内訳でいくと、国・道の支出金はマイナス9,000円、一般財源がマイナス5,000円なのです。それでいくと、紋進橋の補修工事が1,511万円ですか。そうすると何かそこで相殺している気がするのです、数字からいくと。あま

った補助金を紋進橋に充てたような気がするけれども、本来は何か違うような気がするのですけれども、そういうのは、補助金は普通あまったら返すものではないのですか。

そして、もう1つは、紋進橋は多分橋梁計画には入っているのですけれども、本年度の計画には入っていませんでしたね。多分次年度以降の計画なので、多分これが補助金が浮いたので、その分を充てたと思うのですけれども、その辺、補助金のやりくりというか、本来戻すべきではないかと私は思うのですけれども、1.3倍で見積もっておいて0.8倍だったので、おのずと出てしまうのですね。その辺、どうなのでしょう。何か、どうも不自然だと思うのですけれども。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時34分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

補助金の返還についてですけれども、歳入のほうでありましたとおり、当初、社会資本総合整備事業として頂いていたのですけれども、それは昨年の秋口に要望しまして補助金がついたところなのですが、今年の春になって道路メンテナンス事業ということで、事業のメニューが国のほうで、そっくり切り替わりました。その中でそのことは全く知らないまま発注が終わって、いざ残金を返還するために事業調整をしようと思いましたが、道のほうからこの事業、メンテナンス事業に切り替わったものですから、これは返してくれるなどということ言われてまして、何とか使ってほしいという部分でありましたので、今回、今年、紋進橋の実施設計を実施しておりますので、その中で紋進橋全体の工事費の中の部分的に優先的にこれは支障になる部分であるという判断の基からその工事費に充当することで、来年行う事業の一部を今年補正でお願いしたいところでございます。

以上でございます。

○議 長

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

大樹でかなえるマイホーム支援事業の関係で伺います。説明で分かった分は、当初15戸を予定していましたけれども、24戸分の実績と今後プラスアルファを含めて計上した

という1,050万円の補正を計上したということではありますが、ちょっとその数字の関係が理解できないのです。というのは、当初予算は2,880万円で15戸だったので、単価でいうと200万円弱なのですが、今度9戸プラスアルファで1,050万円しか計上していません。そうすると、単価が100万円以下になると思うのですが、その辺は、当初計画で見た分の15戸の分の実績が、ある程度余力があつて9戸プラスアルファがあつてもそれのできるということで、この1,050万円をはじいたということなのか、全然単価が安いものを見ているところなのか、その辺はどっちなのか。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

当初予算においては、2,880万円として計上させていただきました。現在までに24件で申込みを計算いたしますと、3,930万円になります。その中には今後見込まれる移住者新築1軒と在住中古1軒と移住中古1軒を含めて3,930万円を見込んでおりまして、当初予算の2,880万円を引いた1,050万円を今回補正とさせていただきますと考えております。

以上でございます。

○議 長

いいですか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは、単純計算で言うと、当初15戸見ていた分は2,880万円だったけれども、それは単純に15で割り出した数字とは全然整合性がないということですね。

実績で新築や中古などが入り組んでいるから。結果として3,930万円になる分でいうと、15戸プラス9戸プラスアルファで間に合う金額が3,930万円だと。単純に割り算ではありませんということで理解していいのですね。わかりました。

○議 長

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

続いて、22ページ、23ページ、10款教育費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

続いて、22ページから25ページまで、13款諸支出金の質疑を行います。
質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、事項別明細書、14ページから15ページ、歳入全般についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、議案3ページ、4ページ、第2表債務負担行為補正及び第3表地方債補正についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

2点ほどお伺いします。

1点目のパークゴルフ場の指定管理ですけれども、2年間で3,099万8,000円ですけれども、1年分にすると1,549万9,000円ですけれども、先ほど議案の説明でもありましたけれども、単なる労務単価が増えた分だけなのか、作業管理工程は変わらない、何も2年間、今までと通常どおりやっていただけなのか、それについてお聞きしたいのと、最後の大樹高等学校の見学旅行の関係です。国内旅行を超える相当額なのですけれども、今まで台湾旅行、引率の看護師の関係。

今までは、修学旅行の場合は、道の道教委の関係では看護師を有する資格のある者が1人、1名引率するとなっているのですけれども、これまで2回ほど台湾に行っているのですけれども、この中では町で、町の保健師が随行というか引率したのです。それで、来年度以降は、その辺はどうするのか。従来の保健師がついていくのか、それとも道教委で定められていますので、民間の保健、看護師の資格を有する者を連れていかなければならないのですね。そうすると、そこに費用が発生してくるのですけれども、その辺についてどのように考えているのかお聞きしたいのですけれども。2点。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

パークゴルフ場の指定管理料のことについてですけれども、限度額については2か年分ということで単年度1,549万9,000円を計上させていただきました。この価格の算出なのですけれども、令和2年度の今年度の見込みも計算いたしまして、今年の赤字分を上乗せした形で考えております。その価格が1,549万9,000円という形になるのですが、内容についてですが、草刈りの草刈り機とか手刈りの部分で、刈り方の回数につい

て若干抑えております。それと、その分違う方法の形で提案いただきまして、プレイには支障ないような形で維持管理をしていこうということで、施肥のほうもちょっと回数を変えております。

機械刈りの回数につきましては、フェアウエーについては今年までが26回で、次回からは25回、ラフについては18回から15回ということで、施肥についてですが、施肥Aと施肥Bがありまして、肥料の部分については、施肥Aの有機物とか含んだ肥料についてはやめて、施肥Bとしてそちらのほうを1回から2回に増やしてございます。

以上でございます。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、債務負担行為の関係で、来春入学予定者の新1年生が令和4年度に見学旅行に行くということで、その助成分の債務負担行為で申請をさせていただいております。その中で、今議員からご質疑がありましたが、大樹高校が台湾に行くようになって3カ年が経過をし、今年については残念ながら実施ができなかったということで、過去2カ年、私どもの保健師が随行してまいりました。高校との協議の中で、やはり行っている間に健康管理も含めて不安があるというようなこともありましたので、私どもの保健師を町の取組として行ったということもありますので、保健師を同行させたという経過があります。

来年以降の見学旅行の在り方についても、学校の校長、教頭とも私も一度協議をしたところです。その中で、海外に出向く際には、看護資格を持った、そういう者が同行しなければならないという高校のほうの道教委の決まりがあるということでしたが、2カ年、私どもも保健師を同行させましたが、やはり日頃から通常の学校生活において保健活動を担っている養護教諭のほうが、いろいろ生徒個人個人の健康の管理、状況も含めて詳しいというようなこともあって、今後については、やはり学校の養護教諭が同行することが一番望ましいのではないかとということで今のところ、正式決定ではありませんが、高校のほうと協議をしているところです。養護教諭が学校を離れるということで、その間、学校にいわゆる養護の担当がいなくなるということで、その対応を今どうするかというところを高校のほうで検討していただいておりますので、そういう形が整えば、養護教諭が引率の教員の1人として見学旅行に同行していくという形が、来年度以降、そういう形で事業展開が行われる可能性も今見据えて検討をしております。正式には、私どもの保健師を随行するかどうかというところは明確に決まったことではありません。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

パークゴルフ場の関係ですけれども、これまでの赤字分の上乗せをしたというのは、指定管理上問題があるのではないかと思います。

そして、芝刈り回数を減らしたと。26回を25回、18回を15回、それで施肥も別の方法で、Aの施肥をやめてBで1、2回やるのですけれども、これを通常どおり、まともに例年どおりやったら、どのくらいの金額になるのでしょうか。

一番納得できないのは、今まで指定管理をしていた赤字分を次の指定管理の費用に乗せてくるというのは、これはおかしいと思うのです。絶対あり得ない。

この辺、もし町長なり副町長等々、明確に答弁いただきたいのですけれども。

それと、高等学校の関係ですけれども、今町長おっしゃったように、未定ですけれども、例えば高校側で民間の看護師の資格を持っている方をお願いすると、大体旅費が道教委では何か24万円から25万円ぐらい見ているようですが、それも含めてそのことも今後、高校側と協議になるのかなと思うのですが、その辺も振興会の予算もありますので、そこを見据えながら、この辺の数字も検討していただきたいのですけれども。

この2点、お願いします。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

指定管理の管理料のことをございますけれども、ちょっと言い方が悪かったかなと思っております。大体、現状維持ということをベースに協議をさせていただきました。

その中で、1,549万円9,000円で、現状の経費が大体それくらいだというところで、それに合わせて回数が26回で前回をお願いしているのですけれども、万度にやろうとすれば30回は必要だということで、最初30回で積算をしておりました。町が30回やると2,000万円かかりますと。その30回に対しての提案は、1,800万円です、では1,800万円を手を打てればいいのですけれども、1,800万円だと今の大体1,500万円の経費からいきますと300万円もオーバーして、これから5年間、今回2年間にしましたけれども、その経費の増加はちょっと町としては飲めない。提案者側も積算するところなるんだよね、だけれども、経費、どんどん上がっていくのは自分としても本意ではないと、改革したいということの申入れも頂きましたので、それで協議をさせてもらって、現状維持で何とかいける内容にしましょうということでの詰めをしたところの25回で1,549万9,000円と、これならやれるということでの決着ということをございます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

見学旅行に対する看護師、看護資格の持った者を同行させなければならないということで、高校と話している中で道教委としての単価的なものも今議員がおっしゃったとおり二十数万円かかってしまうということで、それについても見学旅行に行く生徒負担というようなことになっていくことを聞いておりますので、そういう金銭的な負担の割合も含めて

養護教諭が引率教諭の中の1人としていくことのほうが合理的なのではないかということは、僕のほうからも話をさせていただきました。ただ、学校側で、その空いた養護教諭の先生がいない学校の間その空白を誰が埋めるかというところのもくろみが全くなかったものですから、看護師の資格を持っている人が学校にその期間だけ在駐をしていればいいということであれば、町内で看護資格を持った方で、その間、アルバイトか何かになるのかもしれませんが、その間、学校にいてくれる人がいるのではないですか、ということをお話をしたら、高校側も全くその頭がなかったものですから、もしそういう形で学校が対応したいということであれば、そこは私どもが汗をかいて、そういう方をその間、学校に協力いただけるような方を見つけるということも私どもの仕事かなと思っておりますので、そういう形が生徒の行っている間の健康管理、安心感も含めて、養護教諭の随行というのが一番安心ではないかなという思いも持って、今協議を進めているところでもあります。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

高校の件は分かりました。もし大樹でそういう看護資格の持っている方がいれば、それを含めて、それを町の責任としてやっていただきたいと思います。

指定管理の関係ですけれども、さっき、きついこと言ったのですけれども、課長の説明で赤字の分を乗せたということについて、副町長はそこについて全然明言されなかったのですけれども、そこは本当に赤字の分、上乘せしているのか。

もう1つ。これで最後ですから。別の方法とはどんな方法でやるのか。別な方法で同じ回数出動するのであれば、刈ってもらったほうがよっぽど芝のためにいいと思うのですけれども、その工法の単価が違うのか、労務単価が違うのか、その辺を聞きたいです。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

施工の方法についてですけれども、フェアウエーの芝刈り回数を減らしたことから、芝が伸びてくると転がりづらいということもありますので、工法として提案いただいたのが、転圧をして芝を寝かせて、今までのようにボールが転がるようなフェアウエーの管理をしていくという部分で、単価的にも芝刈りよりも転圧の方が安いので、その分費用として抑えられたという部分でございます。

それと労務費についてなのですけれども、今期の積算については平成27年度の労務単価を使っております。それで、令和2年までに5年間で労務費が1.15倍に膨れております。ですので、当初5年前に積算した価格と今の費用を見ると、ちょっと施工費がかさんでいるという部分でございます。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

前回の5年前の委託のときの単価、労務単価からどんどん上がっていきまして、そうするところが払う金額は横ばいですので、その分で経費が上がっていくというところで、最初は収益で黒字もあったのですけれども、その分赤字になっていったと。赤字になっていったのはなっていたのですけれども、要は、労務単価が上がった分、今の単価で積算をし直したことで、今の協議の経費が出ているということでございますので、5年前の単価と今の単価とでは、今の単価で計算をし直した。でもなるべく現状維持でいきたいというこちらの依頼もあった。お互い協議の中で現状維持でいきたいということで、では回数、あるいは管理の仕方の工夫をして、これで収めましょうということで協議をしたということでございます。だから、赤字を乗せたということではないのです。赤字になっていたのはなっていたのですけれども、赤字分を乗せたのではなくて、単価を見直したということなのです。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

何か不可思議な話になっているのですけれども、芝を刈ってプレイをしやすい芝を作るということが原則だと思うのですが、お金の関係で転圧するというということは、伸びた芝を押さえつけることですよ。それをやるのがどうかということが、ちょっと僕はあまりパークゴルフに詳しくないから分かりませんが、そういうことをしなくてはならないということ自体がちょっとおかしいのではないかと。

運営の赤字という話ありますけれども、さっき言われたように、プレイ料金も500円から200円、それから年間使用料も1万円から5,000円に、当時は議論あったはずなのです。というのは、年間、午前中、午後とか、1日2回とかやったり、それから連日やって、それ1日当たりにしたら何十円にしかならないというそういう計算があったりして、使用料を下げたことが全て悪いとは言いませんが、そういうふうにして町民に還元している状況の中で、この管理がまずいから、芝刈る回数を減らして提案すると、それはコース状況が悪くなるのです。

そこまでしなくてはならないのでしたら、一方で使用料等の検討とか含めてもっとあるべきだし、何となく今副町長が言われたもう1つは、赤字を補填したのではなくて、経費を削減したということでしたけれども、冒頭聞いたときびっくりしました。もし万が一、指定管理者が変わったら、赤字の補填だって、その人にできないわけですよ。同じ事業体であったから、そんなやりくりできるのかなと思ったのですが、これは区切るわけですか

ら、相手が変わったら、いくら前の人が赤字になったって、それは補填することなんて不可能な話ですから、そういうことを言われること自体が何となく、何が裏にあるのだと疑惑を招くので、やはりきちんとすべきだと思います。

○議 長

答弁要らないですね。 (菅議員了承)

(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時03分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時15分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

歴舟川パークゴルフ場のことなのですけれども、回数減らしても何しても、いろいろ回数減らして無理やり金額を下げて、業者にプレッシャーかけることになるし、4コースあるから、例えば2コースは従前のようなレベルで整備して、あとの2コースについてはもう少しレベルを落とすとか、それからそういうことは契約上、非常に無理かもしれないけれども、フェアウエーについては業者に作業してもらって、ラフのところだったらまた別なシルバーセンターなり何なりにやってもらおうとか、いろいろなやり方があると思うのです。でも、行政のほうも一生懸命やってもらっていると思うのですけれども、一番最初にパークゴルフ場ができたときには、柏林公園でやりましたよね。それはレクリエーションスポーツとか、いろいろな競技スポーツとか、いろいろあるけれども、やはりもう少しそういうふうなお金が非常に苦しいことはもう絶対これからも先、なお全体の予算も苦しくなるのですから、それはパークゴルフ協会の方々のお気持ちも分からんではないけれども、やはりそのときそのときの家庭の事情というか、懐の事情によって、もっと努力することはあるのではないかと僕は思っているのですけれども、どうですか、町長。最大の努

力をされて今の金額が出てきているのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

議員の今の意見、しごくもっともだなというふうに思います。当初は柏林公園でやっていたころは、本当にレクリエーションの一環でということでしたが、今はもう歴舟川にパークゴルフ場を整備したということで、競技志向の協会の皆さんがプレイをする、日々のそこで鍛錬をしていろいろな大会で成果を発揮すると、そういう場になっているというふうにも思っているところです。ただ、協議の中でご意見を頂いておりますが、やはり維持管理をしていく中で労務費等も含めて指定管理料が高騰していくというのも事実でありますので、そういうところも含めて今回、この2年間という、本来5年間であった期間を2年間という 期間で限度額も定めた中で、どういう形で運営していくかというのをこの中で模索をしていく期間になるかなと思っておりますので、選定委員会の中でも4コースのうちの3コースとか1コースをどうするかこうするか、金曜日だけではなくてというような、いろいろな意見があったということも聞いておりますので、そういう点も含めてこの2カ年間で今後の大樹町におけるパークゴルフ場の管理の在り方、運営の在り方については検討していく場というふうには私は捉えております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

最後に、歳入歳出全般についての確認漏れがあれば質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議案第124号の件について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第124号の件について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第125号

○議 長

日程第30 議案第125号令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第125号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ1,015万円の追加であります。

内容につきましては、住民課長から説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第125号令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ1,015万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億8,812万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額1,000万円の増。今年度上半期における高額療養費の支給実績が前年度比で25%ほど上回っており、予算額が不足する見込みとなっていることから増額をお願いするものです。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、補正額15万円の増。葬祭費につきましては、1件につき3万円を支給しているものですが、予算不足を生じないように増額をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明させていただきますので、6ページ、7ページをお開き願います。
歳入。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、補正額1,015万円の増。
保険給付費は、普通交付金により支給することとなります。

次に、5ページ、総括の歳出をお開き願います。

歳出合計、補正前の額、6億7,797万6,000円。補正額、2款保険給付費で1,015万円の増。補正後の歳出合計、6億8,812万6,000円。

次に、4ページの歳入ですが、歳入合計、補正前の額、6億7,797万6,000円。
補正額、3款道支出金で1,015万円の増。補正後の歳入合計、6億8,812万6,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第125号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第126号

○議 長

日程第31 議案第126号令和2年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)に

ついでに、この件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第126号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第2号）をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ73万6,000円の減額であります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

それでは、議案第126号令和2年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ73万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,732万円とするものです。

補正の内容は、人事異動に伴う職員給与の増額と条例改正による期末手当の減額、各事業の執行見込みの精査による減額が主なものとなっております。

事項別明細書でご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。

歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額3万6,000円の減。職員給与12万6,000円の増。職員手当等16万2,000円の減となっております。3項介護認定審査会費、1目介護認定審査費、補正額6万円の減。

3款地域支援事業、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、2目一般介護予防事業費、補正額30万8,000円の減。2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、職員手当等10万3,000円の減。旅費22万9,000円の減となっております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入です。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額73万6,000円の減。

次に、総括についてご説明いたしますので、4ページ、5ページをお開き願います。

5ページの歳出です。歳出合計、補正前の額、7億2,805万6,000円。補正額、1款総務費から3款地域支援事業費まで73万6,000円の減。補正後の歳出合計、7億2,732万円でございます。

次に、4ページの歳入です。

歳入合計、補正前の額、7億2,805万6,000円。補正額、6款繰入金73万6,

000円の減。補正後の歳入合計、7億2,732万円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第126号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第127号

○議 長

日程第32 議案第127号令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第127号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ266万3,000円の減額であります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長から説明いたしますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

それでは、議案第127号令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ266万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,603万3,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

歳出です。

1款1項ともに居宅介護サービス事業費、1目通所介護費、補正額7万2,000円の増。大樹町職員の給与に関する条例改正に伴う期末手当の減額とパートタイム会計年度任用職員のデイサービスセンター介護員1名の社会保険加入による共済費の増額です。

次に、2款1項ともに介護老人福祉施設事業費、1目介護老人福祉施設費、補正額273万5,000円の減、条例改正と職員退職などに伴う期末手当減額とパートタイム会計年度任用職員の特養清掃員1名の社会保険加入による共済費の増額です。

次に、6、7ページの歳入をお開きください。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額266万3,000円の減です。

次に、総括、5ページの歳出をお開きください。

歳出合計、補正前の額、4億4,869万6,000円。補正額、1款居宅介護サービス事業費と2款介護老人福祉施設事業費で266万3,000円の減。計4億4,603万3,000円となります。

次に、4ページの歳入をご覧ください。

歳入合計、補正前の額、4億4,869万6,000円。補正額、3款繰入金で266万3,000円の減。計4億4,603万3,000円となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第127号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第128号

○議 長

日程第33 議案第128号令和2年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第128号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ35万7,000円の追加であります。

内容につきましては、建設水道課長兼下水終末処理場長から説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、議案第128号令和2年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。

今回の補正は、第1条で、歳入歳出それぞれ35万7,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額をそれぞれ3億1,425万7,000円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。

3、歳出。

2款事業費、1項下水道整備費、1目下水道建設費、補正額35万7,000円の増。これにつきましては、職員の給与に関する改正条例に基づく期末手当の減額と人事異動に伴う給料のほか共済費の補正と、償還金については令和元年度事業の大樹下水道終末処理場更新工事から発生いたしました鉄くずの売却額が、本年3月に確定したことに伴い、売却高のうち国庫補助率55%に相当する分を返却するものでございます。

歳入を説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。

2、歳入。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で、補正額32万円の増。給料と共済費に充当する分でございます。

5款1項1目ともに繰越金で、補正額3万7,000円の増。補助金返還金に充当する分でございます。

次に、5ページの総括の歳出をお開き願います。

総括の歳出で、補正前の額3億1,390万円、補正額、2款事業費で35万7,000円の増、補正後の歳出合計3億1,425万7,000円。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額3億1,390万円。

補正額、4款繰入金と5款繰越金で35万7,000円の増。補正後の歳入合計3億1,425万7,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第128号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第34 議案第129号

○議 長

日程第34 議案第129号令和2年度大樹町水道事業会計補正予算(第4号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第129号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町水道事業会計補正予算(第4号)をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額についての過年度分損益勘定留保資金から補填する額を6,123万2,000円に改め、収益的支出の予定額を105万8,000円減額、第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額についての過年度分損益勘定留保資金から補填する額を2億6,629万6,000円に改め、資本的支出の予定額を9万円減額、第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を114万8,000円減額するものであります。

内容につきましては、建設水道課長より説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

議案第129号令和2年度大樹町水道事業会計補正予算(第4号)について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、令和2年度大樹町水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度大樹町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条本文括弧書き中「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額6,229万円は、過年度分損益勘定留保資金6,229万円で補てんするものとする。」を「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額6,123万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,123万2,000円で補てんするものとする。」に改め、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

補正の内容につきましては、第1款水道事業費用の第1項営業費用について105万8,000円を減額するものでございます。

2ページ目をお開き願います。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,638万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億6,638万6,000円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,629万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億6,629万6,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

補正の内容につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費について9万円を減額するものでございます。

第4条、予算第6条本文中議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費3,660万5,000円を、収益的支出と資本的支出の補正予算額114万8,000円を減額し、3,545万7,000円に改めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、11ページ、12ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費、補正予算額105万8,000円の減。ここでは、職員手当の補正で、11月の臨時議会でお認めいただきました職員の給与に関する改正条例に基づきまして、期末手当の減額をお願いするものでございます。なお、水道事業で計上している人件費のうち、課長分について4月の新年度から一般会計で支出することになったため、併せて減額するものでございます。

次に、15ページ、16ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産取得費、補正予算額9万円の減。ここでは、職員手当の補正で、先ほどの収益的支出の職員手当と同じく、職員の給与に関する改正条例に基づき期末手当の減額をお願いするものでございます。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

損益勘定留保資金9万円の減をするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第129号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第35 議案第130号

○議 長

日程第35 議案第130号令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第130号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収入支出それぞれ134万1,000円の減額、第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を229万円に改め、資本的収入の予定額を1,078万円追加し、資本的支出の予定額を1,140万円追加するものであります。

第4条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費である職員給与費を

134万1,000円減額し、第5条では、他会計からの補助金を4億7,000万円に改めるものであります。

内容につきましては、町立病院事務長より説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

下山病院事務長。

○下山病院事務長

それでは、議案第130号令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について、条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条、令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

予定額につきましては、収入支出ともに134万1,000円を減額するものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入が資本的支出に対して不足する額167万円」を「資本的収入が資本的支出に対して不足する額229万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

予定額につきましては、収入を1,078万円、支出を1,140万円それぞれ増額するものでございます。

第4条では、予算第7条で定めました議会の議決を経なければ流用することができない経費を134万1,000円減額し、7億7,437万4,000円に改めるものでございます。

第5条では、予算第8条で定めました他会計からの補助金を1億2,000万円増額し、4億7,000万円に改めるものでございます。

内容につきまして、事項別明細書で説明させていただきますので、11ページ、12ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費で134万1,000円の減。大樹町職員の給与に関する条例の改正に伴うもので、職員72人分の期末手当が減額となるものでございます。

次に、9ページ、10ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益で1,311万7,000円の減。1日平均45人の入院患者数を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行から2人分の患者数を減じ、43人の予定とするものでございます。2目外来収益で1億82

2万4,000円の減。1日平均165人の外来患者数を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行等から60人分の患者数を減じ、105人の予定とするものでございます。

2項医業外収益、3目他会計補助金で1億2,000万円の増。入院・外来収益の減収見込みを補填するため、一般会計補助金の増額をお願いするものでございます。

次に、15ページ、16ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目有形固定資産購入費で1,078万円の増。機器及び備品購入費で、病棟救急処置室における感染症患者等に対応するための超軽量移動型デジタルX線撮影装置1台となっております。

3項1目ともに貸付金で62万円の増。看護師就業支援金貸与金で、当初予算では道内からの就業者1人と町内の就業者1人を見込んでおりましたが、4月に帯広市から、来年2月に札幌市から1人看護師が就業予定のため、道内からの就業者2人分とするものでございます。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1款資本的収入、1項1目ともに一般会計負担金で1,078万円の増。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする一般会計負担金でございます。

損益勘定留保資金で62万円の増。看護師就業支援金貸与金の増額に伴うものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

医業収益の減ですけれども、最終的には1億2,134万1,000円の減なのですけれども、説明の中ではコロナ禍による入院患者、外来患者減ったというのですけれども、それだけの原因で減ったのか、ほかに要因はないのか。それだけコロナ関係で減ったのであれば、これが回避すれば、最低でも令和元年の医業収益まで戻る想定をしているのか、それについてまず聞きたいのですけれども。

○議 長

下山病院事務長。

○下山病院事務長

実際の現況の運営状況なのですが、今年度上半期の状況を前年度の上半期と比較しまし

たところ、1日平均患者数で申しますと、外来では昨年上期107.1人に対しまして、今年度の外来患者数は83.7人、23.4人、23.8%の減となっております。入院では、昨年43.3人に対しまして今年度は37.9人ということで、5.4人減りまして12.5%の減収となっております。

この1億2,000万円合わせまして、医業収益と一般会計補助金の増減の関係なのですけれども、実際に令和元年度の決算をちょっと精査しまして、令和2年度の上期、令和元年度の上期で実際の収益はどれくらい減ったかという部分につきましては、実際の新型コロナウイルス感染症の関係で決算と合わせて減となった額が6,384万円となっております。残りの分につきましては、当初増収を見込んでの医業収益の計上した分が全く入ってこないというところで、その分の収益が得られないということで、今回減額するものとなっております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

コロナ対策で、その辺どうもほかの増収というか、医業収益見込んだ分が最終的には入ってこないということなのです。

それで、一番心配になるのは、この会計というのは地方公営企業法で基本的には独立採算制なのですよね。そういった中で、今回認めると、一般会計が4億7,000万円なのです。そうすると、もう1つ心配なのは、その経営の効率化の数値の指標なのです。気になるのですけれども、ちょっと2点ほど教えていただきたいのですけれども、例えば経営費削減につながっていく職員給与と医業収益の比率はどのくらいになっているのか。平成27年で100.4%だったのです。令和2年の目標数値が多分94.5%で設定したのではないかと思うのです。

もう1つは、材料費と医業収益の比率なのです。この辺はどうなっているのか。27年のときには22.4%の実績で、多分目標数値が18.9%なのです。という数値なのですけれども、実際こういう4億7,000万円も補填していく中で、令和2年の最終的にはどれくらいの数値になるのか、それをちょっと聞きたいのですけれども。

○議 長

後程、資料の提出でよろしいですか。 (齊藤議員了承)

ではもう1度、齊藤徹君。

○齊藤徹議員

では後程資料お願いします。最後に町長に聞きたいのは、今、一般会計で1億2,000万円認めますと、今も言いました4億7,000万円なのです。もう5億に届いてしまうのですよ。

国からの交付金も1億何千万とかあるのですけれども、そういった中で、やはり先ほど

言いましたように、公営企業会計というのは、基本的には独立採算制でいくのですけれども、そういう中で、一般会計の繰入については、地方公営企業法で第17条の2と3で認められて、それで繰出しをしていると思うのです。

そう言いながらも、一般会計も湧き水のように湧くわけでもないのです。一般会計は限度があるのです。来年度以降、この医業収益どうやって上げるか、せめて、人件費分くらいは医業収益を上げるような工夫をしていかなければならないと思うのです。

もう1点は、医療体制の見直し。今外来、発熱外来ですか、車内でやっているのですけれども、これも多分一生のお付き合いなので、ある程度の診察を設けていかなければならないとなると、そこでまた経費がかかってくるのです。そうすると、医療体制の見直し、医師5人いますので、例えば土日、祝日の日直体制、夜間の日直体制、そういったこと全般見直ししながら経費の削減に今後努めていかなければならないと思うのですけれども、それについて最後町長、お願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま病院の2号補正の内容についてご審議を頂いているところです。今回の補正に至った経緯等については、先ほど事務長のほうから説明をさせていただいたとおりです。

例年、少なくない金額を一般会計から補助しているということもあって、病院の経営にあっては、院長を筆頭に事務も含めて鋭意取り組んでいるところではありますが、今回のコロナ禍にあって、こういう状況になったということです。

来年以降、病院の収益をどうやって確保していくかということについても、大きな課題でもありますし、解決すべき問題だとは思っているところです。ただ、いかんせん、コロナの関係で先行きが見通せないという中では、来年度以降も、少なくとも来年についても非常に病院の会計は厳しいものが想定されるのではないかというふうにも考えているところでもあります。

現在の病院の医療体制、ドクターの体制については、近年の中では非常に充実したスタッフで診療を行っていただいていると思っているところでもあります。

町民の安心・安全のためにはやむを得ないと言いつつも、私どもの一般会計から回せる財源についても、それはもう限りがあるということでもありますので、今回の状況を踏まえて医療体制、今議員からご指摘もありましたが、発熱外来等の診療体制も含めて、本当に今の体制がいいのかどうか、必要なものは会計が厳しいと言いつつも整備していかなければならないものもありますし、逆に今の予算規模、または医療体制の中で効率を図れるものもないのかという精査も含めて、新年度の予算編成にあたっていきたいと思っているところでもあります。

大樹町の医療の安定的な提供のためにも、病院スタッフ一同頑張ってくれているということは議員各位もご理解を頂いていると思っておりますので、私どもの務めとして病院会計が安

定的な会計になっていけるような医業収益の確保でありますとか、経費の見直し等も含めて、新年度予算の編成の中で取り組めるものについては、予断を許さずにスピード感を持って対応していければなと思っております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

今、同僚議員からもありましたように、非常に1億2,000万円、大きな額で、総体的に4億7,000万円になるのですが、病院事務長から説明があった中で、コロナの対応で6,340万円の落ち込みがあったという報告がありました。ただ、日常の現実として、コロナ禍関連で病院に行くのを控えているという人達が多いのも事実だとは思いますが、今年の1つの流れとして、コロナの感染防止のために、ほぼ全町民がと言ったほうが正しいと思います。全町民が手洗い、そしてマスク着用、うがいの徹底等を実施したことによって、マスコミ報道でもインフルエンザの予防接種は進んでいますけれども、感染した患者が前年度比9割減ということが言われているのです。

それから、風邪にかかった人も少ないと。それは、コロナの影響で身を守る対策を個人個人が徹底したことによって、たまに町でもマスクしていない人も見ますけれども、ほとんどの人がマスクして帽子かぶって、挨拶されても誰だか分からん状況が続いているわけでありまして。

ですから、僕は、事務長が言ったコロナ禍の中で病院に人が来ないというか、コロナの影響での減収ではなくて、インフルエンザの患者、通常の2月、3月以降の風邪の患者等が激減しているのではないかとということも大きな要因ではないかと、自分なりに素人感覚で思っています。そのことは、コロナは恐ろしいけれども、逆に返せば対策をすればインフルエンザや風邪の予防もできるということで、1つのある意味プラス要因。ですから、そういうことも収入の減ということで計算されていないのですか。

○議 長

下山病院事務長。

○下山病院事務長

この推計には、実はそういった部分が入っておりません。現状としましては、インフルエンザも検査をしているのですが、今うちの病院でインフルエンザの陽性だという患者は1人もおりません。それと、風邪症状の方は、全て発熱外来ということで受けているのですけれども、1日二、三件程度でして、風邪もそんなに流行った感じもなく、そういった部分では恐らく去年とは全く違った病院の受診というか、患者の状況となっております。

推計値のほうは、そういった部分は、あくまでも上期の、全年の上期と今年度の上期を対比した中での推計で出しておりますので、インフルエンザとか風邪症状の関係で減となる部分については、推計の中に含んでおりません。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

町民が病院にかからない、健康であることが一番望ましいので、病院が暇で、収入が減っても、みんなが健康であればそれに越したことがない。それに係る経費は仕方がないと思うのですが、そういう意味で、今、町長が先ほど言われましたように、職員が日夜努力されていることも、そうではないとは言いませんが、いろいろさっき言いましたように、自治体の中でいろんな、自分たちが対応することによって防げる疾病のことも改めてあるのだなということは、改めて理解をする必要があるのかなというふうに思います。

それから、これはこれ以上言いませんが、町にはいろいろな嫌なうわさがあって、だから町立病院患者少ないと言われていた実態もなきにしもあらずであります。ですから、町長言われたように、病院の経営状態に対して、経営・運営に対して、やはり今どうあるべきかの議論をきちんとする時期にあるのかなと改めて思いますので、町長先ほど言われたように、この5億円になろうとしている一般財源の補填について、これをひとつの5億のところを壁にしてやっていけるような対応について議論を深めていただきたいと、こういうふうに僕自身も思いますので、その辺、最後にもう一度お聞かせいただければと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど同僚議員にお話しした内容とかぶるということをご了解いただきたいと思います。先ほど事務長のほうから説明したとおり、インフルエンザでありますとか風邪でありますとか、この時期ある程度の流行がある病気に対しても、感染症対策が徹底されている中で発生が抑えられているということは、私どもにとっては非常に町民の健康という部分ではありがたいと思っていますところです。ただ、その分、先ほどから説明しておりますとおり、外来の患者、入院の患者の収益が上がってこないということも両面であると思いますので、一概に増やすことだけを、町立病院の患者を増やすということだけを念頭に置くというわけにはなかなかいかないかなと思っていますところです。

これからも、町民の健康を守る、安心して暮らせる地域をつくっていくという意味では、町立病院の役割は間違いなくあると思いますので、それをしっかりと町立病院のスタッフとともにつくっていく、築いていく、継続していくということは必要なと思いますが、そこら辺で正直、どこら辺まで今の体制を維持していくかということもあるかなと思っていますので、その辺は短絡的な考え方ではなくて、長期的なビジョンを持ちながら病院運営をどうしていくかということも考えていく必要はあろうかと思っていますので、来年度の予算編成をまずはどういう形でやっていくかということを見据えた中で、今後検討していきたいと思っています。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第130号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長

これをもって、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議会運営基準第20の2の規定に基づき、明日9日は休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日9日は、休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議 長

本日は、これにて散会をいたします。

散会 午後 4時12分

令和2年第4回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和2年12月10日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問

○出席議員（11名）

2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘	4番 西 山 弘 志
5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二	7番 松 本 敏 光
8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範	10番 志 民 和 義
11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之	

○欠席議員（1名）

1番 寺 嶋 誠 一

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
企画商工課参事	大 塚 幹 浩
住 民 課 長	林 英 也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼	
町立尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
農林水産課長兼町営牧場長	佐 藤 弘 康
町営牧場参事	梅 津 雄 二
建設水道課長兼下水終末処理場長	水 津 孝 一
会計管理者兼出納課長	小 森 力
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
-------	---------

学校教育課長
学校給食センター所長
社会教育課長兼図書館長

瀬尾裕信
楠本正樹
清原勝利

<農業委員会>

農業委員長
農業委員会事務局長

穀内和夫
吉田隆広

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長
主 事

松木義行
八重柏慧峻

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

10番 志 民 和 義 君
11番 齊 藤 徹 君
2番 辻 本 正 雄 君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。
先に質問の通告がありましたので、これより順次発言を許します。
はじめに、8番、西田輝樹君。

○西田輝樹議員

おはようございます。先に通告してありますことについて、一般質問させていただきます。

環境保全対策事業についてということで、質問をさせていただきます。

今日、町内においては法人、個人を問わず大規模に畜産経営が行われています。これにかかる対策も大きな資金が必要とされています。

また、井戸水利用があれば、これに起因する生活不安もあります。これらの現況と対策についてお伺いします。

項目としては6つを用意させていただきました。

- 1番、町内におけるバイオマス利用施設と今後の建設予定。
- 2番、利用施設の課題や問題点について。
- 3番、共同利用のバイオガスプラントの可能性。
- 4番目には、メタンガスの発電以外の利用について。
- 5番目には、町内における井戸水利用の実態。

6番目は、硝酸・亜硝酸性窒素検出の有無についてをお伺いします。よろしくお願いたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

西田議員ご質問の環境保全対策事業についてお答えをいたします。

1点目の町内におけるバイオガス利用施設と今後の建設予定についてであります。町内には、現在、3つの施設で家畜ふん尿を由来とするバイオガスの利用が行われており、今後の建設予定の施設については、複数の施設が計画されていると伺っております。

バイオガスプラントを建設することにより、家畜ふん尿処理に係る労力の低減や臭気対策が図られるなど、今後、規模拡大を進めていくうえでも大変有効な施設であると認識しております。

2点目の利用施設の課題や問題点についてであります。第1には、施設の建設費が高額ということです。国の補助事業では、発電に係る施設機器は補助の対象外となっており、総事業費の約7割が事業者である生産者の負担となっております。

第2には、メンテナンスの料金が高いことが挙げられます。管理については民間業者に委託している事業者が多く、年間で数百万円の経費を負担していると伺っているほか、事業者の発電施設から電力会社の変電所までの送電線の容量等が不足している場合には、事業者が送電線の架け替え費用を負担しなければならないという問題もあります。

3点目の共同利用のバイオガスプラントの可能性についてであります。今後建設予定の施設の中に、複数の酪農経営者が共同利用する集中型のバイオガスプラントも含まれていると伺っております。

4点目のメタンガスの発電以外の利用についてであります。全国的に、電力会社側がバイオガス発電などからの電力買取りを、送電線の容量不足を理由に現在停止しているところではありますが、ノンファーム型接続という、夜間など送電線の空き容量を利用した、新たな連携の検討が行われているところでもあります。その早期実現に向けて、先月、北海道酪農振興町村長会議、北海道公社畜産事業推進協議会の役員として、中央要請活動を行ってきたところでもあります。

一方、国・道においては、バイオガスなど再生可能エネルギーの地産地消を支援しており、メタンガスから、水素やメタノールなどを抽出し、その有効利用に向けた実証実験が各地で行われています。

当町におきましても、家畜ふん尿由来の液化メタンを利用したエネルギーの地産地消について調査検討してまいります。これはメタンガスを液化し、ロケットや施設の燃料として、利活用の可能性を検討するものです。

5点目の町内における井戸水利用の実態については、町が設置している井戸はありませんが、井戸水として利用していると把握しているものは14件あり、このうち8件が家庭

用飲用水として利用されていると承知しております。

6点目の硝酸・亜硝酸性窒素検出の有無についてであります、「北海道飲用井戸等衛生対策要領」により、個人飲用の井戸にあつては、一般水質検査を1年以内ごとに1回行うことが望ましいとされていることから、設置者において検査を実施していると思われませんが、町においては検査結果の把握は行なっておりません。

北海道が実施しております水質調査の結果については、地図上に環境基準値以内の箇所と、基準値を超過した箇所が表示され、公表されておりますが、大樹町内と思われるエリアでは、基準値を超過しているところはありません。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ご答弁の中でちょっと確認したいことがあります。1点目の今後建設予定の施設について、複数のというようなお話がありましたけれども、農協なりそれぞれ関係団体との協議や情報交換の場で、どれくらいの施設が計画されているとか、具体的な数字をお持ちでしたらお知らせください。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長

現在、8つの経営体でバイオガスプラントの建設が予定されております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

まだ計画でしょうから、いろいろ日々日々変わってくることも想定されますけれども、この8つというのは、町とか農協が関与しない純粋な、例えば農業生産法人ですとか農家とか、そういうような方が事業主体になっていると思っておりますのでよろしいのでしょうか。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長

議員おっしゃるとおりでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、まず前半バイオガスのこと、それから後半、井戸水利用のことについて、2つに分けてお話というか質問させていただきます。

ひとつ具体的に今まで自分が思っていたような、そういうような状況にあるのだなということだと思っておりますが、お聞かせいただきたい1つは、このバイオガスプラントの

推進にあたり、法人か個別経営かは別にして、今、農業関係の方が計画されているのは、多分集中型ではなくて個別型の計画をされていると思うのですが、その中で町の役割なり協議に関わっているか、その状況についてお知らせください。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長

現在、バイオガスプラントの計画に対しましては、農協が中心となりまして、町も含めまして事業を計画している事業者と電力の接続、またその形態の規模について専門業者を交えまして、計画について協議をしているところでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

うちのバイオガスプラントについては、個別型なのですけれども、十勝で、僕も中に施設見学に行って僅かな説明を受けたことがあるのですけれども、その方向性として、例えば環境省やNEDO、産総研、いろいろな組織があるのですけれども、うちについてはそのような環境省や経産省の事業というのが見えてきていないのですけれども、それは何か特別な理由があるのでしょうか。プラントが大きければいいというものではないと認識はしているのですけれども、そのような中央官庁関係やNEDOなどの協議の跡がないように思われるのですが、その経過というか、どうしてそのようなことなのかをお知らせください。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

バイオガスプラントを十勝で早くに取り組んでいたのは、鹿追町が早かったのかなと思います。集中型で、そこは取組が早かったのだらうと思いますが、私が聞いている中では鹿追町のバイオガスプラントは当初は補助事業で行っていると伺っております。途中でFITの制度が入りまして、FIT制度にもならないかというような協議もされたようですが、私どもの町で取り組み始めたときは、やはりきっかけはFIT制度というところからスタートしておりますので、FITの関しましては、基本的に補助事業はなしと。FITの買取り電力、39円ですけれども、この中に設備投資分も含まれているから、FITで電力得る場合は補助金はないですよということでのスタートでありましたので、補助の協議というのは行っておりませんが、そこに伴います先ほどの話がありましたような電力線の負担金ですとか、そういった接続の関係とか、そういったことに関しては当時の前町長が負担金の軽減等について北電に要請をしたり、あるいは農林省、経産省に要請をしたりというようなことをしております。現在も酪農振興町村長会議等で環境整備について要請をしているということでございまして、NEDOとかそういったものは恐らく新た

な実験的なモデル事業的なものには事業と一緒にやる場合があるのかもしれませんが、通常のバイオガス発電をするのにNEDOあるいは経産省等の補助金等々が絡むというのは、ちょっと私どものほうは承知しておりません。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

パイオニア的な、そのような事業に、今で言うNEDOや経産省、環境省の事業が利用できるよというようなお話だったと思うのですが、今、大きな農業法人がご自分でFITのそのようなことでやっていることも承知しているのですけれども、臭気対策とか、それから大きな法人だったら自分のお金である程度やれるのでしょけれども、小規模な酪農家の方のことを思ったり、市街地の周辺なんかの臭気のことを思えば、先ほどの集中型のようなことも考えたらいいのではないかなという意見なのです。

集中型で小さなものというのはあまりあり得ませんし、集中型のマイナスの面もありますよね。例えばふん尿を車で運ばなければならないだとか、いろいろマイナスな面もありますし、施設のお金もさらに多額になることは想定されます。この時代の中で集中型、実際には鹿追町とかのそういうようなモデル事業のことばかり言ってもあれですけど、何か鹿追町の事例でいけば、もちろん電気を起こすことや水素を作ること、汚泥の利用、生ごみまで集中施設ならば、そのようにできるのではないかなと。集中型も、事業主体はどこになるのか、例えば農協がやっていただけるのか町なのか、ある程度公設民営的な、そういうふうな動きなのか。資金対応もPFIのような、そういうような手法も多分可能でないかなと思うのですが、町として今のような観点から、集中型のメタンガスのプラントの必要性をどのように考えているのでしょうか。まずお聞かせいただきたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今現在、各酪農家それぞれの事業体等で検討している状況については説明をさせていただいたとおりです。その中には、大規模法人で単独で個別で処理を賄うところ、そして、酪農家が、畜産農家、肉牛農家なども入っているのかもしれませんが、複数戸で集中型で共同で運営していく考え方で今現在計画を進めているというところもあると聞いております。

私どもも、先ほど副町長からの答弁にもありましたが、酪農、畜産を営む上で、家畜ふん尿の処理まで完結できて初めて正式な酪農経営、畜産経営がシステム化できると思っておりますし、何よりも、やはり臭気対策、そういう部分でも適切な処理であると思っておりますので、バイオガスプラントの建設にあっては、私どももいろいろな酪農、畜産を振興する上でも必要な施策であると思っておりますので、今後も生産団体、農協等とも協議をしながら進めていければと思っております。

私どもの役割としては、施設を建設するにあたって、例えば農地の転用が絡む場面での相談なり指導をさせていただくことがあるとか、またはいろいろな資金、または制度との利活用も含めて情報を提供させていただくということが大きな役割かなと思っておりますので、今後も今現在計画をしておりますバイオガスプラントが早期に実現できるように、そういうアシストといいましょうか、応援、支援については私どもの役割であるという認識を持っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

農協なり農家なり、それぞれの努力の中で行政としても応援していくのだよというようにお話だったと思います。

現行のご答弁の中で、バイオガスプラントは、いろいろ大変だよというような中で、電線の話やいろいろ出てきていると思うのですけれども、例えばの話で、そう簡単なものではないと思うのですけれども、どうしてもFITの中で処理しようとするから、電線の枠がなかなかないとか、電気を通せないとか、電線を強化しなければならないとか、それぞれ隘路というか、そういうようなものが考えられるのでしょうかけれども、これどうなのでしょう。町として、例えば夜、農家がもちろんそういうような施設で夜発電をさせていただくことは、一番誰にも迷惑はかからないのですけれども、でもガスタンクが大きくなければならないとか、発電機も今の能力では、夜だけでは発電できないとか、そういうような問題が出てくるのではないかなと思うのですけれども、どうしてもそういうような発電だけに頼らない方法というのは、低圧ガスで、例えばメタンガスをどこか、この施設で燃やしてもらおうような、公衆浴場だとか、何か隣の町で農家が塩作っているから、薪たかないで、熱源にしたらどうかとか、下水処理場も必ず菌を増やすのに加温すると思うのですけれども、そういうようなところに使うとか、ちょっと僕はそんなところくらいしか気がつかないのですけれども、まだまだこの町なりこの近隣にメタンガスを熱源として使っただけのような、そういうようなことはあるのではないかなと思うのですけれども、今町長がまさにアシストと言われましたけれども、その行政としてのアシストは、こんなことだったらうちの町でもできるよというようなアイデアがあると思うのですけれども、そこら辺はどのようにお考えですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど答弁の中でも答弁させていただいたと思っておりますが、私どもは今、エネルギーの地産地消ということで、スマート街区の事業の採択を受けて、役場周辺の公共施設のエネルギーを地産地消していこうという取組を進めているところです。

今回、補正予算でお認めいただきましたが、これとは別に酪農家のところでバイオガス

で発生する液化メタンをエネルギーとして地産地消できないかという取組を実は北海道の全部で3地区のうちの1つに採択を受けて、今年から研究に入るといふことで予算を認めていただいたところです。その取組は、まさに今、議員がご指摘のあったとおりの形をできないか、公共施設やまたは最終的にはロケットの燃料というところもあるのですが、そういうものに活用できないかという研究をまさにこれからスタートしたといふことでありますので、その成果として実現できるものがあれば、公共施設等にまずは燃料として供給していきたいという思いも含めて、北海道のほうにモデル事業として採択を受けたところでもあります。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

早くそういうようになって、8基の施設が電気の線の容量などに惑わされないで、所期の成果を達成できることを願っております。

こんなことを言うのも釈迦に説法で大変申し訳ないのですけれども、今の集中型に対して、スラリーでなくて固い牛ふんというか、べたべたでないもので、小規模ガスプラントがいよいよ動き始めたり、具体的にはN T Tと帯広のバイオリサーチですか、初期投資なしで、イメージはリースだと思うのですけれども、そういうようなことも新聞発表されております。

また、興部では、大阪大学との共同研究でガスをメタノールですか、メタノールはそのままご存じのように燃やせますし、新聞によりますと、化学製品の原材料にもなるようです。

そういうようなことを、農協やいろいろなところありますので、先ほど日々日々農協や関係機関と協議しているというお話ですけれども、やはり町としても先進事例なりをキャッチして、その先進事例が本当にうちにも導入できるものなのかとか、セクションはあるのでしょうか、ある程度、エネルギーを割くような体制が必要ではないかなと思っておりますし、こういうようなことは技術職でなくてもある程度新聞やいろいろな情報の中からキャッチできると思いますので、体制の強化をしていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私、先ほどバイオガスの関係で、中央要請を行ったと答弁させていただきましたが、まさに北海道酪農振興町村長会議、北海道公社畜産事業推進協議会、両会長は興部の町長であります。私とも一緒に役員をしているといふことで、日々そういう活動を通じていろいろな情報は私どもも得ていると思っております。

また、北海道全体でバイオガスの推進を図るべく自治体、または関係機関が入った協議

会がございまして、その勉強会が来週の14日の日に札幌市で開催をされる予定で、私と担当の課長が出席する予定でありました。ただ、残念ながらウェブによる会合になったということでもありますので、担当課長がウェブで参加し、勉強をさせて情報を得るということを進めたいと思っております。

これからも、今事例でありました興部に限らず、道内では先進的に取り組んでいる各自治体または酪農法人等がありますので、そういう情報収集または有効な方法等については、地元の各生産者等にもしっかりフィードバックできるような、そういうことについてはこれからも努めていきたいと思っております。

○議 長

西田議員、もう少し質問、端的にやってください。

先に聞くことを言ってくれないと、前書きだけをしゃべっていても困るので、こういうことが聞きたいともう少し分かるようにお願いします。

西田議員。

○西田輝樹議員

そのように中央での活動も増えてきましたので、大変ありがたいことだと思っております。

あと、今の最新事例のことと大変矛盾するような言い方で申し訳ないのですが、あとは前にスラリータンクみたいな、グリーンで一時期、萌和かどこかにタンクを設置した事業もあると思うのですが、そういうようなものですか、大樹には公の大きな農協で堆肥場もないと思いますので、バーク堆肥だとか、今ある既存の事業についても、もう1回再点検していただきたいなと思っているのですが、昔、実施してだめになったのか、そこら辺がよく勉強不足で分かりませんが、既存の古い技術とか古い方法でも再評価すべきものがあるのではないかと今回思ったのですが、町ではそのようなこと、いかがお考えでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私も職員時代に農業に携わった経験がございまして、当時の事業でパワーアップ事業という事業だったと思いますが、酪農家、生産者が最終的には5%負担で家畜ふん尿の処理施設を整備できる事業がありましたので、その段階で、今現在ある経営体の全ての経営体が自賄いで酪農、家畜ふん尿の処理をできる施設は有していると思っております。ただ、それが大規模化になってくるに伴って、今現在のあるふん尿の処理施設が自分の経営体とはマッチングしない状況が出てきているというところが、今現在、各生産団体において家畜バイオガスのプラントの整備を図っていく方向にあるという位置づけになっているのだと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今回、この一般質問するにあたって、住民の方から臭気のことかともとの動機なのですけれども、町の条例で俗にいう公害防止的な条例もちょっと見て見たらなくて、事務局に問合せをしたらないそうです。

それで、この臭気対策、今までもできていないし、条例などは無理でないかなと思ってはいるのですけれども、指導指針というか指導要領というか、何か要綱の中で農家に指導をする方策はないのかなと思って。随分、臭気のことか改善できると思うのですが、臭気対策の面から指導指針や指導要領の可能性はないのでしょうか。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長

ふん尿散布による悪臭につきましては、ゆとり農業推進会議の中でも悪臭の調査を行っているところでありまして、市街地につきましては何が原因かということで調査を行って、直接農家のほうに指導をしているところでもあります。

指針につきましては、特にありませんけれども、農協または普及センターと協議をいたしまして、最善な施肥の仕方、また堆肥を作るとき、スラリーであれば曝気を十分にしたりとか、好気性発酵させてというような指導のほうは、農協を通じて農家には周知をしているところではございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

次に5点目、6点目に町内の井戸水の利用の状況についてお調べいただいたり、いろいろご足労いただいたと思うのですけれども、ご答弁の中で1つ気になることがあったのは、道の指針の中で1年以内ごとに1回行うのだよと、その検査をですね。町においては、検査の結果については把握していないということなのですが、ちょっと合併浄化槽みたいなものと違って、直接、今は飲み水としては利用の部分は8件ということですので、その方々が何も言っていないところをみると問題はないのかなとは思っているのですけれども、利用の部分が14件あるといいますので、町としての関与は必要でないかなと思うのですけれども、この井戸水について、まず1点目にお聞きします。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

井戸水に関してですけれども、他の町村ですけれども、今回の報道などの事例がありましたので、関係する部署で集まりまして、ちょっと相談の場を持ちました。

答弁したとおり、検査結果について今まで把握はもちろんしていない。あくまでも町の立場としては、飲み水については上水を引いてもらうというのが第一に考えて進めている。井戸水にあっては、個人の考え方の中で井戸水を利用されている方がいるというような考え方でおります。

ただ、現実的に井戸水を利用されている方いらっしゃいますので、今回こういった報道を受けて、水質等について不安があるような方については、公害に関する分掌は、住民課になりますので、こちらのほうにご相談くださいということでご案内をするというような形で考えております。

以上です。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

不安がなくても、ある程度インフォメーションというか、いろいろその危険性や心配事について何か通知したほうがよろしいのではないかなと思うのですけれども、今のご答弁の中では不安のある人は言ってきてくださいよというふうな答弁でよろしいのですか。

ちょっとそれ、確認させてください。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

各井戸の設置者において、適切な水質検査とかが行われて、その基準が問題ないということが把握されていて、飲み水に不安がない方については、そのままご利用いただければいいと思ってますので、あくまでもそういった状況の中で不安なり、そういった部分、検査内容とかを含めてそういった相談事がある方について対応していきたいと考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

そのような町の方針というのですから、これ以上言いません。

この硝酸・亜硝酸性窒素というのは、井戸水の中に自然に水銀とか何かみたくあるものではないのですよね。勝手に思っていることは、例えば過剰な堆肥が撒かれたり、過剰な化学肥料が撒かれたりして、その中で水質汚濁が出てくるのではないかなと自分では思っ

てはいたのですけれども、そのような認識でよろしいのでしょうか。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

専門家ではないので聞いた話になってしまいますけれども、道のホームページによりま

すと、硝酸性・亜硝酸性窒素による地下水の汚染についてというところが掲載されております。その中には、「一般的には、過剰な施肥や家畜排せつ物の不適正処理、生活排水の地下浸透などが原因であると言われております。」というふうに書かれておりますので、そういうものなのかなと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

僕もバックデータ持ってなくて、知らん人と分からん人同士で話ししたら大変申し訳ないのですけれども、大樹のこれだけ大規模化が進んでいて、今はそのようなバイオガスプラントがちゃんとこれから發揮して、大型のそういうようなものができてくれば、大分環境に対するダメージが少なくなるのではないかなと思うのですけれども、地下水がそういうようにして井戸水が何でもないからっていうばかりではなくて、牛の頭数が分かれば、おのずから浸透していく量も、研究機関や大学だったらいろいろな相談にのってくれたり、環境関係の道の機関も応援してくれると思いますので、ぜひそういうような根本的なことも、個人が何でもないからと言っているから何でもないのだけばかりでなくて、事が起きる前に、ぜひそういうような今回のこの井戸水なり、この水の汚濁のことについても事前に勉強なり対策なりをぜひ進めていただきたいということで、要望だけにしておきますので、そういう時代と思っております。

バイオガスプラントについては、それぞれ2次燃焼させるとか、いろいろな本当に新しい技術で皆さんそれぞれ頑張っておいでですので、ぜひそのような知見を活用して、酪農もトップでしょうけれども、そのような環境対策もトップの町になることを願って、一般質問を終わります。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議 長

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

4番、西山弘志君。

○西山弘志議員

先に通告しておりました町営の合葬墓について質問いたします。

少子高齢化が加速している現代、お墓や納骨堂を継いでくれる人がいなかったり、遠方に住んでいて管理が難しいなどの理由で無縁墓ができ、埋葬されていた遺骨は最終的に合祀されると思います。

合葬墓は、継承者や身寄りのない人・墓守がいない人などの供養の場となり、その受け皿として必要と考えます。

現在、十勝では、帯広市営の合葬墓があり、池田町でも今年度、町営の合葬墓を建立することが決まったと聞いております。

今後、お墓や納骨堂を継承することが困難になり、墓じまい・納骨堂じまいが進むと思われる、また宗教に関係ない無宗教、お墓や納骨堂が持てないなどの理由で合葬墓の要望が高まっています。

他の自治体でも、合葬墓について検討が進められております。大樹町仏教会にもご協力を頂き、宗教に関係なく供養していただけたらと思います。

町営の合葬墓について、町長の考えをお聞きします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

西山議員ご質問の町営の合葬墓についてお答えをいたします。

はじめに、お墓の実態について説明をいたします。当町には墓地条例に定められた11カ所の墓地があり、このうち大樹墓園、開進墓園、尾田墓園の3カ所は使用料を定め、使用を認めております。

3カ所合計の区画数は1,843区画で、令和2年3月末の使用状況は1,037区画、このうち墓石または墓標が建っているのは787区画となっております。近年は、新規の使用はほとんどなく、返還される方が多くなってきております。

墓園の管理にあっては、使用許可を受けた方が亡くなった場合など、新たな使用者を届出してもらおう決まりとなっているものの、未届けの場合も多く、現在の使用者が把握しきれていないこと、議員のご質問にもあるとおり、子どもがいない等の理由によりお墓を守っていく人がいなくなるケースが懸念されることが、これから大きな課題となっていることから、対応策の検討も進めており、合葬墓につきましても情報収集を進めているところであります。

納骨堂を所有するお寺にあっても、同じような心配があると思われることから、年内にお寺の考え方についての聞き取り調査も行うこととしております。

議員がご心配されたとおり、お墓や納骨堂を継いでいく人がいなくなるようなケースは、今後増えていくことが予想されますので、町営の合葬墓も含め、当町にあった仕組みを検討してまいりたいと考えております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

町にあった仕組みを検討していただけるということで、現在、超高齢化社会となり、過疎化地域でも人口減少する中、地域では高齢で亡くなる方が年々増加しています。

それに伴い、深刻な問題があります。それは、お墓の無縁化、無縁墓です。寺院としては、少子化や核家族化の影響により、墓じまい・納骨堂じまいをする人が増え、檀家が減るのは時代の流れと受け止めております。

寺院でも、無縁墓には頭を悩ませており、対策として境内に合葬墓や合葬式納骨堂を設ける寺院も増えてきたと聞いております。寺院としては、無縁化する前に墓じまい・納骨堂じまいをしていただき、合葬墓への移動をしていただきたいとの声があります。

今後、合葬墓を設ける自治体は増えてくることは間違いないと思います。墓じまい後の遺骨の受入れ先が見つからず、悩んでいる人は、受入れ先が自治体であれば、寺院のような、しがらみもないので、墓じまいする人がますます増えると思います。

様々な理由で子ども、孫達に負担をかけたくない、お墓・納骨堂を経費面で建てることのできない人、無宗教の人など、これから合葬墓を希望する人が増えると考えます。町長、これから先、10年、20年、先を見据えて、合葬墓は町にとって必要だと考えていますが、いかがでしょう。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

答弁の繰り返しになって申し訳ありませんが、私もこれからはお墓を守っていく、そういう役割を担っていける方々がこの大樹町にお住いにならないということは当然あり得ることだと思っておりますし、今現在、お1人でお暮らしの高齢者の皆様も自分が亡くなった後の遺骨についてどういうことをできるかというところもお悩みをお持ちの方もいらっしゃるというふうな認識でおりますので、今後、私どもの町にも何らかの形でそういう施設が、町営になるのか寺院が、お寺がつくっていくのか、そういうところはあると思いますが、そういう形でのお墓の形をつくっていくということは必要だと思っておりますので、答弁の繰り返しになりますが、今現在、情報収集に努めているということでありませう。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

町長、提案というのかな、これ。寺院の納骨堂じまいが進む中、納骨堂の空きスペースを宗派を問わず無宗教の人にも利用できる永代供養の場として貸出しすることで、寺院の運営にも期待できるのではと私は考えます。大樹町を離れ、遠方で住んでいる人が子ども、孫達に、じいちゃん、ばあちゃん、ご先祖様は大樹町に眠っている、ご先祖様のふるさとは大樹町です、お参りすることもできます、ふるさと大樹を思っただき、合葬墓を建てることによりふるさと納税の期待ができるのではと考えますが。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

お寺の納骨堂、今議員がご指摘のような活用のほう、活用とっていいのでしょうか、そういうのはあるかなと思います、それはお寺の個々のご判断によるところかなと思っております。大樹町に長らくお住いをいただき、大樹町でお亡くなりになった皆様がこの地で永代、安らかに眠っていただけるような、そういう施設運営の在り方については、私どもも検討していきたいなというふうには思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

最後になりますが、少子化によるお墓・納骨堂の継承で悩む人が、今増えています。継承者や身寄りのない人、無宗派の人、子どもに負担をかけたくない人などがおります。私事ですが、私も今年、子ども達に負担をかけたくないという思いで、墓じまいをしました。仏教会や檀家さんのご意見、参考にさせていただき、これで町営合葬墓についての質問を終わります。

○議 長

次に、3番、吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

先に通告しております2点について町長にご質問いたします。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症予防対策についてでございます。

新型コロナウイルスが世界に広がり、多くの尊い命が犠牲となっております。

ワクチンの開発が進んでおりますが、まだまだ収束にはほど遠く、先が見通せない状況にあると思います。感染予防対策として、マスクの着用、手洗い、うがいなどの対策を取っておりますが、完全とは言えません。

感染予防の1つに、ドアノブなどに抗菌剤を吹きつけることで接触による感染予防に効果がある抗ウイルス加工がありますが、インフルエンザやノロウイルスの予防効果が確認されており、新型コロナウイルスにも効果が期待できます。一度の加工で1年から数年効果が持続するようです。札幌市営地下鉄で抗ウイルス加工が行われるようで、道内では福祉バスの座席等の抗菌加工を実施した自治体もあるようです。

そこで、1点目、抗ウイルス加工についてどのように認識されているか。

2点目として、町の福祉バスなどの町有バスや学校、学童保育所、認定こども園等を実施してはどうか。

以上についてお答えをお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

吉岡議員ご質問の新型コロナウイルス感染症予防対策についてお答えをいたします。

1点目の抗ウイルス加工についてどのように認識しているのかについてであります、様々な商品等で抗ウイルス加工という表現を見聞きします。抗ウイルス加工は、インフルエンザウイルスやノロウイルスの数を減少させる効果があるとされており、新型コロナウイルスについては検証が十分ではありませんが、同様の効果が期待できるものと認識しております。

2点目の福祉バスなどの町有バスや学校、学童保育所、認定こども園等で実施してはどうかについてであります、札幌市営地下鉄などでも薬剤の吹きつけにより、抗ウイルス加工を施すと報道等で承知しております。

抗ウイルス加工も、感染予防対策の1つの手段であり、今後、効果や費用など情報収集してまいりたいと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

それでは、再質問させていただきます。

まず、簡単な質問ですけれども、町長の答弁で、最後のほうに今後、効果や費用など情報収集してまいりたいと思っておりますということです。まず、今後というのはどういうことなのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

抗ウイルス加工についての考え方というのは、認識についてはお話をしたとおりであります。

情報収集についても、私どもも今回のご質問を頂いた中で新聞等、またはインターネット等でも情報収集を図っておりますが、それぞれ担当のほうでも今情報収集を図っているということでありますので、今後というのは、もう既に情報収集については取り組んでいるということでもあります。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

情報収集していただいていると。早急にやっていただくということだと思いますけれども、札幌市でこれ、町長も答弁されているとおり、たしか12月、今月から地下鉄で抗ウイルス加工が始まっているのかなと思いますけれども、12月からされるということでございます。

情報については、北海道にもこういう事例もありますし、全国的にも、もう学校や保育園、あるいはホテル、列車、駅、いろいろなところでやっている実績もありますので、身近に、道あるいは札幌市について問合せすれば、費用、あるいは効果等も分かると思いま

すので、改めて早急な対応を取っていただきたいと思いますが、再度その辺、お伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、情報収集については鋭意取り組んでいるということではありますが、どんな方法を講じるにしても費用が発生をしますので、その費用と効果を見比べた上で必要な処置については対応していきたいと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

費用、私もいろいろ見ておりますけれども、費用については調査は必要だと思います。それについても、そういう実施されているところがあったり、いろいろな会社があると思っておりますけれども、そういう実績もあると思っておりますので、そんなに時間はかからないのではないかなと思っております。予算化に向けては、あれこれ理屈は必要ない、全くストレートにコロナウイルスの予防対策ですから、ぜひ特別交付金の使い道にふさわしい予算だと思っておりますので、ぜひ検討し、実施に向けて調査を早急に進めていただきたいと思っております。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

いろいろな商品があることは承知しております。つぶさに承知しているわけではないのですが、代表的なものにつきましては、一部業者にちょっと問い合わせたものもございまして、ピンからキリまであるのかなと思っておりますが、高級なほうといいますか、高いものでは、例えば施設に噴霧する場合に、300平米で900万円というようなものもあるやに聞いております。面積増えると単価下がってくるのですけれども、ちょっと私どもの考えているものよりはかなり高額なものなのだなという認識でございまして。

また、マイクロバス等ですけれども、この商品は15万円程度というようなものもございまして。その辺の費用の兼ね合いと、臨時交付金につきましては、用途がほぼ9割方決まっておりますので、その中でこの分に取り組める部分があるのかどうか、あるいは実際効果があるのかどうかというのは、やらないよりはやったほうがいいのかないかなというのは思っておりますけれども、そこら辺の費用対効果を見極めながら考えていきたいと思っております。

○吉岡信弘議員

では、次にいきます。

○議 長

次に入ってください。

○吉岡信弘議員

2つ目の通告をしております大樹町子ども・子育て支援事業計画についてお伺いいたします。

私が令和2年9月議会において質問した大樹保育園の建設理由について、町長は一番重要な要因は、保育士の不足の中、入所人数に見合った効率的な運営のため統合を決めたと答弁がありました。そして、老朽化と記載されている大樹町子ども・子育て支援事業計画については、検討委員会を開催し、計画内容の訂正を行いたいとのことでした。

1、大樹町子ども・子育て支援事業計画検討委員会を開催し、内容の訂正を行ったかどうか、また内容をどのように訂正されたかお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

吉岡議員ご質問の大樹町子ども・子育て支援事業計画についてお答えをいたします。

大樹町子ども・子育て支援会議は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定や、子ども・子育て支援事業計画の策定、さらには、本町における、子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、意見を述べる審議会として設置しております。

今年度の子ども・子育て支援会議については、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、今日まで開催しておりませんが、来年2月頃には会議を開催する予定であり、開催の折には委員の皆様、法人認定こども園の施設整備について、改めてご説明をさせていただきたいと考えております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

それでは、再質問をさせていただきます。

大樹町子ども・子育て支援会議はまだ開催していないと。来年2月頃開催の予定であると。その折には、委員の皆様、法人認定こども園の施設整備について改めてご説明させていただきたいとの考えでおりますとのことでの答弁でありました。そこで、その開催の折にどのような内容でご説明されるのかお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

前回の一般質問でも同様の内容でご質問をいただいて答弁をさせていただいたとおりであります。

私どもの計画書に認定こども園の整備にあたっては、計画書の中に「老朽化」ということの明言がございましたが、私はその認定こども園の改築にあたっては、多様な要因があ

るというふうに思っており、老朽化に加えて私は保育環境の充実、スタッフの一元化による効率的な施設運営という意味合いが私にとっては非常に大きいかなという思いも込めて答弁をさせていただいておりますが、そこに計画書に明記してある「老朽化」とのそごが生じているという議員のご指摘もありますので、その私どもの思いについてご説明をさせていただきたいと思っています。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

今年の9月議会での私の一般質問の答弁で、今おっしゃられた中の関係もございませけれども、疑問が残っておりますのでお伺いしたいと思いますけれども、老朽化に町長は保育園の建設にあつて、老朽化でないという認識でおりますと最初、明言されました。その後、私の質問で、私が「子ども・子育て支援計画には老朽化と記載してありますよ」と質問したところ、手元に計画書がないのでと、そしてその後に、計画書にそういう記述があればそういうことだと思っておりますとの答弁でありました。しかし、その後の答弁も繰り返し、今町長が申されたように、本当の一番の理由、一番の要因、それは保育所の関係と子どもの数の関係、公的な運営のため、それが一番重要な要因であると答弁されております。

最初の答弁では、その9月の当時、最初の答弁で、再答弁でもですが、老朽化とは古くて使えないということでもありますし、しかし町長の答弁は、現施設は年数は経過しているが、使用可能であり、利活用をしていきたいとの答弁でした。使える施設であれば、今後も、北保育園であれば柏木町行政区会館として利用しているわけですから利用できると思いますが、引き続き利用されるということなのかお伺いします。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

酒森町長。

○酒森町長

施設の後利用については、私どもも法人のほうに利活用についてのお願いをさせていただいております。今後、北、南、それぞれの保育園で法人のほうで町で活用してもいいよということがご判断がいただければ、地域の皆様や利用を想定される皆様とともに、どういう活用ができるかについては検討していきたいなと思います。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

これは繰り返しになりますけれども、町長は9月の議会の答弁で、先ほどもありましたけれども、何かやるときには多様な要因があると言われております。そういうこともあるのですが、町長が繰り返し答弁された一番重要な要因は保育所と保育士の数の関係。なぜ、大樹町子ども・子育て支援事業計画にこの重要な点を記載しないで、老朽化と記載したのかお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

計画書の中には、老朽化に伴い統合した認定こども園の整備を進めますということを明記しておりますが、その後段に入園を希望する全ての子どもが入所できる体制を整備するという追記で書いてあるところです。

認定こども園の整備にあたっては、多様な目的がある、多様な要因があるというふうにも私も前回も答弁をさせていただいておりますので、そういう意味で、トータルで整備を進めるということで計画書のほうに明記をしたつもりでおります。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

後段に記載されているということですが、一番重要、先ほど申し上げた、町長も言っております。保育士の関係、それから子どもの数。そういうことについて明記、最初に老朽化ではなくて、最初に明記されるべきだったとも思いますけれども、なぜそれが記載されないで、その老朽化だけを記載したのか。

昨年の議会の一般質問で、私は役場の建設と撤回した学童保育所を同時に進行できるのではないかと質問をしました。そのときに、大型事業の重複は避けたいとの答弁があり、大樹保育園の建設があると答弁されました。そのとき、私は大樹保育園というのは、学童保育所をやれない、先に保育園をやるのだと、緊急性があるものだと思っていました。ですが、耐震も大丈夫ということで、前回要求した老朽化の資料の提出もありませんでした。老朽化ではないと思いますが、いかがですか。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時33分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回、子ども・子育て支援会議において、前回の答弁の中で私が申し上げた内容について報告をし、説明をさせていただく時期については2月頃を目処にしているということでありまして、計画書に書いてあります認定こども園等の環境整備の今後の取組の内容について私から改めて検討会議の委員のほうに説明をさせていただきたいと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

その答弁の折には、先ほどありましたけれども、重要な点は先ほど述べられた保育士、それから子ども、そのほかに老朽化があるということでは言われたと思うのですが、それでよろしいのか。それであれば、老朽化ということであれば、古くて使えないということでもありますから、これ、柏木町の行政区会館として今後利用できないということでは解釈していいのか。

○議 長

通告の範囲外ですので、もう1回、変わった言い方でお話してください。

○吉岡信弘議員

私は、先ほど老朽化でないと答弁されておりましたので、そして一番重要な点は保育士と子どもの数だと言っておられました。そういうことでいけば、老朽化でないということであれば、建設する大義名分はなくなったのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

保育所の統合または施設を新しくして保育環境の充実を図りたいという思いは、法人がお持ちの思いでありまして、その法人の保育所を経営する、運営するお立場で考えた部分について今回、来年度から新しい認定こども園が建設されると思っておりますので、町としては、その思いについてはしっかり受け止めた上で支援をさせていただきたいと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

先ほどから、疑問が晴れないのです。なぜ「老朽化」と計画書に記載をされて、一番重要な点を記載していなかったのか。それが一番私のネックなのです。

本当に、これ、そういう説明で納得いくのでしょうか。町民には、委員会もそうですけ

れども、委員会で説明すると支援会議ですか、支援会議の委員には説明するといっておりますけれども、なぜ今頃、いまさらというか。私の質問によって変えるようになったと思うのですけれども、これただ、口先で老朽化、老朽化でないという、ただ単純な問題でなくて、町長が計画書によって委員に、それから議員協議会でも、そして町民にも周知されているということは重大なことだと思うのですよ。それを変えるということは、単に変えるということは、ただ追加しますということにはならないと思うのですよ。やはりそこには、こういうことでありますと、責任も伴ってくると思うのですよ。

支援会議での説明、先ほど言ったことだけでよろしいのか、それとも今後、町民にも説明されていくのかどうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私、今回の一般質問で、前回の一般質問もそうですけれども、私の思いも含めて説明を、答弁をさせていただいております。

私も法人のほうとも何度も協議をさせていただいておりますし、子ども・子育て支援会議でも、私の思いも含めて認定こども園等の環境整備については、町の思いも含めてお話をさせていただいております。そういう意味では、私は支援会議の委員も、おおむね同じ思いでいてくれるかなと思っております。

ただ、今回の一般質問、前回の一般質問も通じて、議員にいろいろな部分で懸念や疑問を与えてしまったということに対しても、支援会議の中で、こういうご意見を頂いてますということも含めて説明をした上で、改めて私どもの考え方も伝えて町の保育サービスの充実の考え方について説明をさせていただきたいと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

最後にお伺いします。結論的に老朽化が正しいのか、老朽化でないのか。先ほど言いましたよね。老朽化とは古くて使えないということですから、どちらなのか明確にお答えください。一度は9月の再質問で老朽化ではないと申し上げておりますけれども、それでよろしいのかどうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

認定こども園の今回の環境整備、施設の整備については、多様な要因があるということだと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

議長、ちゃんと答弁させてください。お願いします。

多様な要因があるということで、どちらにとっていいのか分からないですよ。老朽化なのか老朽化でないのか。お願いします。

○議長

多様化は多様化。

全部含めてという意味ではないのか。

酒森町長。

○酒森町長

前のご質疑でも答弁をさせていただいておりますが、両施設については昭和56年と61年ですか、いずれにしても長期間経っているということで、施設については相当な年数が経っていると思っております。ただ、今回の認定こども園の改築にあたっての法人の思いをいろいろお聞きさせていただいた中では、改築に向けては、要因については1つ、2つではないというふうに思っております。

○議長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

何度も聞きますけれども、年数が経過してて使えるのと、老朽化というのは古くて使えないのですから、その言葉です。そのままいくのかどうか。今後、説明会のときにそのままいくのか。老朽化としていくのか、それとも年数が経過しているけれども、まだ利用できるのだということの説明でいくのか、そこら辺を。

○議長

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

もう一度お願いします。

○吉岡信弘議員

何度も繰り返しになりますけれども、計画書には「老朽化」という言葉しか載ってないです。それはもう間違いないですよ。それを今度の会議で、2月頃開催したいということでございますけれども、そのときには「老朽化」という言葉も残して説明されるのか、それとも使うということであれば、例えば年数が経過していて大変なのだと、だけれども、まだ使えるから使いたいと、使ってくれと言われてっていると、そういうふうなことになるの

か、そこら辺を教えていただきたいと。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

委員会の中で、会議の中で説明をさせていただきたいという思いは先ほどから答弁をさせていただいております。今回の施設整備、改築にあたっては、いろいろな要因があるということもありますので、その要因も含めて改めて私のほうから、法人の思いも含めて委員の皆様には説明をさせていただきたいと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

すみません。何回も質問しなければならなくなってしまうのですよ。私の聞いていることを答えていただけていないのですよ。

(発言する者あり)

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午前 11 時 45 分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

吉岡議員。

○吉岡信弘議員

どうしても私の言っている、どちらかでもないのか、どちらなのか分かりませんが、先ほど申しましたように、町民に対しても老朽化と計画を周知しているのですよ、老朽化という計画を。そのことについては、どう対処するか、ちょっと教えてください。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

議員の通告書にあります委員会を開催し、内容の訂正を行ったかどうかということでもありますので、委員会を、先ほどの答弁で申し上げましたが、来年の2月頃には開催をしたいなと思っており、その場で今回のこども園の環境整備に至った私どもの計画の内容等について改めて説明をさせていただきたいと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

最後まで私の質問、老朽化であったのかなかったのか、はっきりと。老朽化であると言ったこともありますし、老朽化でないと言ったことも過去の議案にはあったわけですが、今回改めてはっきりした答弁は頂けませんでした。

私もこのまま残念ですが、これ以上質問しても同じ答えだと思いますので、疑義が残っておりますけれども、残念ながら質問は終わらせていただきます。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番、志民和義君。

○志民和義議員

先に通告してありました1点について教育長に質問をいたします。

ICTによる児童・生徒への電磁波の影響について質問をいたします。

GIGAスクール構想によって小中学校でもWi-Fi環境が整備されることになった。教育環境の向上にICTの活用は必要なことですが、電磁波の健康被害について心配する声もあります。電磁波の健康被害について、今のところ統一見解は出されていない状況だと聞いています。

一方、児童・生徒は発達途上であるため、大人と比較して影響を受ける可能性を指摘する声もあります。教育長の考えをお伺いいたします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

志民議員ご質問のICTによる児童・生徒への電磁波の影響についてお答えをいたします。

GIGAスクール構想のGIGAとは、Global and Innovation Gateway for Allの略称であります。意味合いとしては「全ての人が世界的規模で、様々な技術革新を活用できるようにする入口」と捉えております。

国では、多様な子ども達を誰1人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育、ICT（Information and Communication Technology）、情報通信技術環境を実現するため、創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させることを目的に、教育分野のICT化

を推進しております。

具体的には、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想となっております。

議員ご指摘の電磁波の影響についてであります。電磁波とは、電気が流れるところに発生するエネルギーの波のことを言い、家庭や職場でも多くの電化製品に囲まれて生活している私たちは、電気を使えば、電磁波が発生しますので、電磁波の中で生活していると言えます。

G I G Aスクール構想が実施される中で、無線LANなどに用いられる高周波のほか、低周波を含め様々な電磁波に囲まれ、今後、頭痛・集中困難・吐き気・かゆみなど不調を訴える児童・生徒が出る可能性を指摘する意見もあります。

電磁波については、WHO、世界保健機関では、科学的根拠は現時点ではないとしているほか、他の国際機関などからもガイドラインを遵守している限り、電磁波のリスクは身の周りに数多く存在するリスクと比較しても、心配するほどのリスクではないと発表しております。また国内においても「電波防護指針」に基づき、タブレット端末などのICT機器が使用されております。

しかしながら、電磁波の安全性や健康についても適切に対応すべきであると認識しておりますので、例えばタブレット端末の使用が長時間にならないよう、一定の使用時間に制限するなど、ICT機器を安全かつ適切に利用できるよう、学校に対して指導してまいりたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

分かりました。今のところは影響ないということですが、今後、今の4Gから5Gになって、さらに周波数が短くなると、エネルギーの集中、密度が高くなって、しかも直進性が高まるということで、特に、大人はそうでもない、影響ないという統一見解です。

ただ子どもの場合、頭蓋骨が薄く柔らかい。しかも大人と違って水分が多い。こういうことは、短い周波数にあたると、今影響出るのは熱ということで、電子レンジが一番いい例なのですけれども、そういうような影響が出てくるということで、今、家庭の中では本当にそういうような電子機器に囲まれているのですが、学校に来ている間はそういうことはほとんどないまま生活しているということで、この被害をなるべく少なくする、その方法としてWi-Fiのアクセスポイント、Wi-Fiフィルター、ああいうのをやはり使用しないときは切ると。私の自宅なんかではもうWi-Fiフィルターの24時間入れっ放しなものですから、そういうことに子ども達にはならないようにということと、それからタブレットとかスマホ、スマホは授業中は使いませんが、タブレットに電磁波を減衰させるフィルムが安い値段で売っているということで、そういうこともやはり必要

でないかと、こういうことを指摘する方もおります。ぜひ、その点について特別私は予算かけないでもそういう心配がないようにできると。

一般的に影響ある子どもとない子どもがいると。中でも過敏症というのは、出ないかもしれないかもしれませんが、やはり、中にはいることも考えられますので、大樹で私は出たという話は聞いてませんが、そういうことが心配されますので、そういう点についての対策について再度お伺いいたします。

○議 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

現時点では、科学的な根拠が出されていないため、今のところ使用しないときにWi-Fiの電源を切るということ、想定はしておりませんが、今後使用していく中で、もし仮にWi-Fiの電磁波の影響により体調不良を起こす児童または生徒が発生した場合には、電源を切るという処置も1つの方法であると感じておりますので、他の事例も参考にしながら、研究、調査等していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

フィルムのほうはどうでしょうか。

○議 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

フィルムにつきましても、他の事例を十分調査をさせていただいて、効果のほう等確認させていただいて、対策を講じたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

状況を見ながらということで、大変ありがとうございます。私達の身の回りには、本当に調べてみますとたくさんの電磁波に囲まれていることも分かります。中でも影響あるのが、やはりテレビとか冷蔵庫とか、電子レンジとか、その他のものについてはもうある程度、距離すでにとっているわけです。だから、電波の強さというのは、距離に反比例するものですから、家の中ではそれほど問題ないのですけれども、問題は影響が出てくるものとしては、やはりパソコンとかゲーム機、スマートフォンと、こういうふうにタブレットもそうですけれども、そういうところがやはり影響するということで、学校の中での時間というのかな、長時間というのは、科学的根拠は示されていないとはいえ、これから5Gに

なってくると、やはり今からいろいろなところでだんだんだんだん出てきて、心配だよということが出てきてますので、そういう点についても改めてもう1回研究していただきたいと思えますけれども、どうでしょうか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

子ども達の健康というのはすごく大事な部分でございますので、アンテナを高くして情報を察知しながら考えていきたいと思えます。

○議 長

次に、9番、菅敏範君。

○菅敏範議員

先に通告しておりました水道料金の見直しと管路更新財源確保について町長に質問したいと思えます。

上水道や下水道の生活インフラについては、国の補助金を活用して整備してきましたが、水道事業の運営は経営赤字と老朽化した施設の改築や配水管の改修等で苦慮していると聞いています。

大樹町においても、数年前から水道料金の見直しが議論されてきましたが、現時点では具体的な考え方が示されていないところであります。老朽化した配水管の改修は、先の定例会で耐用年数が経過した第1次重要路線3.1キロメートルをおおむね10年間で整備するとの考え方が示されましたが、具体的な年次計画や多額の財政措置については、早期に検討結果を示す必要があると考えるので、町長の考え方を以下の3点について伺いたいと思えます。

1点目は、水道料金の見直しに対する現時点での検討内容。

2点目は、配水管改修の年次計画と財政措置の考え。

3点目は、町民負担の基金積立ての考えはできないか。

以上の3点であります。よろしくお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

菅議員ご質問の水道料金の見直しと管路更新財源確保についてお答えをいたします。

1点目の水道料金の見直しに対する現時点での検討内容についてであります。11月30日に個別庁議を実施し、本年、第1回目の水道料金改定の検討を行っており、担当者からは、これまでの経過と現状の説明を受け、今後どの程度水道料金を改定していくか、シミュレーションの提案を受けたところであります。また、協議後には不足する詳細資料の要求を行っており、今後、さらに内部協議を行い、説明できる段階になりましたら議員協議会等で協議をさせていただきたいと考えております。

2点目の配水管改修の年次計画と財政措置の考えについてであります。水道事業が保有する水道管路は約321キロメートルあり、幹線管路のうち約31キロメートルを第1次重要路線と位置づけ、今後整備していきたいと考えておりますが、坂下配水系の浄水場や取水場の施設についても老朽化が進んでおり、今後耐震化も含めた施設更新が必要であります。

水道事業資産である管路と施設はどちらも重要な資産であり、機能強化や改修が必要となるものではありませんが、坂下浄水場等の在り方について検討を進めているところであります。施設の在り方の方針を決めてから配水管の改修を行うことで、効率よく事業を進めることができ、財政的にも有利と考えております。

また、財政措置については、補助率の高い道営農業用水事業で実施することが、財政的に有利と考えております。

3点目の町民負担の基金積立ての考え方はできないかについてであります。水道事業は地方公営企業法に基づく企業会計となっており、管路や施設を更新するための減価償却を行ない、内部留保資金として将来のために積み立てる仕組みとなっておりますので、新たに町民負担の基金積立ては考えておりません。

ただし、2点目で答弁をしましとおおり、管路や施設に係る経費を考え、水道料金をどのように改定していくかについては、検討を進め、令和3年度中に結論を出したいと考えております。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

1点目の水道料金の見直しに対する再質問を行いたいと思います。冒頭、今後の水道料金の改定については現在検討中であり、さらに内部協議を行い、説明できる段階になったら協議したいという答弁であります。実はこの質問提案から直後に最近検討に入ったということでもあります。お聞きをしたいのは、その検討を進めている内容の概略でありまして、全般的な見直しを検討しているのか、部分的にポイントを絞った検討しているのかという内容であります。漠然として検討を進めるのではなくて、できれば主な中身を聞きたいのですが、いかがですか。

○議長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

水道料金の改定についてどのような、全般的な改定なのか、部分的な改定なのかという部分でございますけれども、現在、4パターンの料金改定を案としてシミュレーションで出させていただきました。その中で、今4個のうち1個を絞り込んで、改定に向けた検討を進めているところなのですけれども、現在は営農用水の部分に限って、どのくらい上げていいのかという部分についてを考えております。ちょっと資料がまだ足りないので、そ

の中でも、もう少し検討していくのですが、営農用水の料金だけでなく、そこを上げて他にも影響がしてくる部分もありますので、全般的にはなるかもしれませんが、まずそこには至っておりません。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

それで、最初は料金改定の経過なのですが、私の承知している範囲で言いますと、平成26年の9月から、消費税が内税から外税になる改正をしているのです。把握をしている中で、平成18年度以前はちょっと分からなかったのですが、18年度以降は料金改定をしていないので、僕個人的にもそろそろ開かずの扉を開けるべきでないかという考えで聞いているところであります。それで、最後の料金改定をしたのはいつでしたか。お聞きします。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

平成17年に大幅な料金改定をさせていただきます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

分かりました。

それで、先ほど4パターンの話から、営農用水の値上げの検討を進めていると聞いたのですが、実は何点か確認をしたいことがあるので、1つはこの見直しの段階で水道料金の公平性の問題について若干考え方を聞きたいと思っています。1つ目は、家事用と家事用小口の区分なのですが、これの区分をしているのは分かるのですが、この区分の境目の明確な区分のところがちょっと理解していない部分なのです。実は平成18年から令和元年まで見ますと、小口の戸数が120戸ぐらい増えているのです。そっちは増えているのですけれども、このことは実は独身世帯とか高齢化などによるものなのかなと承知しているのですが、原課としてどういう状況の中で小口が増えてきているのかという分について、家事用と家事用小口の区分をする明確な境目、公平性問題でいうと、家事用小口には超過料金がないのです。家事用には超過料金があって、たくさん使用する人が超過料金あるのは否めないのですが、小口で超過料金がないというのを家事用の一番下というのは、変わらないところで基本料金の違いもあるので、その辺の設定の話で。

続けて言いますと、例えば、小口の設定をした人が、家族構成等の事情でもって水を使う量が増えた場合に、それは変更として家事用小口から家事用にどんな形でいくのか。それから、高齢化した場合に、今まではいろいろ水を使っていたけれども、例えば配偶者が

亡くなったり、子どもが家を出たりして減った場合に、例えば家事用から家事用小口に、どういう物差しでもって異動するのか。その異動は認められないのかということだけです。その辺、何点か、対応している分の現実的な対応の在り方をお聞きしたいと思います。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

家事用と家事用小口の境目ですが、家事用が基本水量が8トンとなっております、その半分の4トンが小口となっております。毎月の検針の中で、自動的に4トンを超えると家事用になります。5トンだと家事用になりまして、4トン以下は家事用の小口というふうにシステマ的に計算となっております、家族の人数が多い、少ないは関係なく、単純に4トンを境目に水道料金の小口が設定されております。

それと、小口が増えているという部分では、ちょっと明確な答えになりませんが、最近アパートとかの建設が多く、核家族が増えているのかなという部分で、そういった小口の独身の方が増えているのかなと推測いたします。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

私の解釈が間違っていました。今のお話でいうと、その月によって今月は家事用小口で、次の月は家事用だと、そういう解釈だったのです。例えば、独身者でもアパートに入ったときには、大体なんかの形でもってあなたは小口ですねとなったら、しばらく小口で、何か変わった時点で変更あるのかなと思ったのです。ということは、4月は小口で5月は家事で6月は小口でって、そういう徴収方法になっているということなのですか。失礼しました。分かりました。

2つ目に、先ほど課長から話がありました公平性の2つ目で、営農用の料金設定についてありましたが、このことはいろいろなこれまで早い時期から不公平感があるという話もありまして議論もありました。結論が先送りになってしまってきたという経過もあったというふうに承知もしています。そのことは検討中ということでもありますので、それはできるかぎり今の公平性の中での検討をしていただきたいと思いますので、ここはこれ以上触れないでおきたいと思っております。

それからもう1点、業務用、それから営農用の関係で、例えば自宅用と、例えば業務というか、工場と自宅のメーター器の関係で、これは何となく町内全体でバラバラ感があるという話も聞いています。ですが、これは、できればどっかにかきちんと全体が統一されるべきでないかと思うのですが、それがいいのか、実態としてお聞きをしたいと思います。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

業務用のメーター器の話だったかと思えますけれども、それについては実際に業務用と家事の、家がかくついているのでそういった業務用のメーター器になっているということもございますし、その逆もまたございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

営農用も同じなのですが、統一はされていないという理解をすればいいのですか。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

考えは統一されております。ただ、営業をやっていた中で、たまたま営業がなくなったという部分で家事用になるという方もいらっしゃると思います。そういうのは、ちゃんと変わったときに申し出を出ていただくことになっております。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

聞いているのは、そうではないのですよ。仕事辞めたときに家事用になる。それは分かります。ただ、事業をやっているときにメーターを業務用のメーターと家事用のメーター分けたり、だからAというところで分けていると、Bというところでは1つだということになると不公平だから、どちらかに統一するべきでないかということなのです、聞いたのは。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

失礼しました。最初から用途ごとに設定はしております。

以上でございます。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時33分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

失礼いたしました。最初から建てる時にメーターを家事用と業務用に分けているところもありますし、1個のところもございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今課長が言われたように、そういうふうなところがあると聞いているから、それは1個なら1個に、2個なら2個にするのが公平性でないかということで、僕は2個にしたら良いとか、1個にしたら良いと言わないで、どっちかに統一したほうが、みんな同じ扱いでよろしいのではないかと聞いているので、その辺町長、お願いします。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時35分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

菅敏範君。

○菅敏範議員

僕の言っているのは、2つにしたら良いと言っている話ではないのです。実態として、業務用とか営農用で、そういうふうに分離しているところと分離していないところがあるからという話があるので、それはどっちかにきちんと統一したほうが不公平がなくでいいのではないかと。そういうことです。だから、1つにするべきだというのではなくて、それはその事情ですのだから、2にするのだったら2つにでもあるだろうし、1つなら1つにみんなが統一したほうがいいのではないかと思いますけれども、バラバラ感のやつはやめたほうがいいのではないかとということです。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時38分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

酒森町長。

○酒森町長

今、原課のほうとも確認をしたのですが、基本的にはメーター器は1個で対応しているというのが私どもの考え方です。農家であれば、ご承知のとおりでもありますし、業務用、工業用を使っている事業体の皆様も、住宅の部分も含めてメーター器は1個で対応しているというふうに思っております。ただ、何らかの理由で、工場と住宅が大きく離れているとか、そういうところについてはそれぞれに引っ張っているという可能性もありますので、そこは家事用と工業用という形で2種類の水が出ていっているということになろうかと思えます。

公平感ということを考えれば、やはりそれはそれぞれの使った分についてはということが必要なかもしれませんが、現実論としてはそういうメーター器の配置と管路になっていますので、その調べについては非常に難しいのではないかなというふうには思っております。ご指摘の意味はよく分かります。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

分かりました。基本的には、業務用についてはメーター器1個の対応を基本としていると。ただ、実態として今町長が言われた内容で、どうしてもそうしきれない一部の特殊な事例については2個メーター器を使っているところもあって、そこは本人の了解を得た中でやっているという理解でよろしいですね。それで了解をしました。

最後に町長に、今検討中でありますけれども、回答の中では3年度中に検討結果を出すということでありますから、料金の改定をすれば、4年度から実施ということではよろしいですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ご指摘のとおり、先日行われました個別庁議の中でも今後の料金の改定に向けたスケジュールも検討しておりまして、今のところのまぐろみとしては、令和3年度中に何らかの形を示した上でご了解を頂きながら、令和4年度から新しい料金で水道料金のほうを見直していきたいという思いであります。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

2点目に、管路の改修計画と財政措置であります。冒頭申し上げましたように、31キロを第1重点管路として10年間で整備をしていく考えと、回答の中でも町が保有する水道管路は321キロあるということを知りました。公営企業法で管路の耐用年数が40年

ということを定められているということでありましてけれども、布設から耐用年数を経過したのもございます。それは早急に整備をしなければならないと思うのですが、1つは10年間、おおむね10年間、意味は分かるのですけれども、大体、およそですよ。ですから、それを一気にやるとか年次計画的にこう、10分割といかなくても、そういうふうに区切り区切りで10年かけてやるのか、10年間の間で一気にやるのか、その辺の年次計画的な考え方はありますか。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

年次計画的には、正確には定めてなくて、10年間で31キロをやりたいと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

その解釈の問題なのですが、おおむね10年といっても、大体ずっといって、一番終わりのほうにそのおおむねが固まるようなことではないですよ。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

偏った工事にはならないのかなと思っております。大体均等には考えたいと思っております。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

31キロの管路の改修に必要な経費については、どのくらいだと理解をすればよろしいですか。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

今の試算ですけれども、大体31キロで20億円を考えてございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

そうすると、ここは正確な回答は要らないですが、例えば残りの幹線管路、それから家庭に引く細い管というか、幹線以外の管路を含めるとまだ300キロくらい残るわけですか。

よね。新しいものもあり、古いものもあり、非常にそうすると、単純計算でいうと200億円近い、これをずっと繰り返すと今の20億円を含めて、残ったものを耐用年数が来た後に整備をしていくと、更新していくと200億円近いような、百何十億円の財源が必要だというようなことになるのかと思いますので、非常にこの対応については厳しい状況にあるのではないかと思います。

答弁の中で、この今20億とお聞きしましたが、財源については、補助率の高い道営営農用水事業を活用すると有利だという考えであります。どの程度の補助率なのか。これは例えば10年間の20億円に対して1回だけでなく、ほぼ全部、年次計画的な全年度に対しての補助金が適用されるのかお聞きをしたいと思います。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

現在検討している事業としては、厚生省の補助金と営農用水の事業がありまして、営農用水のほうが補助率がよろしいので、そちらを今選択しております。補助率としては、27.5%プラス水量割ということで、営農事業ですから農家の水の量が多ければ多いほど補助率がよくなるということで、これは道営の事業ですので負担金の形で支払う事業を行うものでございまして、今、その計画にのればその1つの事業に対して負担金は続くのかなと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今の31キロだけと思いますが、町の財政の持ち出しは、ざっくりどの程度ぐらいという理解ですか。

○議 長

もう一度お願いします。

○菅敏範議員

町の27.5%プラスもろもろで補助率があるということになりますと、20億円に対して町の持ち出しの財源としてはどれくらいになるのか。ざっくりでよろしいですけども。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

管の更新という意味では、営農用水事業でやるものではなかったもので、失礼いたしました。更新というのは、厚生省の補助事業になります。厚生省のほうの事業では、更新という事業がございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今のあれは、そうしたらちょっとこんがらがっちゃうのですけれども、例えば施設更新の予定をしている坂下浄水場の施設の更新に対しては27.5%プラスアルファ補助率があると。だけれども、管に対する補助率自体、厚生省の関係で分からないという受け止めをしていてよろしいですか。今、その金額を聞いてどうこうということないのです。ただ、補助率高いのが有利だと言われたから、どの程度かということだったので、管に対する補助率はないと。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時49分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

更新という事業では、営農用水事業にのれなくて、機能強化という形に切り替えて事業をすれば、営農用水事業にのることができまして、それには27.5%の負担金で済むという形になります。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今度、こっちが分からなくなったのですけれども、言われた施設の更新、坂下浄水場の更新の話はちょこちょこ言われているのですが、そこにはさっき、営農用水事業で27.5%プラスアルファの補助率があると。だけれども、管の補修に対しては補助率はないという理解で、今さっき終わったのですが、今、課長から何かすればあるような話だったのだけれども、そこ、あるということによろしいですか。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

管の更新に対してはないです。ですから、同じ管を入れる場合はだめなのですけれども、末端の利用者が増えて管を太くしなければならないという場合は補助の対象になるということ。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは、今のあるものをそっくりそのまま同じものを更新すると補助率はないと。でも、事業によって、管を太くすると補助が出るということだったら、それは考えているのは、そうしたら同じ太さでなくて、補助を受ける考えとしては違う形でもっての改修計画を立てていきたいというような腹積もりがあるというような理解をしておいてよろしいですか。いいですね。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、生花、晩成のほうに営農用水の管を入れ直しているのですけれども、あれは末端にというか、その流域に新たな法人ができて、水の需要が増えて、この管では細いよということで、道営事業でお認めいただいて、今管を太くしている。それについては、道営で営農用水事業でやっているという状況でありますので、今、ここで言っている31キロについても、通常の老朽化による更新という形になると思いますので、基本的には私どもの財源でやっていくしかないかなと思っております。ただ、その中で、今のような状況がどこかの牧場で大きく水を使うような計画が示された管路については、道営の営農用水でやっていくという方法もあると思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

複雑で、だんだん聞いた方が分からなくなったので、ただ、まず1つ分かったのは、経費としては20億円くらいかかると。でも、それをいろいろな形でもって、基本的には管路更新は自主財源だと。いろいろな事情があれば補助を受けられるということの理解をしておきたいと思えます。

それから、ひとつ町長お聞きしたいのですが、実は施設の更新のことで効率よい対応という回答を頂いているのですが、坂下浄水場の関係、私の記憶が間違っていないとすれば、帯広から給水を受けるということで検討をして、経費が莫大にかかり過ぎてだめと、アウトになったという経過があると思っております。ですから、大樹町としては、どうしても坂下の浄水場が更新をすることになったら、向こうから引っ張るのではなくて、自前で坂下を更新しなくてはならないことなので、ちょっとどうするかというのは、建て直すか建て直さないかで、あちこちから持ってくるという検討はもうする余地がないという理解なのですけれども、更新時期に来たら坂下を改築するという理解でよろしいのですよね。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

11月30日の個別庁議で、実は水道の関係で2点ありまして、1点目は料金の見直しをどうしていくかという点、もう1点は、今議員がご質疑の中でありましたとおり、坂下浄水場の現状と施設をどうしていくかというところの検討に入ったという段階です。十勝中部広域水道のほうから水を引っ張ってこれないかというところの検討もしていく必要がある、または今の坂下浄水場の老朽化といろいろな部分で改修が必要なので、今のままでそっくり、新たに更新をしてやった場合についてどのぐらいかかるかという費用的な部分の対比を今始めたところでもありますので、これからまた中部のほうともいろいろ情報交換を担当のほうでしているところでもありますので、そういう部分で検討が進んだ段階で、これについてのある程度の資料等が整った段階では、議員協議会等で説明をさせていただきたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

検討しているということですから、それはそうしていただいて結構なのですが、僕の認識としては、あっちから持ってくるのはもう財政的にかかり増しになってだめだと。ですから諦めましたというのを、何年か前に結論頂いて、経済常任委員会の調査の中で頂いているはずだったのです。もう無理だと。ですから、坂下を大事にしないでいいということだったので、検討を否定するわけではありませんが、そのことはちょっとまた別な機会にと思っておりますが、3点目の町民負担の基金の積立てなのですが、町長から考えていないという回答を頂きました。ですから、深くは言うつもりはありませんが、個人的には、今、水道事業赤字を承知しています。企業会計で独立採算制でありますので、かかった料金は受益者負担が原則であって、絶対赤字になってはいけないとは言いませんが、そうならないように将来のことも考えて対応するのが行政の在り方だと理解をしているところではありますが、現実にはそこに一般会計の補助金、国と町のやつも入れて、入っていますが、町長が言われた減価償却を内部留保資金として積み立てているのでそれを活用するという事なのですが、とりあえずは、さっき言った31キロを除外した残りではなくて、31キロ分の更新については内部留保資金で対応するという、ここに充当できるという判断ですか。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

事業が行われることになれば、内部留保資金のほうを活用しながら事業を進めるというふうを考えてございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

当面の話としては理解をしました。それで、まだこの後、さっき言いましたように、その31キロだけではなくて、次からまた10年たった後に古いのが出てくるので、私のほうできちんと調べていないのも悪いのですが、減価償却費をきちんと積み立てていくと、ある程度年数が来たときに更新しても間に合うようになっているはずなのですが、何となく感触としては、それが切り崩して使われて、実際には減価償却費をはじめからずっと足していくと、今の残高と合わないという状況だというふうに思いますので、また、今後10年以降の在り方については、それは別な議論が必要だと思いますが、今は内部留保資金で補助金がなくても対応できるということで理解をしておきたいと思います。

先ほど言いましたが、町民負担の基金というのは、これは水については、釈迦に説法ですが、自分たちが生活の中でなくてはならないものだ。それが、受益者が受けている中で、ランニングコストは別にしても、更新のコストについては、本当は水道料金に何パーセントか入って、それを積み立てるような形の制度があってもしかるべきものかなと考えておりました。ただ、今後、将来321キロのうちの、まだ増えるかもしれませんが、まだ300キロ弱残っております。その更新も含めて、資金の在り方については、ぜひ検討していただきたいことを申し上げて、終わりたいと思います。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議 長

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

6番、船戸健二君。

○船戸健二議員

先に通告してありますとおり、コロナ禍、コロナ後の町内会の在り方について、町長に質問させていただきたいと思います。

町内会などの地域活動は、町民の皆さんが主体となり、住みよい地域づくり、地域コミュニティの交流の場として、住民と行政をつなぐ重要な役割を担ってきました。

また、災害時・非常時において、町内会の必要性が見直されていますが、町内会への加入率の低下や高齢化など、課題が山積しています。

北海道スタイルに基づく新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、多くの町内会活動が自粛、活動休止をしている現状からも、町内会の今後の在り方について町として方向性を示していくことが必要であり、新しい町内会の在り方を考えていく時期に来ているのではないかと考えておりますので、お考えを伺います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

船戸議員ご質問のコロナ禍、コロナ後の町内会の在り方についてお答えをいたします。

町内会は、地域に住む住民の方達が、地域生活をよりよいものにするために活動を行っている任意の団体で、町内では行政区を単位区域として組織されております。

親睦事業や環境美化活動のほか、近年では高齢者への声かけ・見守り活動や自主防災の取組など、安心して暮らせる地域づくりに重要な役割を担っております。

日頃から顔の見える地域のつながり、コミュニティーの形成は、町の総合計画にも掲げる「協働のまちづくり」を進めるうえで根幹を支える部分であり、町としても地域コミュニティー推進事業などにより、自主的な活動の支援を行っているところであります。

議員のご質問にもあるとおり、少子高齢化の進展や生活スタイルの多様化により、町内会への加入や活動への参加が減少し、地域コミュニティーの希薄化が危惧されており、さらに本年は、新型コロナウイルスの関係から計画されていた活動ができないという状況であります。

どのように活動したらよいか、苦慮されている町内会も多いとは思いますが、行政区相互の連絡調整、情報交換を行っている行政区長連絡協議会の場合があり、上部組織からの情報提供や他の町内会の活動事例などを参考にしながら、地域の実情にあった活動が模索されていくものと思っております。協議会の事務局は住民課が担当しておりますので、積極的な情報提供に努めてまいります。

住民の自主的なコミュニティー活動を推進していくことが、協働のまちづくりを進めるにあたって重要なことと考えておりますので、今後にあっても情報提供や活動支援を継続するとともに、町内会が必要とする支援の在り方を検討してまいります。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

まずはじめに、町長のご答弁のとおり、昔から町内会の活動は、地域の環境美化活動や自主防災の取組、安心して暮らせるよりよい地域づくりに重要な役割を担っていると僕も感じていますし、敬意を持っています。

コロナ禍により、町内会の主要な活動は、今後も自粛・縮小が続くことが予想されますが、感染予防に十分注意し、十分な活動の必要性や実施する上での対策活動をしたとしても、不安を感じる住民の皆さんは少なくありません。協働のまちづくりを進めていく町と町内会が一丸となり、地域住民の皆さんへ感染予防、屋内、屋外でのチェックリストなど、感染対策を周知し、ご理解とご協力を得た上での活動が望まれます。

コロナ禍において、本格的な町内会活動ができる時期を見据え、現在の課題として挙げた町内会への加入率や参加率の低下、役員の担い手不足対策についての考えと、将来的に

町内会の統合の可能性についてのお考えを伺います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私も町内会の会合等については積極的に参加をさせていただいておりますし、今の立場になる前には、長く町内会の役員も務めさせていただきました。ただ、私どもの町内会も含めてであります、やはり役員の担い手は不足している、そして役員の高齢化が進んでいる、固定化が進んでいるというのは否めない現状かなと思っているところです。幸い、私どもの町内会にあっては町内会に転居された方々ほとんど町内会に加入をしていただいている状況ではありますが、特に若い世代の方の入居するような施設が新たに建っているような行政区、町内会にあっては、なかなか町内会への加入がままならないという実態も大樹の中でも数多く見受けられております。やはり町内会活動、地域のコミュニティーを支える根幹でもありますし、一番身近な、そして一番重要な立場、組織であるという思いは強く持っておりますし、それは町の行政区を運営していただくという観点からも重要な役割を担っているというふうに思っているところです。

残念ながら、町内で行政区の活動がままならない地域もございます。その地域の皆様ともその解消に向けて日頃から情報を共有し、ご相談を申し上げているところでもあります、なかなかその現状を打開するような形には至っていないというのが現状であります。

これから高齢化が進み、人口減少が進む中では、やはり町内会を維持していく、行政区を維持していくということは困難な地域もこれから出てくるということも想定はされる場所でございますので、行政区の統合等については、ぜひ私どももその地域の皆様とよく情報を交換し、ご相談をしながら、地域の皆様の思いに添った対応を取っていきたいと思っております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

民間のアパートでは、入居時に大家さんが家賃に町内会費を含んでいますと説明し、町内会に入ってもらおうということで町内会費、町内会の加入と区費の徴収の負担を軽減するところもあると聞いております。しっかりと説明し、強制ではなく両者が合意のうえでの話でもあるので、よい対策の1つの方法でもあると思います。

大樹町でも、数年前と比べ、多くの新築アパート、マンション、また大樹でかなえるマイホーム支援補助金の効果により、多くの新築住宅が建っていますので、転居のタイミングや町内会と連携し、円滑な加入を進めていくことも重要だと考えますので、お考えを伺います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、議員がおっしゃったように、新たにマンション、アパートみたいなのを造って、その大家さんが家賃と一緒に町内会費を集めるよというようなことを説明をした上で了解を頂けるのであれば、それは私どもにとっても町内会にとっても非常にありがたい形ではあります。

今、役場の窓口で転入をされた方に対しての情報を、以前は一覧表で行政区長なりにお渡しをしていたのですが、昨今の個人情報保護法の関係でそれもままならないという状態で、ご承諾を得て情報を町内会に伝えていいよと言っていた転入者の方には、区長のほうにその情報はお伝えするのですが、そこをお認めいただけなかった場合については、区長に情報をお伝えする手段がないということで、私どもの行政区の区長でもそういう形で情報が伝えられなかった場合については、誰が入居したのか分からないということも正直あるということで、町内会の加入をお願いする班長さんなりが非常に苦勞をするというような場面がもう既に出ているところでもあります。個人情報保護法の観点からも強制をするわけにもまいりませんので、私どもも町内会の在り方、必要性も含めて、広報紙などで周知をした上で理解を高めていくということが、とりあえず今打てる方策なのかなと思っております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

多くの方に町内会に参加していただくためには、町内会には加入していて区費も納入してもらっているが、様々な利用により行事や集まりに参加できない世帯や単身者に対し、区費の減額や行政区によって異なることがあります。班長や役員は輪番制が多いと思いますので、家庭の状況に応じ班長や役員を免除するなど、一定の基準やガイドラインを設け、負担の軽減、対策を取っていくことも公平性を上げて、結果的には加入者の向上につながっていくものと考えていますので、その点についてお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

行政区、町内会をどうやって円滑に運営していくか、また役員体制をどういう形で進めていくかというような情報も含めて、そういう情報を交換できる、その場がまさに行政区長連絡協議会であるかなと思っておりますので、私どもも機会があれば連絡協議会のほうにも参加をして、懇談をさせていただいておりますので、今後もそういう部分でどういう形がいいか、または先進的に取り組んでいるような事例がある場合については、みんなで共有をしていくなどを通じて、円滑な行政区、町内会の活動に寄与していければと思っております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

私が今回お伝えしたいことはとても単純な話です。若い世代や、より多くの人に町内会の担い手として関心を持ってほしいということです。そして、町内会への加入、未加入については、あくまで任意であり、強制ではないということ、そして、本来の目的として住民生活をよりよいものにするために町内会が組織されていますので、加入者と未加入者のあつれきがあってもいけません。加入しないことで町内生活上不利益があってもいけません。規約に幅を持たせ、根気よく町内会の役割や意義を十分に説明し、賛同してくれ、加入してくれる割合も少しずつ着実に増えていくものではないかと思います。

まとめになります。現在北海道、札幌、特に旭川では、感染が拡大し、自衛隊派遣や医療の逼迫が報じられています。十勝、また大樹町でも爆発的なクラスターが起り得る可能性は十分に考えられます。情報としても、町のホームページに上がっていたり、先ほどのお昼の放送でも、注意喚起が流れていました。医療体制が不十分な年末年始に向け、改めて個人単位、町内会、特に集団での忘年会、新年会における感染拡大防止対策の周知徹底が必要だと思っておりますので、最後に町長のお考えを伺います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

まさに議員がおっしゃるとおりでありますので、今後も、今までもマスクの徹底でありますとか、3密を避ける、手洗い、消毒を励行するとか、そういう取組について広報してきたつもりでもありますし、やはりコロナの感染を防ぐ中では、マスクと手洗い、これを徹底するということがまずは第一義ではないかなと思っております。町としても広報紙やあらゆる機会を通じて町民の皆様に感染症の予防対策の励行をお願いをしているところでもありますし、今、北海道は非常に予断を許さない状況にあるということも思っておりますので、対岸の火事と思わずにしっかりと対策をこれからも講じていくことが重要なという強い思いではおります。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

大事な人と自分を感染から守るため、予防していても誰もが感染する可能性があり、感染者や濃厚接触者に対し、コロナ差別の加害者・被害者にならないよう、一人一人の感染拡大予防の徹底と意識の向上を期待し、質問を終わります。

○議 長

次に、11番、齊藤徹君。

○齊藤徹議員

先に通告いたしました公共施設の総合的管理と今後の公共施設の計画について町長にお

伺いをいたします。

過去に建設されました公共施設がこれから大量に更新時期を迎える一方で、財政は依然として厳しい状況にあります。また、今後人口減少により、公共施設等の利用需要が変化していくと思います。

このようなことから、総務省では、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の適切な配置を実現することが必要であるとして、平成26年4月に「公共施設等総合管理計画」の策定にあたって指針を大樹町も受けました。それに併せて、平成29年3月に、議員協議会において計画策定が説明されました。これまでの検証と課題（計画変更）と今後の公共施設計画と運営管理等に関し、次のことをお聞きしたいと思います。

1点目ですけれども、我が町の公共施設等の総合管理計画の策定状況を再度お聞きしたいと思います。

2点目ですけれども、保有する公共施設（建築物・インフラ資産）の中で、老朽化が著しい施設、今後多額のメンテナンスの費用、耐震強化のための費用が必要と思われる施設が見受けられますが、総合的に計画を立て、管理していかななくては財政が逼迫するというようなことも考えられますので、現在の計画は、十分とお考えなのかお聞きしたいと思います。

3点目ですけれども、厳しい財政状況を乗り越えて、改修、保全、安全対策を行っていくことは、行政の力だけでは無理ではないかと思います。官と民の知恵、ノウハウを結集して対策を講じることも必要だと考えます。公と民の連携のPPP・民間資金を活用したPFIもあり、これまで議論・協議してきたのか。今後、計画の中で活用の考えについてお聞きしたいと思います。

4点目ですけれども、公共施設、特に産業関連施設ですけれども、耐用年数の経過に伴い、設備を含めた施設全体の老朽化が著しい中、特に町営牧場、晩成温泉について、今後の更新計画、運営規模とか縮小の今後の考え方についてを聞きたいと思います。

5点目ですけれども、第5期総合計画の中で、今後の公共施設の中で特に町民プール、学童保育所、公営住宅等の計画について、再度お伺いしたいと思います。

6点目ですけれども、第6期総合計画に向けての公共施設の更新・統廃合・長寿命化の計画について再度お伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

齊藤議員ご質問の公共施設の総合的管理と今後の公共施設計画についてお答えをいたします。

1点目の公共施設等総合管理計画の策定状況についてであります。当町の公共施設等総合管理計画は、「公共施設等の全体像を明らかにし、様々な社会情勢を踏まえ、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進すること」を目的に、建築物などの公共施設と、道路、橋梁などのインフラ施設に区分し、さらに、公共施設では10類型に、インフラ資産では5類型に分類し、現状の把握と将来の見通し、計画的な管理に関する基本方針を定めたものであります。

2点目の、現在の計画は、十分と言える考えなのかについてであります。計画の中でも定めているとおり、財政状況や環境の変化に応じて適宜見直しを行っていくものであります。

特に主要な施設にあつては、第5期大樹町総合計画執行計画プロジェクトチーム会議において、必要性や優先度の検討を進めており、財政的には当然のことではありますが、各種補助金の活用、交付税措置のある起債の借入れなどを行うほか、財政シミュレーションを適宜見直すとともに、対象とする施設によっては、修繕による延命、廃止など、その時々社会情勢等を踏まえ、見直していく必要があると考えております。

3点目の公民連携PPP・民間資金を利用したPFIについてこれまで議論、協議してきたのか、今後、活用の考えはあるかについてであります。PFIで定義される公共施設等の、設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るもののうち、町営住宅における設計、建設について、管内他町村で実施している状況と、現在、大樹町で建設を進めている町営住宅に係る設計と建設費用について、1戸当たりの費用に換算して比較したところ、大きな差はなかったものと確認しております。

また、サービス付高齢者向け住宅については、民間事業者へ土地の貸付を行い、設計、建設、維持管理及び運営について、民間事業者に委ねることが望ましいと考え、協議を行った経過もありますが、現時点では実現に至っておりません。

今後にあつては、サービス付高齢者向け住宅に限らず、必要となる施設等への住民の方々のニーズを踏まえながら、公民連携も含め、検討してまいりたいと考えております。

4点目の町営牧場や晩成温泉の今後の更新計画と、運営規模、縮小・拡大の今後の考え方については、両施設とも老朽化が進んでいるところであります。当面は小破修繕により維持しながら、町営牧場は料金の見直しと機械の更新と設備の改修を図りつつ、晩成温泉も含め、施設の在り方や規模等については、引き続き協議を進めてまいります。

5点目の第5期総合計画の今後の公共施設計画についてであります。本年1月に、整備の在り方や工程等をまとめた第5期大樹町総合計画執行計画を作成したところでありますので、今後の財政状況等を踏まえながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

6点目の第6期総合計画に向けての公共施設の更新・統廃合・長寿命化の計画についてであります。第5期大樹町総合計画執行計画において、主要な19施設等について

更新、当面の利用継続などの方向を示し、これまで3回の見直しなどを行っており、第6期総合計画に向けては、コロナ禍後の社会情勢が見通せない中で、さらに厳しい視点に立ち見直しをしながら進めていく必要があると、考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

先ほど申しました平成26年に総務省から指針を受けて、大樹町、28年に策定したのですけれども、そのときに一緒に水道事業の経営戦略、また下水道事業の経営戦略と、それと大樹町国民健康保険病院新改革プランという、4つが一緒に報告されたのですよね。

それで、説明されたのですけれども、本来ですとこの4項目を含めて再質問するとより詳細に総合計画が見えてくるのかなと思うのですけれども、これをやりますと大変時間がかかりますので、今回は公共施設全体と、特に気になる施設について、これから再度質問していきたいと思います。

1点目ですけれども、現在の計画で充分かという質問に対して、計画中の中でも定めており、財政状況は環境変化に応じて適宜見直していくつもりでありますと、そう答弁いただきました。それで、第5期の総合執行計画に何か進めていく中で、特にスマート街区事業が加わったりなんかして、今日のコロナ禍の影響が大きい中、令和3年度以降の各会計の予算、残りの第5期の総合計画、これは令和元年から令和5年の間でですけれども、ともに適宜見直し、特に財政状況、環境の変化は見直しがあるのか、それについてお聞きしたいと思います。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

コロナ禍の影響において、令和3年度各会計予算とそれから総合計画の見直しの関係でございますけれども、令和3年度予算につきましては、基本的には例年どおり緊急性、必要性、経済性、費用対効果などを踏まえながら、コロナウイルス感染症により、これまでとは考え方を見直さなければならぬところもあると思いますけれども、そういった見直さなければならぬところは見直しも含めまして計上をと考えてございます。

総合計画のほうにつきましては、総合的な調整をする分野、主にハード事業については第5期総合計画執行計画において優先度を定めながら、計画的に整備をすることとしておりますけれども、今後の経済の動向、それから地方財政制度の見直しなど、財政を取り巻く環境の変化に応じて、適宜見直しを行いながら進めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分りかました。財政状況とこれからの環境の変化に応じて見直すということですね。

ども、そう言いながらも特に施設の中で一番気になっているのは、町営牧場と晩成温泉なのです。今後の更新計画に対して、答弁は、当面は小破修繕で維持しながら進めていきたいと、町長から答弁頂いたのですけれども、これ、両施設とも築40年が過ぎているのです。形のあるものはいずれは壊れてしまうのです。その当面というのはどれぐらいなのか、私は5年ぐらいなのかなど思っているのですけれども、ひょっとしたら町長は壊れるまでなのかと、価値感の違いがあると考えますが、一応、どれぐらいの期間であるのかちょっと聞きたいのですけれども。

○議 長

佐藤農林水産課長兼町営牧場長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

冬期舎飼で使用しておりますカラマツ牛舎でございますが、こちらの方は、若干耐用年数を超えておまして、また鉄骨牛舎につきましては、耐用年数に到達しておりません。カラマツ牛舎につきましては、小破修繕で今後10年間は使用していく考えでございます。本牛舎につきましては、耐用年数を10年以上超過しておりますが、随時修繕しており、牛の飼養については従来どおり継続できる状況ではございますので、こちらも今後10年間は使用していく考えでございます。

事務所につきましては、耐用年数を20年以上超過しておりますが、こちらも小破修繕により今後10年間は継続して使用していく考えでございます。まずは、順位的には事務所よりも牛舎の更新が優先でございますが、それよりも先に作業機械の更新を優先させる方向であります。

以上でございます。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

晩成温泉についてでございますけれども、現時点で何年ということは決まっておられません、施設、設備ともに老朽化が進んでおりますので、十何年ということにはならないと思っております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

そうしたら、町営牧場、晩成温泉、それぞれ10年、町営牧場については当面は10年だと。晩成温泉については、多分10年はもたないだろうという、そういう答弁、説明頂いたのですけれども、それで進めていく中で、まず平成28年に作成した公共施設等の総合管理計画から、その中で本町の公共施設の延床面積、合計が当時は11万平方メートルなのです。人口1人当たりになると、平成27年ですと5,845人で計算しているの

すけれども、その床面積が18.8平方メートルで、これ全国平均は当時で3.22平方メートルなので、約全国平均でいうと5.8倍、そういうように記載されているのです。今後、令和3年、4年に向けて、新庁舎、スマート街区等の施設を含めると、町民1人当たり、どのぐらいの床面積になるのかちょっと聞きたいのですけれども。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

町民1人当たりの延床面積ということでございますけれども、庁舎、スマート街区を含めると、ということでございますので、庁舎につきましては、新旧庁舎の差分の減、新しい庁舎のほうが縮小しておりますので、減になります。それからスマート街区では、延床面積ということになりますと、木質チップのボイラー棟に係る分が面積に含まれることとなりますので、その分が増ということになりまして、それらを相殺しますと約500平方メートル程度の減と想定しております。

人口につきましては、当時の計画の数字では27年1月1日現在ということで5,845人ということで数字を1人当たりの数字としておりますけれども、直近の11月末現在の数字では、5,452人となっておりますので、その当時から見ると393人と減少幅が大きいという状況になっております。そのため、町民1人当たりの延床面積につきましては、約19.8平方メートルと、当時の平成28年の18.8平方メートルより1.0平方メートルの増となっている計算となっております。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

1人当たりの床面積が19.8で分かりました。多分、今の説明からいくと、今これからやっていく地中熱とか、それは床面積に入るのか、土に埋まっているからならないのかな。それと、太陽光の関係。太陽光も床面積に入るのか分かりませんが、今の延床面積でいくと19.8と分かりました。

もう1つ聞きたいのは、減価償却費の率なのですけれども、一般会計に影響しない公共施設等の有形固定資産、減価償却費についてですけれども、この長寿命化工事による使用期間の延長効果には、数字には反映されないのですけれども、一般的目安として有形固定資産の減価償却率というのは、大体35から50%なのですけれども、当町は28年で58%で平均で推移しているのですけれども、今、どれぐらいの償却率なのかお聞きしたいのですけれども。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

平成28年から今現在、令和2年ということで4年経過しているという状況にございまして、令和元年度末現在の償却、それまでの施設の増減とか入れまして、約62%になるうかと計算してございます。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ということは、平均目安からちょっと出てきたということなのですよ。

それで、公共施設等の町営牧場と晩成温泉で再度お聞きしますけれども、両方とも小破修繕で、町営牧場は約10年、晩成温泉は10年持たないというのですけれども、町営牧場は料金を含めて機械の更新等の施設改修を図りつつ、晩成温泉も施設の在り方、規模について引き続き協議してまいりたいという、そういう内容頂いたのですけれども、町営牧場なののですけれども、先ほど説明ほぼされたのですけれども、町営牧場というのは、十勝管内で大体19の施設があつて、直営でやっているのは大体6施設で、そのうちJAの指定管理が6、振興公社が大体7という数字なのです。

それと、冬期舎飼でいくと、冬期で9施設がやっていて、直営でやっているのは大樹町と清水町で2施設なのです。そういった状況の中で、我が町の牧場利用戸数はどうだろうとなりますから、JA大樹ですと正組合200で36戸ありまして、専業農家、酪農家74戸なのです。牧場でいきますと、夏期で20戸、冬期舎飼が16戸、法人も含むのですけれども、今の利用でいくと約3分の1の利用に至っているのですけれども、先ほど説明ありましたように、一番古い事務所で築47年なのです。木造のフリーストールも4棟とも耐用年数の17年をはるかに超えてきているのです。機械も、比較的新しいタイヤショベル、今年給餌ミキサー入れてますので、それ以外、ほとんどトラクターが2万時間を超えて、これから更新なののですけれども、当面小破修繕をしながらという答弁頂いたのですけれども、もうやりきれない状況の判断だと思ふのです。料金も含めて。料金も、今は多分内税ですよ。ということは、2%上がったときは、町が負担しているのです。その辺も、やはりそのときに本当は外税と一緒にすればよかつたのですけれども、今はそういう状況にしているのですけれども、そういった状況の中でも、今と同じスタイルで経営を運営していくのか、それについて聞きたいのですけれども。

○議長

佐藤農林水産課長兼町営牧場長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

先ほどご説明いたしましたとおり、建物につきましては小破修繕で継続使用していく考えでございます。農作業機械につきましては、今後10年間の更新計画を作成中でございます。内容を精査し、計画的な更新を予定しております。また、コントラ事業などの作業の外部化を進めまして、また機械のレンタルや農業者等からの借上げなども含め、機械

の導入に係る費用を抑えていくことも検討しております。

牧場の在り方では、町営牧場の外部委託についても検討を進めまして、国の補助事業を活用した機械の導入も視野に入れて検討してまいりたいと思っております。まずは、預託料金の値上げについては、管内の公共牧場の夏期放牧、冬期舎飼の預託料を参考にしまして、また作業機械の更新、その後の施設の更新を踏まえた形で積算し、運営委員会にお諮りする予定でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

当面、小破修繕でやっていくのはいいのですけれども、10年たったらもう築50年です。役場でいったら、もう建て替えですよ。そのことは後で町長に聞きます。

利用料金ですけれども、できれば今、内税なので、やはり外税にするべきだと思うのです、私は。その辺も町長、後から聞きますので、お願いをいたします。

それで、2点目で晩成温泉の関係ですけれども、一番これも気になるのです。今のところ、運営は指定管理者で行われているのですけれども、この契約も来年の令和3年度で切れるのです。指定管理も、5年間の期間において、本当に民の知恵でノウハウを結集して、対策を講じた努力、調べたところによりますと、入湯税ですか。当時、はじめは平成27年の予算額が400万9,000円に対して決算が約500万円なのです、実績が。令和元年度が、歳入予算額が414万2,000円だったのに、決算は503万8,000円と、本当に入館者数にかなり努力されているのですよね。ここはやはり民間のノウハウというのは、かなり努力されているのかと思います。

しかし、施設面、本館が築40年、もう浴室が築24年経っているのです。改修してから。学童、農業研修センターも築38年で老朽が進んでいるのですけれども、来年契約の更新時期が来るのですけれども、そういった中で、当面は小破修繕を進めていくというのですけれども、これ、指定管理者がやる上でどうなのでしょうね。本当、これでオーケーになるのか、なかなか厳しい状況だと思うのですけれども、それでも当面は小破修繕でいくのか、それについてお聞きしたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

晩成温泉の利用者数は、宿泊者を含めまして平成29年度で約5万人、平成30年度で約5万2,000人、令和元年度で約5万4,000人と、年々利用者数は増加している状況となっており、大樹町にとっても貴重な観光資源となっているところであります。しかしながら、施設、設備ともに老朽化が進み、大規模な改修が必要な状況となっていると認識しているところであります。大規模改修には、相当な財政負担が伴いますので、当面は小破修繕により維持していくこととしておりますが、来年度には令和4年度以降の指定管

理者を選定していくこととなりますので、早い段階で今後の晩成温泉の在り方等を検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。両施設の目的からいっても、両施設とも築40年が経過しているのです。当面はということは、さっき言った10年とか10年もたないとか、先ほど言ったけれども10年といったらもう築50年、普通の家庭でしたら、もう建て替えですよ。そういった中、将来の目標数値、やはりきちんと5年先、10年先、築50年、運営規模についても先をどうするということを考えるべき。例えば牧場であれば冬期舎飼を縮小するとか、年間雇用している人もいますので、その辺もあって、簡単に廃止できないけれども、縮小するとか廃止するとか、もしくは晩成地区の夏期放牧をやめるとか、そういった思い切った行動に出ないと、なかなか牧場運営は成り立たないと思うのです。

それともう1つは、温泉。温泉をどうするかということ。例えば、今は条例で謳っているので、料金をこっちで指定していますけれども、料金を含めて指定管理にやらせるという方法もあるのです。例えば、チップ代は町で出すけれども、あとは全て何とかやってくれだとか、それと、それができないのであれば、もう1つは冬期の宿泊施設をやめるとか、そういった縮小をして古いものは取り壊すということをしていかないと、なかなか10年、そういった5年先、10年先のビジョンというのは、やはり今から描いていかないと、もたないと思うのですけれども、いざというとき大変だと思うのです。その辺について、先ほど牧場料金の外税、内税について、それについて町長の考えをお聞きしたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、公共施設等の総合計画の中身で特に議員がご指摘の町営牧場と晩成温泉について、ともに築40年以上経過している施設でもありますので、その今後の見通しについてご質疑をいただいているところでもあります。

公共牧場、町営牧場については、やはり私が職員のときに携わったときから見ると、戸数はもう本当に半減以下になっている状況です。ただ、預託の頭数については半減ということはありません。ただ、今の家畜伝染病等の関係で、預託の戸数が減ったということもあります。育成牛をつくっていく、担っていくという部分ではまだまだ役割はあるのかなと思っています。ただ、いかんせんご指摘のとおり、施設または機械等も含めて老朽化が進んでおりますし、私どもの牧場に勤務するスタッフについても、なかなか充足が難しいというような状況が続いているところでもあります。

また、料金についても、今は見直しを進めるということで答弁をさせていただいておりますが、内税であるということもあります。その辺については、料金の改定のこれから検討する中で、ぜひ外税の方向で考えていければなというふうには思っております。

預託されている皆さんにとっても、経営の一環、育成の部分を町営牧場に担っているという役割はあります。「来年からやめます」というようなわけには、なかなかいかないということもありますので、議員ご指摘のとおり、ある程度目先を見据えた中で縮小していくのか更新していくのか改修していくのか、そういう計画を預託者の皆様にも示した中で、どういう形で町営牧場の役割を継続していくべきかというところは検討していきたいと思っております。

先ほど答弁の中で、説明の中でもありましたが、10年は小破修繕ということで漠然と10年、まだこれから使いますというようなことではなくて、具体的にどういうことをやっていく、どの段階でどうしていくということも含めて、ぜひ牧場の運営委員会または経済団体、預託者の皆様とも相談をさせていただきながら、お示しできればなと思っております。

晩成温泉につきましては、あと1年指定管理の期間があります。来年度中には新たな、それ以降の晩成温泉の運営をどうしていくかということも検討していかなければならないと思っております。

今回、パークゴルフ場の指定管理の関係で、期間を見直したというようなこともありますが、やはりその先の指定管理をどういう形でやっていくかという部分では、今現在の晩成温泉の状況をしっかりと評価して把握するということが大前提かなと思っており、その中には、老朽化しております施設の対応について、今後どうしていくべきかということもあると思いますので、その点も含めてしっかり見据えた上で、晩成温泉のこれからの形については、指定管理を募集する段階で、ある程度の目先の部分についてはお示しできるのではないかなと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、晩成温泉については本当に入場者ですか、5万4,000人ってすごい数字に盛り返しているのです。大樹町の観光の1つなので、その辺は、やはり今後指定管理者と十分協議していく必要があるのかなと思います。

牧場なのですけれども、当面は10年程度、施設を利用するとのことなのですけれども、私が思っているのは、特にひどい、ひどいと言ったら怒られるのですけれども、本牛舎です。舎飼。あれはちょっと、一度冬、雪降った日、牧場運営委員会で見に行ったほうがいいですよ、絶対。あれはひどい。ひどいというか本当によくここで働いているなというくらい感心して私も1回見たのですけれども、そこを早急にやはり回避していかなければならない。そうしないと今6名年間雇用しているのですけれども、そのうち、何か辞めて

いくのではないかと、もうそれぐらい厳しい状況に追い込まれているのです。ぜひその辺も今後、検討していただきたいと思います。

次、第5期の総合計画の中で優先順位、Sとか優先整備が出ていますプールについてと学童保育について聞きたいのですけれども、今後、財政状況見ながら計画的に進めてまいりたいという答弁なので、多分建設を進めるのだらうと思うのですけれども、今現在、庁舎で約25億円、これにあと備品とかいろいろかかるのですけれども、スマート街区も100%道の補助金ですけれども、運営事業費がどういう形で進められるか、まだ未確定なのです。多分、ひょっとしたらその経常経費が増える可能性がある中、それと今、法人の認定こども園が建設で、実施設計で工事費も協議中ですけれども、これも恐らく8とか9とかそういう数字が生まれてくるのではないかと思うのですけれども、そういった中で、それと単年度の経常経費を見ても、微増傾向にあるのです。恐らく10%や20%近く微妙に上がっているのではないかと思うのですけれども、そういった令和元年度の一般会計の財政状況、基金が36億2,000万円、町債が99億5,000万円という結果から、それぞれの状況から両施設とも令和4年度以降に検討中とされているのですけれども、執行計画されているのですけれども、本当にこれ、両施設とも建設していくのでしょうか。その辺についてちょっと聞きたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私どもの先ほど説明をさせていただきましたが、検討チームの中で優先順位をつけて、町民プールについては優先度が非常に高いという結果を見ております。また、学校現場からもプールに対する要望が出ているところでもあります。

いろいろな施設の広域での活用も叫ばれている昨今ではありますが、プールについても、その部分では教育委員会のほうでも検討しておりました。ただ、授業等の関係で利用するという点も含めて、やはり今の規模、今6レーンですが、その規模であるかどうかは別にしても、やはり一番利用の多い小学校に近いところに町民プールとしての学校で使うようなプールの設置が必要であるということもあって、今現在教育委員会とも協議をし、また今現在のプールについては、B&G財団からのご支援を頂いて建設したものでもありますので、B&G財団ともプールの改築に向けての検討を進めているところでもあります。B&G財団からの補助が見込めるという段階で、プールについては建設を進めたいという思いでおります。

一方、学童保育の施設であります。以前に私どものほうで計画をし、建築に向けて準備を進めていたということですが、残念ながら建設には至らなかったというところでもあります。従前から公共施設の整備については、年次計画をもって重複しないような形で進めていくということをお示しさせていただいており、そういう形で進めているところでもあります。

ただいま役場、子ども、または町民の悲願でもありました役場庁舎の建設に今年から手がけたところでもあります。また、法人の認定こども園についても保育環境の充実を図りたいという思いも含めて、実施設計、そして来年度から事業着手という予定になっております。

プールについては、しかるべき段階ということで、まだ具体の年次は申し上げられませんが、予算を計上させていただいた上で執行できればと思っているところです。

学童保育についても、建設をもくろんだということもありますので、建設については進めたいという思いはありますが、他の、例えばその学童を建てる段階ではなかった認定こども園の新たな設置が進められているということもありまして、そこに例えば南保育園に、あの地域で今、十分な手だてが講じられていない行政区の集会施設等をひよっとすると、仮ですよ、もっていければ、今の学童または武道館で学童を継続することも可能性はゼロではないなというところも踏まえて、そういうあの当時にはなかった施設運営の在り方等も含めて、学童については検討していきたいと思っております。どういう形で学童の施設が整備できるか、改修できるかというところはこれから検討してまいります、そういう形で学童とプールについては、今後の施設運営をもくろんでいきたいという思いであります。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。当面、執行計画の中では町民プールですけれども、計画の中では基本設計で大体1,200万円見ていたと思うのです。建築費が約4億円という数字が出ていたと思います。恐らくこれに学童保育所を新たに建てるとうしますと、約10億円はかかるだろうと思うのです。

大型投資、経常経費が微増していく中、将来に向けて地方債の現在高調書だとか基金残高、起債残高だとか償還金と総合すると、例えばプールと学童の建築を1年ずらしてもそんなに財政が緩くなるわけではないと思うのです。そうすると、財政難に陥る、また逼迫するのではないかと、前回同じこと質問したのですけれども、そういうことを一番心配するのですけれども、ここは先ほど今町長言ったように、もう一度両施設の事務事業の目線を変えるべきだと思うのです。今、町長言ったように。

多分、今町長の答弁からいきますと、プールは多分新築、新しく建てたいのだろうというのが答弁で分かりました。問題は学童保育所なのです。学童保育所は、今町長は武道館もあり得るだろう、仮と言いましたけれども、そこはまたバスで送迎しなければならないのです。

私もちょっと提案したいのは、今法人がやっている保育所を利用できるのでは。南北が空きますと、基本的には返却なのです、町に。北は土地も建物もそうなのです。南は建物は町に返す、土地は宗教法人ですが。そういったことを考えるとバスの経費も浮くだろう

と。昔のスタイルに戻すのもいいのではないかなと。送迎が心配されるのですけれども、送迎のそういう時間は、今学校でやっています学校運営協議会（CS）その中で学校地域協働本部というのがありますので、そういった中でボランティアの方を募るとか、そういったやり方もいろいろ工夫があるので、全体でそういうことをイメージしながら目線を変えるべきでないかと思うのですけれども、再度町長お願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、議員がご指摘のとおり、目線を変えるという部分では、今のような、例えばCSを利用するか、これから新しい認定こども園ができたときに空くであろう南北の保育所の施設を活用するというようなところも、目線を変えるという部分でまさにそのとおりにかなというふうにも思っておりますので、そういう今の状況と環境が変わりつつあるところ、そこをしっかりと見据えたうえで施設の整備を進めていくということはもちろんだと思っております。

また、何が何でも施設をやるということではありません。従前から施設整備を行う段階では申し上げているつもりではありますが、しっかりと財政、財源を見据えた中で、またそれを建てることによって発生するランニングコストも含めて、財政運営、シミュレーションをするうえで建設を進めていくという思いは強く持っておりますので、そういう、建ててしまったから町が、財政が立ち行かなくなって破綻するなんていうことは、到底私も考えてはおりませんので、そういう点についてはしっかりと地に足を据えて対応していきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、これコロナ禍とかいろいろあって、本当に経済環境、町民の生活ニーズが変わっていく環境なので、ぜひその辺を柔軟に対応しながら進めていただきたいと思います。

それで、第6期の中で、議会の総務常任委員会において所管事務調査を行い、松本委員長が報告したのですけれども、結構時間がかかるので、途中から抜粋して読み上げると、「移転後7年目を迎えた現在も、施設整備や今後の運営、旧図書館の施設の処分等についての方向性が示されていないことから、明確な方向性を決定するため議論を速やかに開始すべきだ」と、そういった共通認識で委員長報告させていただいたのですけれども、やはり第6期に向けて総合計画の中で、図書館の在り方というのは、今の学習センターも含めて、どういう形で進めていくのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回、定例会の冒頭で、所管事務調査の報告を頂き、私も非常に内容を興味深く拝見をさせていただいたところです。今の図書館が耐震がないということで、緊急避難的に学習センターに移転をしている現状があります。

その中で、所管事務調査の中でも報告がありましたが、メリット・デメリットは確かに書いたとおりあるかなと思っております。施設の有効利用という観点からは、光熱水費も含めて学習センターの中で図書館機能があるということ、またはあそこにあるということなので、使い勝手のよさも当然あろうかなと思っていますところ。ただ、いかんせん蔵書のまだ4割が旧図書館の中にあるということで、利用される方々には大変なご不便をおかけしていると思っていますところでもあります。

今後、大樹町にとってどういう形で図書館を整備・運営していくということが望ましいかという点については、利用される方または教育委員会サイドの意向も確認したうえで、方向性を出すべき案件であるというふうには思っているところでもあります。第6期の総合計画ということを考えれば、令和6年以降ということにもなりますので、そこまでに結論が出せればいいですし、出せなくても第6期の中では、しかるべき位置付けが、どうするかという位置付けが必要になると思っておりますので、これからも板谷教育長とともに図書館の在り方については鋭意検討していきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。できればここで板谷教育長、どうなのだと聞きたいのですけれども、通告書に質問事項、質問者書いていませんので、今日はやめます。

これまでの再質問は、公共施設等の計画に基づいて、老朽化の施設2件、第5期の建設検討中のやつが2件、第6期のやつ1件について、それで答弁や説明を頂いたのですけれども、あと2問で終わりにしますけれども、施設全体のことについてお聞きしたいと思います。

公共施設、人口町民1人当たり床面積が先ほど説明頂いたように19.8なのです。これ、全国平均なので、人口密度とか、土地の面積の広さが違うので、一概に5.8倍、6倍だとは言えないのですけれども、例えば同じ町村、南十勝の中でどのぐらいの床面積だと、そういう調査も今回はして、自分の町がどのぐらいの位置にあるのだということも、やはりこれから検討すべきでないかと思う。それを今後お願いしたいと思います。

それで、町民サービスを行ううえで、廃止できない施設もあるのですね。やむを得なく。周辺施設の立地状況を踏まえながら、今後、施設や統合、機能の複合化等により、効率的な施設の配置を考慮していくことが必要だと思うのですけれども、それについて伺いたいのと、もう1つは、それぞれの施設の費用対効果を踏まえながら、人口減少や厳しい財政状況を勘案し、必要なサービス水準を確保しつつ、施設の総量というか適正化、例え

ば施設同士の統廃合を進めるとか、新しいもの1建てたら古いもの2を壊すとか、そういったことをもうやっていかないと、だんだん床面積が増えていくと思うのですけれども、その辺についてちょっと町長の考え聞きたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

公共施設を新たに造る段階で、今まで従前使っていたものをなくしていくという、スクラップアンドビルドでしたか、1つ造ったら1つ壊していくという考え方は、まさにそのとおりだと思います。新しいものを造っても、古いものをそのままにしておいたら、いつまでも面倒見る、床面積が増えるばかりでありますので、そういう意味では、その思いは私も強く持っておりますので、その思いで施設の運営、または整備について携わっていききたいと思います。

また、古くなった建物をいつまでも置いておくというのも、非常に安全的にも美観的にもよくないということもありますので、もう使用しない施設について活用の方策がないものについては、お金をかけてでも壊していくということが必要でもありますし、願わくば有効利用できる、民間の方が有効できるような更地になれば、ぜひそこは民間の方にお譲りしてでも活用していただければと思っているところでもあります。

これからも老朽化する施設については、更新計画を持った上で整備をしていかなければなりませんので、今議員からご指摘のあるお考え方については、私は全くそのとおりだと思いますので、どんどんどんどん床面積が膨らんでいくことのないように、人口はどうしても減っていくということがあれば、それだけでも町が担っていかなければならない1人当たりの床面積というのは増加をしてしまいますので、そういうところを抑制するようなレイアウトや配置も含めてこれから検討していく考え方の中の大きな肝としてその思いは持っていたと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、その辺をお願いしたいと思います。1人当たりの床面積が増えるということは、お金に変えると1年間の経常経費が増えるということで、1人当たりの経費が増えるということなので、ここはやはり人口を見合わせながら、適正な床面積をお願いしたいと思います。

最後になるのですけれども、今回の質問は、配付されたこの公共施設等総合管理計画ですね、この中でちょっと、一応全部読ませていただきました。そうしたら、23ページにぜひこれは町長にやっていただきたい事があったのです。今ここで、町長や説明員がいろいろ説明していただいたのですけれども、ここにいる人だけが共有するだけで、職員全体が共有していませんよね。それ、内容を読みますと、「職員1人1人が公共施設等の管理

の意義や必要性を理解する必要があるため、全職員にこの計画内容を周知させるなど、意識の共有化を図ります。職員1人が常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指す戦略的取組が必要であることを示し、そのために各施設を管理する職員に対して技術的な講義等を行うとともにマネジメントに関する講義も取り入れ、職員のスキルと意思向上に努めるなど、必要な研修を行います」と、こういう立派な内容書いているのです、これ、まさにそうだと思うのです。ここにいる人だけ共有してもだめなのです。若い職員をやはり同じレベルで同じ視点を持って、同じ理解を持ってやることが私は絶対必要だと思うのです。

そういうことで、厳しい財政状況を共有しながら、意識を向上するために必要な研修、講義、ぜひ町長にやっていただきたいのですけれども、最後にそれお願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私も今回、齊藤議員から、このご質問を頂いた中で、平成28年度、29年の2月でしたか、に策定をし、議員協議会に説明をさせていただきました公共施設等総合管理計画を全部、もう一度読みました。議員ご指摘のとおり、23ページに職員向けのスキルと意識向上、またはマネジメントに関する講義を取り入れたものの研修をやると、ここに明記してありました。

担当者、各施設を管理する職員に対する技術的な講義というのは、それぞれ所管するところで技術的な、またはいろいろな新しい取組も含めた専門的な講習は受けているのですが、職員全体で同じ思いを持って施設の管理運営に携わるためのマネジメント講習というのは今までやってなかったということでもありますので、早い段階で、ちょっと、いついつとは今明記はできませんし、どのような方を呼べばこういう講師が、研修ができるかというところも、これからではありますが、この計画の中でやるというふうに明記してあった点については、今まで開催ができなかったということでもありますので、しかるべき段階で講習を進めるべく、担当課のほうに指示を出しましたので、開催をしたいと思っております。今まで開催ができなかったということについては、おわびを申し上げたいと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、これ、やはり職員全員、多分これ、ここの本社だけでなく、多分病院も同じなのです。介護施設も同じなのです。やはり上層部、事務局だけが思っていたらだめなのです。やはり病院も同じで、看護師も、医者も、みんな同じ共有持っていないと、病院もこの間言いましたけれども、結構大変なのです。そういったことで、ぜひそういう計画を実施していただきたいと思います。

総合計画を進めていく中で、今日のコロナ禍、自然災害等の影響があつて、社会情勢的確に把握しながら、国の地方財政の計画や税収見込みを踏まえ、健全な財政状況を維持

するために、町民のニーズの変化、効率的な施設の配置に対応して、施設間の統廃合を視野に入れながら、また既存の施設の改修・更新等に係る費用を平準化するとともに、投資の費用を抑制することはこれから本当に重要だし、床面積を減らしていくことが重要なのです。そういったことで、中長期的な視点に立ちながら、戦略的な公共施設の再編成と管理に取り組んでいくことをこれからも切にお願いをいたしまして、一般質問を終わります。

○議 長

以上をもって、一般質問を終了いたします。

◎延会の議決

○議 長

本日の日程は、全て終了いたしました。

よって、本日はこれにて散会いたします。

延会 午後 3時22分

令和2年第4回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和2年12月11日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 陳情第 4号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求める陳情書（審査報告）
- 第 3 陳情第 5号 少人数学級の実現を求める陳情書（審査報告）
- 第 4 陳情第 6号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書採択に関する陳情書（審査報告）
- 第 5 発委第 6号 少人数学級の実現を求める意見書
- 第 6 発委第 7号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書
- 第 7 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（11名）

2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘	4番 西 山 弘 志
5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二	7番 松 本 敏 光
8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範	10番 志 民 和 義
11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之	

○欠席議員（1名）

1番 寺 嶋 誠 一

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 徹 則
企画商工課参事	大 塚 幹 浩
住 民 課 長	林 英 也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼	
町立尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ

農林水産課長兼町営牧場長	佐藤弘康
町営牧場参事	梅津雄二
建設水道課長兼下水終末処理場長	水津孝一
会計管理者兼出納課長	小森力
町立病院事務長	下山路博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見由香

<教育委員会>

教 育 長	板谷裕康
学校教育課長	瀬尾裕信
学校給食センター所長	楠本正樹
社会教育課長兼図書館長	清原勝利

<農業委員会>

農業委員会 会長	穀内和夫
農業委員会 事務局長	吉田隆広

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長	松木義行
主 事	八重柏慧峻

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

3番 吉岡信弘君
4番 西山弘志君
5番 村瀬博志君

を指名いたします。

◎日程第2 陳情第4号

○議長

日程第2 陳情第4号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求める陳情の件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、報告を求めます。

総務常任委員会委員長、松本敏光君。

○松本総務常任委員長

去る12月8日の本会議において、本委員会に付託された陳情第4号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求める陳情書について、同日、委員会を開催し、審査を行いましたので、議会会議規則第94条の規定に基づき、結果を報告いたします。

本陳情の趣旨は、所得税法第56条が「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、その対価の支払いは必要経費に算入しない」と定めていることを不公平、かつ、不利益であるとして、国に対し、廃止を求める意見書の提出を求めるものであります。

家族従事者の自家労賃の支払いは、必要経費として認められませんが、所得税法第57条の規定により青色申告を行うことで、必要経費とすることが可能であること、事業主は白色・青色いずれかの申告方法を選択する権利を有していること、法第56条を廃止する場合には、経費と家計の区分の客観性の担保や、恣意的な所得分配の防止に対する対策が必要であることなど、整理すべき課題も残されることとなります。

これらを踏まえて審査を行いました。税制上の意義や問題点、国等の取組状況につい

での認識を深めた中で、改めて判断すべきであるとの意見で一致したことから、本陳情については継続審査とすることに決定いたしましたので、報告いたします。

○議 長

報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りします。

本件は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの決定のとおり議事を進めます。

これより、陳情第4号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第3 陳情第5号

○議 長

日程第3 陳情第5号少人数学級の実現を求める陳情書の件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、報告を求めます。

総務常任委員会委員長、松本敏光君。

○松本総務常任委員長

去る12月8日の本会議において、本委員会に付託された陳情第5号「少人数学級の実現を求める陳情書」について、同日、委員会を開催し、審査を行いましたので、議会会議規則第94条の規定に基づき、結果を報告いたします。

本陳情は、新型コロナウイルス感染症により緊急性が高まっていることも含め、もとも

と学校は一人ひとりの子どもとじっくり向き合い、悩みに耳を傾け、個別の指導をすることが大切であること、教育現場や教育団体からも、長年に亘り要望が挙げられていること、地方団体の全国組織による緊急提言のほか、政府が定めた骨太の方針2020にも「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備の検討」が提起されていることなど、少人数学級の実現は、教育関係者や国、地方公共団体の共通認識となっています。

このため、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣に対し、「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級を速やかに実現するため、必要な措置を講ずること。」を求める意見書の提出を主旨とする本陳情については、全会一致で採択すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議 長

報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第5号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎日程第4 陳情第6号

○議 長

日程第4 陳情第6号コロナ禍による地域経済対策を求める意見書採択に関する陳情書の件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、報告を求めます。

経済常任委員会委員長、西田輝樹君。

○西田経済常任委員長

12月8日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第6号「コロナ禍による地域経済対策を求める意見書採択に関する陳情書」について、同日、委員会を開催し、審査を行いましたので、大樹町議会会議規則第94条の規定により、審査結果をご報告いたします。

本陳情は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣に対し、新型コロナウイルス感染症への万全な対策を図るため、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適宜対応を図ること。農畜産物の需要を喚起する対策を強化し、今後もコロナ禍での影響試算と対策を拡充することを求める意見書の提出を主旨とするものであります。

新型コロナウイルス感染症対策による経済活動の縮小や外食産業の低迷による影響で、米や牛肉・乳製品、小麦、砂糖など農畜産物の需要が大幅に減少し、需要喚起と価格の回復対策が急務であります。

農業を基幹産業としている北海道にとっては深刻な問題となっており、今後も農畜産物への影響が続くと、農業者の経営困窮や関連企業の縮小・倒産など、地域経済にも大きなダメージを与えることから、経済再興に向けた地域の取組への支援が必要であると判断し、本陳情について、全会一致で採択すべきものと決しましたので、委員会報告といたします。

○議 長

報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第6号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

◎日程第5 発委第6号

○議 長

日程第5 発委第6号少人数学級の実現を求める意見書についての件を議題といたします。

お諮りします。

本意見書の趣旨は、先に採択と決定した陳情第5号の趣旨と同様でありますので、この際、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの決定のとおり議事を進めます。

これより、発委第6号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発委第7号

○議 長

日程第6 発委第7号コロナ禍による地域経済対策を求める意見書についての件を議題といたします。

お諮りします。

本意見書の趣旨は、先に採択と決定した陳情第6号の趣旨と同様でありますので、この際、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの決定のとおり議事を進めます。

これより、発委第7号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長

日程第7 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

会議規則第74条の規定に基づき、各委員長からお手元に配付したとおり申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上をもって、今定例会に付託された事件は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、令和2年第4回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時17分